

# デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3年（2021年）12月24日



この計画は、デジタル社会形成基本法第37条第1項に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、同法第8条第5項の規定に基づき、国会に報告するものである。



# 目 次

第1	はじめに ～重点計画の目的～	1
第2	デジタルにより目指す社会の姿	3
1.	デジタル化による成長戦略	4
2.	医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化	6
3.	デジタル化による地域の活性化	7
4.	誰一人取り残されないデジタル社会	8
5.	デジタル人材の育成・確保	12
6.	DFFTの推進を始めとする国際戦略	13
第3	司令塔としてのデジタル庁の役割	14
第4	デジタル社会の実現に向けての理念・原則	16
1.	誰一人取り残されないデジタル社会の実現	16
2.	デジタル社会形成のための基本原則	19
3.	BPRと規制改革の必要性	19
4.	クラウド・バイ・デフォルト原則	19
第5	デジタル化の基本戦略	21
1.	デジタル社会の実現に向けた構造改革	21
2.	デジタル田園都市国家構想の実現	24
3.	国際戦略の推進	27
4.	安全・安心の確保	30
5.	包括的データ戦略の推進	33
6.	デジタル産業の育成	40
第6	デジタル社会の実現に向けた施策	41
1.	国民に対する行政サービスのデジタル化	41
(1)	国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン	41
(2)	新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化	43
(3)	マイナンバー制度の利活用の推進	44
(4)	マイナンバーカードの普及及び利用の推進	46
(5)	公共フロントサービスの提供等	49
2.	暮らしのデジタル化	53
(1)	暮らしを変えるデータ連携の実現	53
(2)	準公共分野のデジタル化の推進	54
(3)	相互連携分野のデジタル化の推進	68
3.	規制改革	70
(1)	全ての分野の共通基盤となるデジタル改革	70
(2)	初等・中等教育におけるオンライン授業の実施	73
(3)	医療DXの基盤構築（オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋）	74

4. 産業のデジタル化 .....	75
(1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 .....	75
(2) 中小企業のデジタル化の支援 .....	77
(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション .....	78
5. デジタル社会を支えるシステム・技術 .....	79
(1) 国の情報システムの刷新 .....	79
(2) 地方の情報システムの刷新 .....	96
(3) デジタル化を支えるインフラの整備 .....	103
(4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 .....	106
6. デジタル社会のライフスタイル・人材 .....	110
(1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換 .....	110
(2) デジタル人材の育成・確保 .....	113
第7 今後の推進体制 .....	117
1. デジタル庁の役割と政府における各種会議 .....	117
(1) 司令塔としてのデジタル庁の役割 .....	117
(2) デジタル社会推進会議の開催 .....	117
(3) デジタル社会構想会議の開催 .....	117
(4) デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催 ..	117
2. 地方公共団体等との連携・協力 .....	118
3. 民間事業者等との連携・協力 .....	118

## 工程表

## 別冊

### 施策集

本計画とデジタル社会形成基本法第37条第2項各号に定める記載事項との対応関係  
 本計画と官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係  
 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

## 第1 はじめに ～重点計画の目的～

我が国では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法<sup>1</sup>（IT 基本法）の制定以降、インターネット等のネットワーク環境の整備は相当程度進展したものの、デジタル技術の進展に伴い、その重要性・多様性・容量が爆発的に増大した「データ」については、生成・流通・活用など全ての側面において環境整備が十分ではなかった。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方の情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていなかったこと、マイナンバー等のデジタル基盤に関する制度や手続の所掌が複数府省庁に分散していたこと、各府省庁で所管業界を対象としたデータ利活用の推進等が図られたものの府省横断的な視点が十分ではなかったことなどにより、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率や、度重なるシステムトラブルの発生など、官民においてデジタル化をめぐる様々な課題が明らかになった。

海外においては、コロナ禍以前から、民間部門において、データを効果的に生成・収集・利活用する企業が続々と勃興、プラットフォーム効果とあいまって急激な成長、技術革新を遂げているだけでなく、政府を始めとする公的部門においてもデータの活用が進展し、新型コロナウイルス感染症対応の多くの場面において我が国との差異が顕在化したところである。

こうしたデジタル技術の高度化に対応することなく、場当たりの・継ぎ接ぎ的な対応をしている限り、我が国は世界の趨勢に乗り遅れ、国際競争力の低下を招くとの認識の下、昨年「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」<sup>2</sup>（以下「デジタル改革基本方針」という。）が策定され、令和3年（2021年）9月1日、デジタル庁が発足した。

デジタル庁の創設により我が国の情報システム整備体制は相当程度整備されたが、これは我が国におけるデジタル社会の実現に向けた第一歩にすぎない。今後、デジタル庁の更なる体制強化を図りつつ、グローバルレベルのデジタル社会を実現するためには、将来的なデジタル社会の目指す姿、ビジョンを描き、その実現に向けて、関係者が一丸となって取組を進める必要がある。このため、デジタル庁において令和3年（2021年）9月から「デジタル社会構想会議」<sup>3</sup>を開催し、今後のデジタル社会の在り方等について調査審議を進めることとした。

デジタル社会の目指す姿を実現するためには、単に国や地方公共団体の情報システムを改革するだけでは不可能である。規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行わなければ、そもそもデジタル化を進めることも困難であり、ましてや、その恩恵を国民や事業者が享受することもできない。このため、令和3年（2021年）11月から内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」<sup>4</sup>を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進することとした。

また、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受するためには、構造改革だけでも不十分であり、実際にデジタル技術の実装を通じて地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、

<sup>1</sup> 平成12年法律第144号

<sup>2</sup> 令和2年12月25日閣議決定

<sup>3</sup> 令和3年9月7日デジタル大臣決定

<sup>4</sup> 令和3年11月9日内閣総理大臣決裁

産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大を図る必要がある。そのため、令和3年（2021年）11月から内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」<sup>5</sup>を開催し、地方創生におけるこれまでの取組や成果などを十分に踏まえながら、デジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進することとした。

さらに、グローバル化とデジタル化があいまって進展し、データの重要性が飛躍的に高まる中で、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化している。

我が国は、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築することが、国境を越えた自由なデータ流通を促進することを可能にするとの認識の下、令和元年（2019年）に「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」<sup>6</sup>の概念を提唱したが、今こそDFFT推進に向けた具体的成果の創出が求められている。令和5年（2023年）のG7日本議長年も見据えて、我が国がDFFTの推進をリードしていくこととする。

我が国のデジタル化の歩みを振り返ると、20年前には、インターネットを始めとするネットワークの構築がIT戦略の中心となっていたが、その後の環境変化を踏まえ今日では、国民一人ひとりにどのようなサービスを提供することができるかといった点が重要であり、我が国の成長戦略の視点も大きく変革している。

我が国のデジタル改革は、緒に就いたばかりであるが、この重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであり、デジタル庁を始めとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものである。

よって、まずこの計画に記載した施策については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視し、施策のスケジュールや指標（KPI）を可能な限り設定しつつ、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、着実に進めていくこととする。

そして、同時に、この計画に記載した我が国が目指すべきデジタル社会を実現するため、この計画に記載した「デジタル原則」に基づき、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとする。

具体的には、令和4年（2022年）の年央に向け、「デジタル社会構想会議」、「デジタル臨時行政調査会」、「デジタル田園都市国家構想実現会議」それぞれにおける検討・取組を進めるとともに、これらと連動して、デジタル庁が司令塔となり、各府省庁と緊密に連携・協力して、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を行う。

その上で、令和4年（2022年）の年央を目途に、この計画をバージョンアップさせた、次期の重点計画を策定することを目指すこととする。

---

<sup>5</sup> 令和3年11月9日内閣総理大臣決裁

<sup>6</sup> デジタル時代の競争力の源泉である「データ」について、プライバシーやセキュリティ、知的財産等に関する課題に対処することで、国内外において自由なデータ流通を促進させ、消費者及びビジネスの信頼を強化するという考え方。



## 第2 デジタルにより目指す社会の姿

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしている。そして、それは政府全体の目標である Society 5.0<sup>7</sup>の実現にも直接資するものである。

「目指す社会の姿」を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども<sup>8</sup>等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFT の推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる。それらに関するデジタル社会構想会議における議論を踏まえ、分野ごとの目指すべき社会の姿、その実現に向けた手法、留意点について当面以下1.～6.の方針で施策を展開することとする。

その際、誕生したばかりの新生児から高齢者に至るまで、人生100年の時代におけるあらゆるライフステージにおいて、我が国の未来を支えるこども達一人ひとりに最適な教育の提供、人を惹き付ける魅力的な仕事の創出、生涯を通じたゆとりと安心のある暮らしの実現など、国民一人ひとりが、デジタル技術の恩恵によってそれぞれのライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしを営むことができるよう、「個人を支える」デジタル化の実現を目指すものとする。



さらに、デジタルにより地域が直面する様々な課題を解決し、デジタル田園都市国家構想の実現に寄与する「地域を支える」デジタル化、デジタル改革・規制改革・行政改革といった構造改革を推進し、我が国の経済成長に貢献する「産業を支える」デジタル化、国や地方が共通して使うことのできるデジタル基盤を整備し、効率的な行政運営を実現する「国を支える」デジタル化、DFFT の推進により、信頼を維持しつつデータがもたらす価値を最大限に引き出す「世界を支える」デジタル化の実現も併せて目指すものとする。

<sup>7</sup> フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会であり、豊かな人間社会を支えるもの。

<sup>8</sup> この計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和3年12月21日閣議決定）に倣い、法令上の用語や既存の研究会・調査等を引用している場合を除き、「こども」という表記を使用する。

## 1. デジタル化による成長戦略

「はじめに」で示したように、新型コロナウイルス感染症への対応でデジタル化をめぐる様々な課題が顕在化した今こそ、デジタル化を一気に進め、社会課題を解決する必要がある。デジタルの可能性を最大限に引き出すことは、一つ一つの産業の成長はもとより、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現の上でも不可欠といえる。すなわち、デジタルの力によって、場所を問わず、年齢を問わず、国民一人ひとりが多様な選択肢を持ちながら質の高い生活を送ることができ、ライフステージに合った最適なサービスを選択することのできる社会の実現が可能となり、さらには、自然災害や感染症等の事態に対して強靱な社会の実現が可能となる。逆にいえば、今、覚悟を決めてデジタルを最大限活用して課題解決を図らなければ、我が国が世界最先端のデジタル国家になることはおろか、世界に伍していくこともはや不可能というマインドセットへの転換を図る必要がある。

加えて、少子高齢化や地域の人口減少が進む我が国においては、データを智慧・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付ける。また、デジタルによる国や地方公共団体の情報システムの刷新に加えて、デジタルに合致していない規制・制度、行政や人材の在り方も含む本格的な構造改革を行う必要がある。

このような課題意識の下、官民でデジタルファーストの原則を業務の進め方も含めて徹底することにより、社会全体の生産性の向上を図るとともに、デジタル化により蓄積されたデータを活用した政策決定や、官民のデータの流通・活用を通じて社会の効率性や創造性を高め、結果として、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す。

デジタルファーストの原則を法制面から徹底するため、社会にデジタル技術を実装する際の原則を確立し、法令が原則に適合したものであるかを確認するプロセスや体制の在り方について検討することとする。

創造性の高い社会を構築するためには、国は地方公共団体や民間との連携の在り方を含めたアーキテクチャの設計やデータの標準化を推進し、上位のレイヤーは民間の活力・創意工夫を最大限に活用するといった役割分担を明確にすることも重要である。

また、こうした社会の基盤として、識別子としてのマイナンバーと、本人確認・認証手段としてのマイナンバーカードを峻別した上で、デジタル社会における ID であるマイナンバーの利用の拡大を図るとともに、継続的な発展に向けて、マイナンバーカードによる認証を利用した行政サービスを民間が後押しするための仕掛け、つまりはライフイベントにおいて、行政サービスと民間事業者のビジネスの恩恵を、国民一人ひとりが官民システムの連携を通じて享受できる社会の実現を目指す。あわせて、オープンデータの活用の徹底<sup>9</sup>や様々なプラットフォームの連携・拡大に取り組む。

さらに、マイナンバーカードの持つ機能をデジタルデバイスにアプリ等として搭載するなど、物理的にカードを持ち歩くことなくデジタルデバイスによってサービスが完結することにより、より一層のマイナンバーカードの普及や当該サービスの利用が期待できる。

加えて、5G や光ファイバなどのインフラを全国的に整備した上で、デジタル技術を活用した自動配送・遠隔医療・オンライン教育の実施などのサービスを実装すること、データを活用することにより健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野を始めとする全産業のデジタル

<sup>9</sup> RESAS (Regional Economy Society Analyzing System : 地域経済分析システム) を含む。

化を推し進めること、取引（受発注・請求・決済）等の相互連携分野のデジタル化を通じて中小企業のデジタル化を支援することなど、規制改革の象徴であり、成長戦略の柱である社会全体のデジタル化を進め、産業全体の収益力の強化を図ることが20年間停滞してきた我が国の経済の成長のために不可欠である。

一方、経済成長の代償として、他の重要な価値観を軽視するようなことがあってはならない。互いの尊厳や意見が尊重されるような偏りのない公正なデジタル社会や、経済成長と国民の幸福やSDGsといった社会的な道徳の価値が両立した社会の実現も同時に目指していく。

## 2. 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

健康・医療・介護、教育、防災、こども等の準公共分野は、国民生活に密着している分野であるにもかかわらず、現状では、サービスの提供を受ける利用者の側から見れば、様々な切り口から断片的・画一的なサービスが提供されている状況にあり、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（目指す姿）になっていない。

今後、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性を高め、その結果、サービスの提供を受ける個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、より豊かな生活の実現に向けて暮らしを自らの手で積極的にデザインすることができるような社会、すなわちデジタルの可能性を最大限に引き出すことによって一人ひとりに最適なサービスが提供される社会の実現を目指す。

このため、準公共分野においては、官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの提供・共有をデジタル化によって更に進め、地域ごとに設定されたデータの取扱いルールを見直してスケールメリットを発揮できるよう、民間がデータを提供・利活用する際に遵守すべきルールを明確に設定する。

また、国民一人ひとりが最適にサービスを組み合わせ、自由に暮らしをデザインできるような多様なサービスの提供を促進するため、政府が蓄積・収集した準公共分野のデータや民間が保有する準公共分野のデータについては、オープンデータ・バイ・デザイン<sup>10</sup>の考えを徹底することにより民間による積極的な利用を促進するとともに、API・データの公開原則を徹底することにより相互に関連するサービスの官民連携を促進する。

準公共分野における国・地方間のデータ連携・API 連携については、デジタル庁が司令塔となって、連携アーキテクチャの設計も含め全体像を描き、その不断の見直しを行うこと、情報システム間で異なるデータの取扱いルールの標準化や機関ごとに異なる調達基準などの整備を促進すること、基盤となるデータをベース・レジストリとして整備し、行政機関内の共有にとどまらず、民間を含めて広く活用され得るものはオープンデータ化を徹底することなど、データの利活用に関するルールを積極的かつ継続的に見直していくことが求められる。

さらに、各分野におけるデータの積極的な利活用の実現に支障となっている制度や運用を見直すこと、モビリティ、健康・医療・介護、気象、人流等のデータを防災分野において利活用する等、分野横断的なデータ利活用を促進することにより、サービスの質の更なる向上を図る。

その際、国民一人ひとりが安全・安心な環境の下でニーズに合ったサービスを選択できるよう、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護を徹底する。

---

<sup>10</sup> 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

### 3. デジタル化による地域の活性化

デジタルは、時間と空間の制約を取り払うこともあり、地域が直面する課題を解決する可能性を飛躍的に増大させるだけでなく、データの収集、アイデアや手法の共有・全国展開を容易にする力を持っている。しかしながら、今日ではインフラ整備が不十分であるだけでなく、国と地方、地方と地方、分野と分野の間で、情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていない、国民や政策ニーズの変化に迅速に対応すべく効果的にデータを収集・活用することができていない、などの課題がある。国民目線、利用者目線で地域のデジタル改革、デジタル実装を進めていくことが求められている。

このような認識の下、国において地方が共通に使える共通基盤を提供することなどにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、地域社会の持続可能性の確保等を図り、その結果、「地域が抱える課題が解決され」、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた「地域の魅力が向上する」社会の実現を目指す。

このため、5G や光ファイバのようなインフラ整備、地域におけるデジタル人材の育成を通じたデジタルデバイドや地域間格差の解消、在宅勤務のための環境整備を通じた地域における雇用増加、地域コンテンツの発信強化を通じたエンターテインメントの実現、書面・押印・対面原則の更なる見直しやリモートワークの支援を通じた物理的な職場からの解放の促進など、交付金の活用等により、地域におけるデジタル実装を強力に推進することが必要である。

また、行政手続の簡素化・オンライン化やワンストップ・プッシュ型のサービスの実現などのデジタル化を推進すること、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図るための地方公共団体共同型の課題解決をデジタルの活用により実現すること等、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進する。

さらに、地方公共団体がデジタルを介し、自ら課題をオープンにすることで、地域課題の解決に関する提案・共創の募集を促し、スモールビジネスの起業の促進等を通じて都市圏からの若年層の移住や新規ビジネスの創出の促進を図ること、地域におけるアイデアの共有・横展開の実現を図ること等、地域における人材と地域課題のネットワーク化を実現するための取組を推進する。

このように、デジタルを地域づくりに活用することにより、前述の医療・教育・防災・こども等のサービスの質の向上に加え、地域雇用の創出、デジタル化による地域企業の新たな販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速などが実現し、都市と同等以上の利便性と、一つ一つの地域が誇る独自の資源を活用した魅力が輝き続ける「デジタル田園都市国家構想」に寄与する。

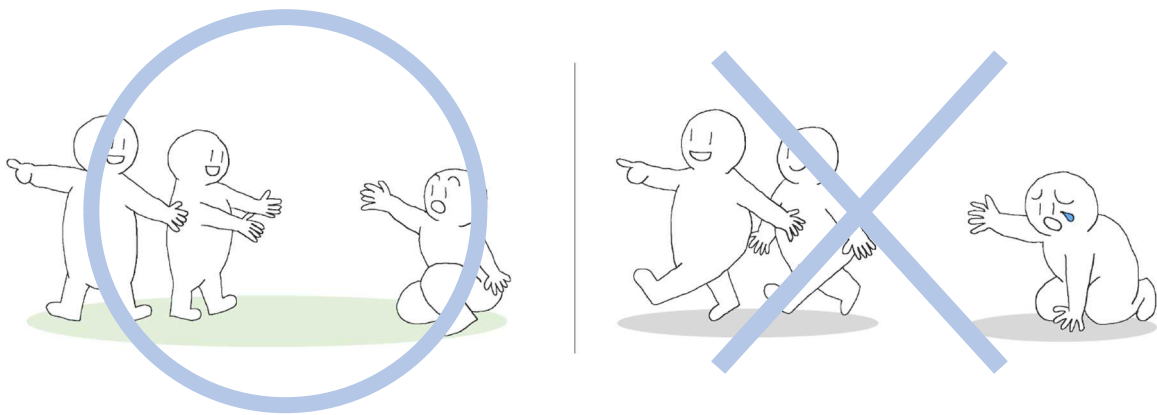
地域におけるデジタル化を進めるに当たっては、情報モラル教育・啓発の充実などを通じた偏りのない公正な社会を目指すとともに、情報システムの整備の在り方が変化する中で、国だけでなく地方公共団体の予算・会計制度などの政策インフラが十分に対応したものになっているかについても留意する。

#### 4. 誰一人取り残されないデジタル社会

我が国においては、少子高齢化、人生 100 年時代（高齢者の再活躍等）、男女共同参画（女性の活躍）、様々な障害者への理解促進、在留外国人の増加等を背景に様々な課題が存在する一方、近年、5G、IoT、AI 技術等のデジタル技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

このような状況も踏まえ、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

誰もがデジタル化の恩恵の置いてきぼりにならないよう、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。



このような社会を実現するには、利用者視点を第一に、デジタル機器・サービスの開発検討段階からサービスデザイン思考で対応し、様々な選択肢を用意することが必要であり、まず、国が地方公共団体等と連携し、率先して取り組む。

また、このような社会は行政機関だけでは実現できないことを国民全体で共有し、例えば、官民のオープンデータ化を一層推進し、国民参加型のオープンガバメントや、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域課題の解決を図る「シビックテック」等を推進することにより、国、地方公共団体、企業・団体、住民等が各々の立場で相互に協力し、「皆で支え合うデジタル共生社会」を官民挙げて構築していくこととする。

このような取組の推進に当たっては、次のような基本的な考え方を共有しつつ対応することが重要である。

- ① 利用者の視点を第一に、UI・UX、アクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、次のようにきめ細かく提供すること。
  - ・デジタル機器等に不慣れな人にも分かりやすく、使いたくなる UI・UX のデザイン思考を追求すること。
  - ・単一障害専用ではなく、重度・重複障害も意識した複数障害に対応するとともに、サイロ化せず汎用性を確保したデジタル機器・サービスとすること（汎用的機器との API 連携の促進等）。
  - ・デジタル機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、窓口での行政手続の負担軽減を始め、デジタル化の恩恵を実感できること。

- ② 高齢者や障害者に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。
- ③ 障害者を対象とするデジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、高齢者のフレイル対策<sup>11</sup>、社会参加に資するのみならず、こどもを含む幅広い国民一般にその利便性が裨益するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成に繋がること。
- ④ デジタル市場自体は国際性を内包していることから、アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にも繋がること。
- ⑤ デジタル化のメリットのみならず、SNS 等を通じた誹謗中傷、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。

このような基本的な考え方を共通認識としつつ、「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた取組を官民挙げて推進することが必要である（「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策について、以下を参照。）。

SNS 等による誹謗中傷や社会の分断化等、デジタルの負の側面への対応としては、事業者による削除等の自主的な取組を原則としつつ、情報モラルに関する教育や啓発活動、被害者のためのアフターケアの強化等、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開することが必要である。

また、デジタル社会における情報リテラシー、人権・プライバシー・アイデンティティ等に係る意識改革に向け、デジタル・インテリジェンス<sup>12</sup>に関する国際的な取組も参考に、民間団体等の活動も支援しつつ、国や地方公共団体においてもその普及啓発を促進していく必要がある。

以上のような総合的な取組は、「心豊かな暮らし」(Well-being) や「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability) の実現に寄与するものであり、その実効性確保の観点から、デジタル化による利便性向上や利活用の実態等をできる限り可視化することが重要である。

特に、国や地方公共団体等の取組については、EBPM の考え方にに基づき、定量的な費用対効果の測定方法等を検討し、適時適切に不断の見直しを行いつつ、実効性を確保していく必要がある。

---

<sup>11</sup> 年齢を重ねることで身体や心の働きが低下し要介護に近づきつつある状態（フレイル）を予防・改善するための様々な取組をいう。

<sup>12</sup> デジタルリテラシーやデジタルスキル等の総称。令和3年（2021年）1月、IEEE（Institute of Electrical and Electronics Engineers）がデジタル・インテリジェンスに関する標準文書を発行している。

## 「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

- ① まず、国や地方公共団体等が提供するサービスについては最優先で取り組む課題であり、様々な利用者を想定したデザイン思考を導入する。このため、デジタル庁にサービスデザインに関する職員の意識改革、専門人材（障害当事者を含む。）の活用等によりサービスデザイン体制を確立するとともに、政府のウェブサイトやシステム調達ガイドラインにおいても政府統一のアクセシビリティ基準の策定等の実効性ある措置を講じることが必要である。その上で、これらの取組について地方公共団体等に横展開を図っていくこととする。
- ② 国や地方公共団体等におけるウェブサイトやデジタル機器・サービスのアクセシビリティガイドライン等の策定に当たっては、利用者に分かりやすい内容とし、技術の進展に柔軟に対応して見直すとともに、欧米の情報アクセシビリティに関する法規制等の動向も踏まえ、その実効性確保について国際的な整合性の観点からも検討が必要である。
- ③ 政府等は汎用性を確保したアクセシビリティ対応のデジタル機器・サービスの開発を促進する観点から、UI・UX、アクセシビリティに対応する企業等に対する支援措置を講じる。その際、視覚障害や聴覚障害のほか、知的障害、発達障害、身体障害、重度・重複障害も含め、様々な障害の種類・程度に応じた開発が促進されるよう配慮することが重要である。
- ④ アクセシビリティ関連情報を企業・団体利用者等が幅広く共有できるよう、どのような機器・サービスが存在し、どのようなニーズに対応しているのか等、マッチングのためのデータベースを幅広く構築することが必要である。
- ⑤ 高齢者や障害者等への支援（機器等の利用が困難な人には手助けを行う仕組みも含む。）に当たっては、身近な者が継続して支援できることが重要である。その際、スマートフォン等の基本的な操作方法だけでなく、それで何ができるのか（オンライン行政手続、身体機能の維持向上、一人暮らしの高齢者の見守り等）もきめ細かく支援することが必要である。このような観点から、地方公共団体等と連携した「デジタル推進委員」について検討するとともに、このような取組に当たっては、若者から高齢者まで全世代的に支援し合う環境（世代間交流）となるよう留意することが必要である。
- ⑥ 高齢者や障害者等に支援を行う者（医療・介護・リハビリセンター関係者、ボランティア等）へのサポート（コミュニケーション能力・共感力、差別やハラスメントの防止、関連する制度等の情報共有、専門家による相互支援体制等）も必要である。
- ⑦ 障害者の就労を含む社会参画の促進、デジタル機器・サービスを活用した要介護者等の自立生活支援策のほか、災害時における障害者、高齢者等への適時適切な情報提供に資する取組も必要である。
- ⑧ デジタル社会では、障害者や高齢者等が様々な意思決定をオンラインで行うことが想定されるほか、障害者や外出が困難な高齢者からはネット投票への期待もあり、デジタル時代における代理権、ネット投票等の法的な整理の検討が必要である。



- ⑨ デジタル時代のこどもについても、経済的な事情のあるこどもへの通信機器等の貸出しなどの支援、自宅以外（放課後児童クラブ、公民館等）のインフラ整備を図るほか、特別支援学校のみならず普通学校でのインクルーシブな環境にも配慮したきめ細かな支援が必要である。
- ⑩ その他、病院、リハビリセンター等における通信環境（Wi-Fi 等）の整備や、在留外国人に対するやさしい日本語の活用の拡大、地方公共団体等での多言語翻訳対応の促進等、生活シーンに応じて求められる情報へのアクセシビリティの確保についても、官民が協働して推進していくことが重要である。

## 5. デジタル人材の育成・確保

デジタル社会においても主役は「人」である。デジタル改革やデジタル実装を進めていくためには、その担い手となる人材の充実が不可欠であるが、現状では、社会全体に必要なデジタル人材が質・量ともに充実しているとは言い難く、人材全体の底上げや裾野の広がり、専門人材の育成・確保を同時に推進することが求められている。

国民一人ひとりがそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて必要となるデジタルリテラシーを向上させることのできる環境、そうしたリテラシーを基盤とした課題解決能力を有する優秀な人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境、人材の創造性をあらゆる場で生かすことのできる環境の整備などを進めることにより、我が国のデジタル人材の底上げと専門性の向上を図り、デジタル人材が育成・確保されるデジタル社会の実現を目指す。

このため、まずは、デジタル庁自身が、デジタル人材の能力を最大限生かし、引き出せる組織となるとともに、多様な経験を積むことが可能な場となる必要がある。

また、行政機関におけるデジタル人材の育成・確保を図るとともに、優秀なデジタル人材が官民学を行き来できる環境を整備し、外部組織や外部デジタル人材との協力によるデジタル化を実現する。

さらに、初等中等教育におけるプログラミング教育の充実、大学・高等専門学校等における社会ニーズに沿った実践的なプログラムの実施など、国民がライフステージに応じた ICT スキルを継続的に学べるような環境を整備する。

エンジニアやイノベーターなどのデジタル社会の発展を担う専門的・創造的なデジタル人材については、我が国で国際的に見て官民いずれの領域においても質・量ともに不足しているため、学校教育から社会人までにわたる教育とのシンクロを図ることに加え、デジタル人材のスキル標準の充実・活用により企業経営層の意識変革と企業のビジネスモデルの改革を促しつつ、デジタル人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること、デジタル人材の待遇の向上や海外に拠点を置くデジタル人材の積極的な活用の促進等により世界のデジタル人材が日本を目指し活躍する環境を整備することが必要である。加えて、地域におけるデジタル人材については、地方分散型社会の実現を通じてデジタル人材の地域偏在を是正することや、デジタル化をめぐる地域の多様なニーズに応える市場を形成することを通じて、その育成を図ることが求められる。

これらの前提として、グローバル水準の最先端スキルの前提として英語力を含む国際性が求められることや、アジャイル開発やオープンソースの利用が主流になっていることなど、情報システムの開発や利用を取り巻く環境の変化を踏まえ、目指す社会の実現に必要な人材像や人数等を検討し、その結果を公表することにより、我が国のデジタル人材の育成・確保に関する深刻な状況を広く共有し、地域におけるデジタル人材の育成やデジタル分野のジェンダーギャップの解消、外国人人材の活用の在り方も含め、官民学の様々な主体による実効性のある対策に繋げられるようにする。

## 6. DFFT の推進を始めとする国際戦略

デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化してきているが、現時点ではこれらの課題に対応するための国際枠組みが複数存在し、一定の検討は進められているものの、必ずしも考え方や範囲などにおいて整合性が確保されておらず、また、デジタル化の急速な進展を背景に具体的な利用場面（ユースケース）への影響や、それを踏まえた実現可能性の検証等の蓄積が十分ではないことから、各国や別々の国際機関・フォーラムにおける一層の検討が必要となっている。

我が国は、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築することが、国境を越えた自由なデータ流通を促進することを可能にするとの認識の下、令和元年（2019年）にDFFTの概念を提唱したが、今後、我が国としては、関係府省庁がそれぞれの政策分野においてDFFT推進のための国際戦略を考え、国際基準への対応や、国際連携・国際協調を図ることにより、デジタル技術の利活用やデータの流通について、世界をリードする姿を目指す。

このため、国内でのデータの標準化やプラットフォームの整備に当たり、世界で使われているものを取り込むような国際標準への準拠はもちろんのこと、DFFTを含む国際的な共通認識の醸成、データ流通やデジタル経済に関するルール・原則の合意、共同プロジェクトや人材交流を含めた国際連携・協力等を行うことにより、我が国が世界をリードするという視点が不可欠である。特にDFFTの提案国として、世界がデジタル保護主義の流れにある中で、我が国は、テクノロジーを軸にイデオロギー中立的な立場で、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」、さらには、「経済安全保障」の概念とのバランスのとれた国際ルール・制度形成を行い、令和5年（2023年）のG7日本開催に向けた積極的提案をも検討する。

また、デジタル庁を含め関係府省庁が、それぞれの政策分野において取組を進める中で、諸外国のデジタル政策に関わる機関等と連携し、信頼を基盤とした国際協力を推進していくことに加え、グローバルを前提とした情報発信の強化や透明性の向上に取り組む。

さらに、我が国の産業の国際競争力の強化の観点からは、前述のデジタル人材の育成・確保に加え、イコール・フットイングの確保（国内企業のみへの制度適用等による不公平の是正）に向けた取組を行うこととする。

その際、経済成長・イノベーション、経済安全保障、持続的成長といった価値観の間のバランスを取ることに留意する。

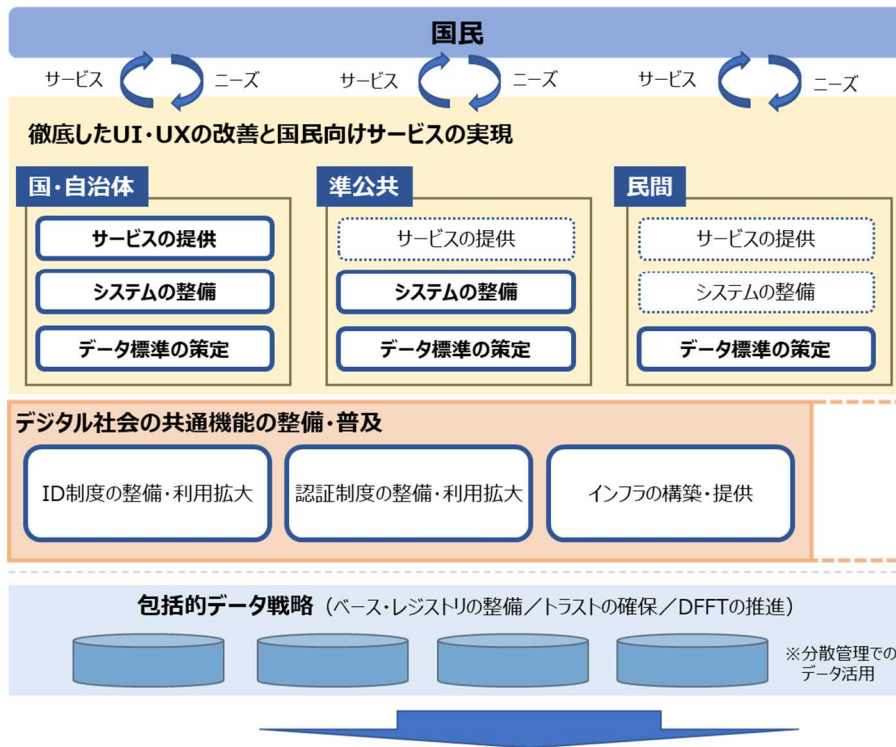
### 第3 司令塔としてのデジタル庁の役割

上記のような社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主として次の施策について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代にふさわしい構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においても内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携としてデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。

- ① 国、地方公共団体、民間・準公共分野を含むデジタル社会のトータルデザインを描き、国民が体感できる形で早期にその実現を図ること。
- ② 国の情報システムに関し、整備・管理の基本的な方針（情報システム整備方針<sup>13</sup>）を策定し、情報システム予算の一括計上をベースとして、情報システムの整備・管理に関するプロジェクトを統括・監理すること。重要なシステムについては自ら整備すること。
- ③ 地方共通のデジタル基盤に関し、全国規模のクラウド移行に向けて、総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、国から補助金が交付されるシステムに関する統括・監理を行うこと。
- ④ マイナンバーの利用拡大に向けた取組など、ID・認証の基盤であるマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うこと。
- ⑤ 民間・準公共分野のデジタル化支援として、情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行うとともに、情報システム整備方針において準公共分野に係る留意事項を示し、補助金の交付される情報システムについて統括・監理を行うこと。
- ⑥ 個人や法人を一意に特定し識別する ID 制度や、情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案を関係法令所管府省庁と共管するとともに、ベース・レジストリの整備を含む包括的データ戦略を推進すること。
- ⑦ サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること。
- ⑧ デジタル改革を牽引する人材を確保し、民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること。
- ⑨ 関係府省庁、諸外国政府等と連携しつつ、DFFT の推進を始めとする国際戦略を推進すること。

<sup>13</sup> 情報システムの整備及び管理の基本的な方針（第6 5.（1）⑧ア 参照）。



これらを効果的に実施するため、

**官民を挙げた人材の確保・育成**

**新技術を活用するための調達・規制の改革**

国民の利便性向上の前提としての、

**アクセシビリティの確保**

**安全・安心の確保**

**研究開発・実証の推進**

**計画の検証・評価**

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会
- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化
- デジタルを意識しないデジタル社会

## 第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

### 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

#### 【目指す姿】

- 「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにする。

障害の有無、年齢、所得、地域、国籍等にかかわらず



デジタル化の恩恵を享受できる社会

「誰一人取り残されない」デジタル化を進めていく上では、デジタル機器・サービスの操作性のみならず、これらの機器・サービスを通じて個々の利用者の利便性の向上や課題の解決をいかに図っていくか、常に利用者視点で、各々の社会環境や日常生活、ライフステージ等を具体的にイメージしつつ、きめ細かく対応していくことが重要である。

このため、デジタル機器・サービスに慣れていない方のみならず、自らはこれらを利用しない方も含め、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供を始め、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境を整備することが必要である。

このような観点から、利用者視点に基づくサービスデザイン体制を官民挙げて確立しつつ、デジタルデバイドの是正やデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備（地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正）<sup>14</sup>を促進するため、以下の取組を推進し、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会を実現していく。

#### ① 利用者視点でのサービスデザイン体制の確立

官民挙げて利用者視点でのサービスデザイン体制を確立していく観点から、特に、行政機関等が提供するサービスにおける UI・UX、アクセシビリティを確保することは喫緊の課題であり、行政機関等には、各種サービスの検討段階から多種多様な利用者を想定したデザイン思考に基づく対応等が求められる。

<sup>14</sup> デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第8条（利用の機会等の格差の是正）、第23条（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保）及び第24条（教育及び学習の振興）等

このため、デジタル庁が率先し、サービスデザインに係る職員の意識改革や専門人材の活用等、デジタル庁におけるサービスデザイン体制を確立するための取組を積極的に推進するとともに、これらの取組について他の政府機関等に対し横展開を図る。

## ② デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備

令和3年度（2021年度）以降、政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。視覚・聴覚のみならず、知的障害も含め、様々な障害の種類・程度や利用者側のニーズとデジタル機器・サービスの開発を行う企業等のシーズのきめ細かなマッチングを実現するとともに、具体的な障害者向けデジタル機器・サービスに関する情報共有（当該機器・サービスを活用し、障害者や高齢者等を支援する場合の支援方法等を含む。）のための関連情報のデータベースの整備及び利用促進を図る。

視覚・聴覚障害者向け会議支援システム等、障害者、高齢者等の利便の増進に資するデジタル機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図る。

視覚障害者等が電子書籍を利用するための端末機器等の研究開発の推進や導入支援を行う。

放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費を一部助成することにより、視聴覚障害者向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。

企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価し、公表する仕組み（「日本版 VPAT」）等の普及展開を引き続き推進するとともに、政府情報システムに係る調達において「日本版 VPAT」の取組についても評価できる仕組みの導入に向け、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」<sup>15</sup>を改定する。

## ③ 皆で支え合うデジタル共生社会の実現

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組み<sup>16</sup>、これまでのデジタル活用支援員による全国の携帯ショップや地域の ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会等の実施の成果を踏まえつつ、更なる質・量の向上を図り、地方公共団体や教育機関等とも密接に連携し、地域のサポート体制を確立し、幅広い取組を国民運動として促進するとともに、このような取組を定着させるための方策を検討する。また、このような取組の成果等も踏まえ、「デジタル推進委員」に係る制度の在り方について検討する。

また、講習会の参加者へのアンケート結果等も踏まえ、「デジタル活用支援」の取組（デジタル機器・サービスの操作方法等のみならず、マイナンバー制度を始め、デジタル化により実現されるサービスに関連する知識の習得も含む。）や支援方法の周知広報を強化するとともに、オンライン行政手続に係る UI・UX、アクセシビリティに関する課題等を把握し、デジタル庁におけるサービスデザイン機能の更なる向上に繋げる（PDCA サイクル）。

地域で子ども達がプログラミング等の ICT 活用スキルを学び合う機会を提供する「地域 ICT クラブ」について、令和4年度（2022年度）は、オンライン環境下での地域の学

<sup>15</sup> 令和3年9月10日デジタル社会推進会議幹事会決定

<sup>16</sup> 総務省において、「デジタル活用支援 令和3年度事業実施計画等」を公表（令和3年5月18日総務省）。

びを促進するとともに、今後もオンラインの活用やネットワーク化の検討を通じて、更なる広がりに向けた普及促進を図る。

障害者に対するデジタル機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（サポートセンター）の設置や、サピエ<sup>17</sup>などの障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、デジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組を支援する。

#### ④ 経済的事情等に基づく格差の是正

生活困窮者の支援の強化に向けて、生活困窮者のデジタル利用等に関する実態を把握し、好事例の収集・横展開等を行うとともに、更なる支援策を検討する。

また、経済的格差等によって子ども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図る。

#### ⑤ 「言葉の壁」の克服

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）を目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進するとともに、多言語翻訳技術を活用したサービスの公的機関等での一層の利用拡大に向けた取組を推進する。また、在留外国人等が、災害発生時だけでなく日々の暮らしに必要な情報に円滑にアクセスできるよう、やさしい日本語の活用に関する取組を推進する。

#### ⑥ 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正

在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進する（令和 3 年度（2021 年度）末までに未整備世帯は約 17 万世帯となる見込み。）。また、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。

災害時に必要となる情報伝達手段を確保するため、令和 3 年度（2021 年度）までに避難所・避難場所や官公署、自然公園、都市公園等、全国約 3 万箇所について、公衆無線 LAN 環境の整備を推進する。

---

<sup>17</sup> 視覚障害者情報総合ネットワーク



## 2. デジタル社会形成のための基本原則

デジタル改革基本方針では、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の10原則を掲げている。

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ①オープン・透明                | ⑥迅速・柔軟    |
| ②公平・倫理                  | ⑦包摂・多様性   |
| ③安全・安心                  | ⑧浸透       |
| ④継続・安定・強靱 <sup>じん</sup> | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑤社会課題の解決                | ⑩飛躍・国際貢献  |

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<sup>18</sup>（以下「デジタル手続法」という。）では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。

デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

## 3. BPR と規制改革の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある（業務改革（BPR）の徹底・システム改革の推進について、以下を参照。）。

また、デジタル改革と規制改革はいわば「コインの裏表」の関係にあり、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う必要がある。

## 4. クラウド・バイ・デフォルト原則

各府省において必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせる設計思想に基づいた整備を推進する。

---

<sup>18</sup> 平成14年法律第151号

## 業務改革（BPR）の徹底・システム改革の推進

制度や行政手続の存在を前提とし、そのデジタル化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の利便性向上」が二の次とされてしまうおそれがある。我が国においても、過去に、国の全行政手続のオンライン化が目的化したことで、そもそも年間利用件数が0件の手続のオンライン化や費用対効果の見合わない情報システムの整備を行い、結局、利用者の利便性向上や行政の効率化という成果が十分得られなかった。利用者中心の行政サービスを実現する上で、デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段と認識することが重要である。

こうした観点から、情報システムの整備に当たっては、業務改革（BPR）及び制度そのもの見直しに取り組む。具体的には、各府省庁は、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う。その際、どのようなツールが使えるかという発想ではなく、情報システム整備方針に定めるサービス設計12箇条<sup>19</sup>に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。また、利用者視点の欠如、現状を改変不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」についても取り払っていくことを心掛ける。

また、情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者に利用されるとともに、取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。オンライン利用率など、利用者視点のKPIを設定した上で、行政サービス改革に取り組む。その際には、利用者からのフィードバックを随時受け入れながら、スピード感を持ってサービス改善が行われるサイクルを確立し、行政サービス改善に向けた不断の取組を進める。

さらに、上記の業務改革（BPR）を実施した上で、情報システムの整備を行う際には、政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費の削減を着実に推進するため、共通機能の利用を前提に、システム要件や業務要件の精査を実施し、費用削減を徹底する。

<sup>19</sup> 利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となる以下のノウハウのこと。

第1条 利用者のニーズから出発する

第2条 事実を詳細に把握する

第3条 エンドツーエンドで考える

第4条 全ての関係者に気を配る

第5条 サービスはシンプルにする

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

第8条 自分で作りすぎない

第9条 オープンにサービスを作る

第10条 何度も繰り返す

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

第12条 情報システムではなくサービスを作る

## 第5 デジタル化の基本戦略

### 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル社会の目指す姿を実現する上では、国や地方公共団体の情報システムだけの改革に取り組むだけでは、書面や対面などデジタル活用を前提としていない規制・制度や行政組織の縦割りによって一部だけのサイロ化されたデジタル化しか達成することができない場合が多く、不十分である。デジタル改革と、規制・制度、行政や人材の在り方まで含めた本格的な構造改革を行うことで、デジタル社会を実現し、その恩恵を多様な個人や事業者が享受することができるようにするべきである。こうした問題意識の下、令和3年（2021年）11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」が創設され、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進し、国民や地域に寄り添うとともに個人や事業者がその能力を最大限発揮できる社会をデジタルの力で実現していくこととなった。

#### (1) デジタル原則

デジタル臨時行政調査会において、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき、以下のデジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則が提示された。

##### ① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

##### ② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

##### ③ 官民連携原則

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

##### ④ 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

##### ⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

## 構造改革のためのデジタル原則の全体像

○「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則**を整理。

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強韌 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR/組織	<b>原則① デジタル完結・自動化原則</b>	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	<b>原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)</b>	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	<b>原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)</b>	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	<b>原則④ 相互運用性確保原則</b>	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	<b>原則⑤ 共通基盤利用原則</b>	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

### (2) デジタル原則への適合性の確認

#### ① 規制改革

今後、デジタル臨時行政調査会においては、デジタル改革基本方針やデジタル手続法の基本原則も踏まえつつ策定されたデジタル原則を踏まえて、全ての法令・通達等について、デジタル原則適合性の確認・検証を行い、原則適合性が確認されなかった制度等について、適合性確保のための一括的な改正方針を令和4年（2022年）春を目途に取りまとめる。

なお、デジタル原則を踏まえて、一括的な改正を待たずとも政令・省令・通知等、可能な制度改革については、令和4年（2022年）当初から、速やかに着手する。

また、こうした改革を進めつつ、新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制の検討を行う。あわせて、地方公共団体におけるデジタル原則に沿った取組の推進方策についても検討を進める。

#### ② 行政改革

制度改革と連動し、制度の運営主体となる行政組織及びデジタル基盤についてもデジタル原則への適合性を確保するための一体的な改革を行うことが重要であり、改革方針を検討する。

行政改革について、これまでのEBPMの取組を一層推進・強化することに加え、先行き不透明で状況が常に変化するような課題に対しても、共通基盤の利用確保などデータ利活用環境を整備し、データを活用しつつスピーディに政策サイクルを回しながら柔軟に

対応できる、アジャイル型政策形成・政策評価の在り方とその方策について検討する。また、データに基づく柔軟で継続的なアジャイルガバナンスに向け、行政組織・調達制度を含め行政全般の再設計を検討する。具体的には、例えば、EBPM に関する諸外国の先進事例も勘案しつつ、エビデンスとなるデータを継続的かつリアルタイムで取得する取組や、政府に集約されたデータは機械判別可能なものとしオープンデータ化する取組を検討する。データ活用に当たっては、行政機関のみならず、民間保有データを含めて最大限データ活用することとし、官民を問わず有用なデータ項目を特定、政策形成、政策評価に活用できる体系の検討を行う。

また、行政改革の推進においては、国だけでなく、地方公共団体も、住民に対する具体的な行政手続や内部手続を多く抱えており、デジタルシフトによる事務効率化の効果が多大に見込まれ、組織文化作りと具体的な対応について、必要な資源を確保しつつ推進することが重要である。

### ③ デジタル改革

デジタル基盤について、デジタル原則を踏まえて、積極的に見直すべき国民向けのサービスを洗い出し、例えば、マイナンバーを利用した各種行政サービスの在り方や、医療・教育・防災・こども分野などでの準公共サービスについて、国民目線に立った見直しの方針を定め、関係府省庁とともにその実現を進めていく。また、こうした新たなサービスを担うデジタル人材の育成方策について、STEAM 教育から、大学での高度デジタル人材の育成、社会人のリカレント教育まで、各層にわたるデジタル人材の育成強化方策について検討する。加えて、デジタル人材が民間、地方公共団体、国を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備する。

上記デジタル改革・規制改革・行政改革を実行するに当たり、各府省庁は、デジタル庁とともに、必要な改革の実現に向け努めることとする。

### (3) デジタル・規制・行政の一体改革によりもたらされるデジタル社会

以上のようなデジタル・規制・行政の一体的改革を進めることにより、様々な現場における人手不足への対応、多様な生き方を可能とする社会の実現、個人・事業者が新たなチャレンジを行うことによる成長の実現を図る。例えば、データを活用することにより、年齢・資格・居住地等に基づく一律的な規律や画一的な公共サービスではなく、個人や事業者の個別の状況や能力に応じた柔軟な規律や、多様でニーズに対応できる公共サービスを実現する。

## 2. デジタル田園都市国家構想の実現

### (1) 目指すべきデジタル田園都市国家

地方に稼げる産業を作り、地方に新たな人の流れを生み出す取組は、これまでも地方創生の支援策の中で様々な形で試みられてきた。しかし、デジタルの活用に関しては、共通のデジタル基盤がない中で、各地域でそれぞれの取組が展開されており、デジタル人材の不足もあいまって、本来であれば可能なはずの、地域の個性を生かしながら、都市部に負けない生産性や利便性を実現するには至っていない。全てを地方の自主性に委ねるアプローチではなく、共通のデジタル基盤の上でデジタルを活用するという異なるアプローチが必要となっている。

このため、まずは、デジタルの力を全面的に活用し、「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。

その実現に当たり、国は、我が国経済の成熟化、少子高齢化、そしてデジタル化が進む中で、「デジタル全国総合開発計画」とでも呼ぶべき、デジタル基盤の徹底した整備を先導することとする。他方、地方は、国のリードにより整備されるデジタル基盤を活用しつつ、多様なサービスの開発と暮らしへの実装に取り組むこととする。これにより、国と地方は力を合わせて、都会では十分に実現できなかった、「心豊かな暮らし」(Well-being) と、「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability) を実現し、ひいては、新たな暮らしとイノベーションを地方発で生み出すことを目指す。

なお、世界は今、都市の包摂性に着目し、貧困問題や環境問題などと増加する都市人口の両立を図る都市づくりに大きな注目を寄せている。安全・安心でクリーンなまちづくりは、本来我が国が得意とする分野であり、デジタル技術によって強化されたデジタル田園都市は、今後、大きな国際競争力を生み出すポテンシャルがあることに留意する。

### (2) デジタル田園都市国家を目指すに当たっての基本的考え方

デジタルの力を有効に活用するためには、5G などの高度なネットワークの整備を促進するとともに、マイナポータル、統合 ID 基盤、ガバメントクラウドなどの共通に必要なデジタル基盤を、地域の自主性のみならず、国が積極的に整備していくことが必要である。他方、地方の側は、こうした共通デジタル基盤の活用を前提に、その個性やニーズを積極的に生かした、地域の実情に即した多様なサービスを展開することが期待される。

このため、デジタル田園都市国家構想の実現に当たっては、各府省庁の施策を総動員し、共通デジタル基盤の整備を国が積極的に進めていく一方、それを活用した新たなサービスの開発と暮らしへの実装に関しては、地方がリードをとって、官民学が力を合わせながら、各府省庁の施策とも積極的に連携し、その実現を図っていくこととする。

具体的には、相互運用性の確保を始めとするデジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における特定されたビジョンの実現や社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して、支援を行う。その際には、スーパーシティ構想、スマートシティ・プロジェクト、地域の脱炭素化を始めとする地域経済循環プロジェクト、スマートヘルス、防災、スマートホーム、スマート農業、公共施設・空間のデジタル化など、様々な切り口からの各府省庁の施策を総動員して、国、地方公共団体、産業界、大学、市民など全てのセクターを巻き込みつつ、デジタル田園都市国家構想の実現を図っていくこととする。

同時に、デジタル技術の活用が、結果として、高齢者、障害者等も含め住民や地域社会等

にとって「冷たいデジタル化」とならないよう、全ての地方公共団体が容易に活用できる政策カタログ（身近な日常生活で実感できるデジタルの恩恵の具体事例等）を作成し、全ての地方公共団体において、住民や地域社会等がデジタル化の成功体験を得られるよう支援することとする。地方発で開発・実装の進んだ優れた取組やシステムが、速やかに全国展開し、地域発のイノベーションを積極的に実現できるよう、大学や高等専門学校を核とした、新たな官民の人材環流や、スタートアップ企業の創出に向けた環境整備を進めていくこととする。

### **(3) デジタル田園都市国家を目指すための主立った取組**

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、具体的には以下のような取組を推進する。

#### **① 地方を支えるデジタル基盤の整備**

インフラシェアリングなどの手法も活用し、5Gなどの高度なネットワークの普及の整備を促進するとともに、マイナポータル、海底ケーブル、データセンター、データ連携基盤、統合ID基盤、ガバメントソリューションサービス、ガバメントクラウド、様々なサービスに活用できる窓口・認証機能など、デジタル田園都市国家構想を推進するに当たり共通に必要なデジタル基盤を、デジタル庁が指定するアーキテクチャ等に従って、各府省庁の施策を総動員し、早急に整備を行う。

#### **② 地方の課題を解決するデジタルサービスの生活への実装**

狭い意味での「まちづくり」にこだわらず、相互運用性の確保を始めとするデジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における特定されたビジョンの実現や社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民や大学・高等専門学校などが連携し、官民も一丸となってデジタルを活用したサービスを構築し、生活への実装を進める取組を支援する。

#### **③ デジタル人材の育成、地方への新たな人の流れの強化**

デジタル田園都市国家構想を担う、新たなデジタルサービスや行政サービスを担う人材や、事業主体、行政機関の能力の開発・育成を行うとともに、官民学の間での人材の流動性の確保、都市部から地方への新たな人の流れを生み出すための取組を行う。

具体的には、各府省庁の施策を総動員し、STEAM教育からリカレント教育まで、全ての世代にわたってきめ細かくデジタル人材の育成を進めるとともに、官民連携したサテライトオフィスの設置や地方創生テレワークの推進、シェアハウスなど関係人口を強化するような新たな事業モデルの構築、移住促進を図るための環境の整備などを行う。また、誰一人取り残されないデジタル化に向け、各府省庁が連携し、デジタル推進委員の体制を早急に整備する。

#### **④ デジタルを活用した地域産業の活性化、スタートアップの育成**

農林水産業、観光、中小企業を始め地域を担う事業者の、取引やバックオフィスのデジタル化や電子商取引の活用を始め、生産性の向上や新たな市場の開拓に結びつくデジタル化を強力に推進する。また、大学・高等専門学校などを核に、新たなシーズの創出・活用や人材育成、新たなビジネス連携などに官民連携して積極的に取り組み、スタートアップ企業の輩出や新たな市場の獲得が、地方発で積極的に進むよう、スタートア

ップエコシステムの実現を始め、各府省庁の施策の総動員を図る。

#### ⑤ デジタル田園都市国家モデルの海外展開

我が国の安全・安心でクリーンなまちづくりは、現状でも大きな国際競争力を持つ。デジタルの力を借り、官民学が力を合わせ、地方の個性をそのままに、都市部並みの利便性・生産性をもつまちづくりが実現できた暁には、そこで得たノウハウや育成された事業・産業の海外展開を、インフラ輸出、海外協力など様々な機会を捕まえて、積極的に後押しすることとする。

#### (4) 適切な目標の設定と関係者の総動員体制の確立

各府省庁の施策を効果的に連携させ、地方公共団体はもとより、国も、産業界も、大学・高等専門学校も、そして市民の力も総動員していくためには、各取組が、補助金や支援制度を巧みに組み合わせ、時間をかけてでもしっかりとした成果に繋げていくよう、それぞれが目的を明確化・共有し、各プレイヤーもその目的に沿ってそれぞれの活動を改善していくよう、EBPMを徹底していくことが肝要である。

このため、国は、官民学を積極的に連携させるプラットフォーム機能を提供し、ソーシャルな活動を支える新たな資金調達手法についても積極的に検討を行うと同時に、デジタル田園都市国家構想を目指す全ての取組に対し、積極的に関連するデータの収集とそのオープンデータ化に努めるよう求め、各取組が、以下のいずれかを参考として、明確な目標を立てること、及びその進捗のモニタリング結果について支援制度側に報告をすることを求めることとする。

##### 目標パターン①：心豊かな暮らしの実現

「心豊かな暮らし (Well-being)」を測るにふさわしい指標を選択し、そこで暮らす人々の多くが満足していることを示す数値を達成すること。その際、国は、Well-beingをめぐり現在検討されている様々な指標の中から適切なものを選定し、各地域に推奨するとともに、そのためのデータの収集や活用についても、国は、地域に寄り添い、必要な支援を行うこと。

##### 目標パターン②：持続可能な環境・社会・経済の実現

防災、ヘルスケアなど、「持続可能な環境・社会・経済の実現」に関わるいずれかの社会的課題に関わるテーマとその実現にふさわしい指標を特定し、年限を定めた目標値の達成を図ること。または、それぞれにおいて、世界最先端を目指す取組要素を特定し、その実現を図ること。

##### 目標パターン③：生産性の向上と新たな暮らしとイノベーションの地方からの創出

生産性の向上、又は収益力の高いビジネスの創出の実現を示す指標を選択し、年限を定めた目標値の達成を図ること。または、世界の人材を惹きつけるような、新たな暮らしとイノベーションにつながる取組を具体的に特定し、地域発で、他の地域にない取組を生み出し、他の地域へ広げること。



### 3. 国際戦略の推進

#### 【目指す姿】

- ・ トラスト（信頼）を基盤とした国際連携を確立する。特に、DFFTについては、提唱国として責任を持って推進し、令和5年（2023年）のG7日本開催を見据え、成果に繋げることを目指す。
- ・ 国際標準を正しく理解し、適切かつ有効に活用する。
- ・ 諸外国のデジタル政策に関わる機関との関係を強化し、例えば、利用者本位の行政サービス、デジタル人材の育成について先進的な取組の情報提供を受け、日本からも有益な情報提供を行う。
- ・ 新興国に対する情報提供や研修等による支援を行う。

デジタル化を推進するためには、グローバル基準への対応や諸外国政府等の関係機関との協力・連携が不可欠である。デジタル庁を中心に各府省庁においては、デジタル分野において必要とされる国際標準や国際連携への対応について、トラスト（信頼）を醸成しつつ、責任を持って戦略的に推進する。特に、国際的なルール形成が必要なDFFTの推進については、提唱国である我が国が中心となって積極的に取り組む。また、国際標準を適切かつ有効に活用できるよう、国際的な技術や制度に関する動向を常に注視し、デジタル庁において定める各種標準へ反映するなど、各府省庁と連携しながら、グローバル化への対応を推進する。さらに、利用者本位の行政サービスの実現やデジタル人材の育成等、先進的な取組を行う諸外国からベストプラクティスの共有や研修等で協力を得つつ、我が国からも有益な情報提供を行うなど、諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携を深め、関係を強化する。加えて、新興国に対しては、今後の協力関係への発展を見据え、我が国における成功事例や先進的な技術活用の現状を踏まえ、情報提供や研修等を通じて支援を行う。

#### ① DFFTの推進に向けた国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進み、データの収集・分析・加工による新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速している一方、プライバシーやセキュリティ等、データ流通に関連する制度は各国の状況に応じて様々であり、中には、自国から他国へのデータ移転を制限する等の規制を設ける国も出てきている。

我が国としては、新たな価値の源泉であるデータが自由で信頼性が担保された枠組みで流通することが経済成長をもたらすとの考えの下、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々と連携し、データ流通に関連する国際的なルール作りや討議等を通じて、DFFTを推進する。

令和3年（2021年）4月には、G7デジタル・技術大臣会合において、DFFTを推進するため、具体的な協力分野とロードマップが提示され、議論された。

デジタル保護主義に対抗するため、有志国との連携を図るが、我が国としてはテクノロジーを軸にイデオロギー中立的な立場で、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」、さらには「経済安全保障」の概念とのバランスの取れた国際ルール・制度形成を行う。令和5年（2023年）のG7日本開催に向けた積極的提案をも検討する。

## ② 利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築

利用者の真の要望に沿った行政サービスを提供し利用者の体験価値を向上させるため、諸外国では、利用者の要望を正しく理解し対応するサービス開発を目指して新たなアプローチが用いられている<sup>20</sup>。我が国でも行政サービスの提供に当たってサービス設計12箇条などに基づく検討を推進している。

こうした取組に当たり、各国が同様の課題に直面しそれぞれに解決策を見出してきた状況を踏まえ、二国間での直接的な協力関係や国際的なコミュニティを活用し、相互に協力することで効率的かつ高品質なサービス開発に成功している例が増加している。これにより、行政サービスの利用者に対して高品質かつ迅速なデジタルサービスが提供できるほか、官民での共同推進及び情報発信を行うことで、国内の事業者等に対して国際市場への参入機会の提供に繋げることも期待される。

## ③ 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力

デジタル人材の枠組み（フレームワーク）に基づき、必要とされる人材のスキル等を明確にするだけでなく、そのためのトレーニングを政府機関等が提供している諸外国との協力関係を構築し、デジタル人材育成のための枠組みや研修について協力を得るとともに、我が国からも有益である分野について情報提供等を行う。また、人材交流やワークショップの共催など、短期的にも外部の知見を獲得し、国内に活用できるような取組を推進する。

## ④ 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化

デジタル分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において二国間の関係強化に向けた取組を進める。

まずは相互の信頼関係の醸成を行い、情報共有や共同して推進すべき事項（アジェンダ）を明確にする。その際には、国内における問題認識や課題を踏まえ、各々の国に対して適切なアジェンダを設定する。その上で覚書（MOU）を交わすことなどを通じ、テーマに適した関係府省庁等も巻き込みながら関係性を強化する。将来的には、双方にとってのメリット等を踏まえ、共同プロジェクトの推進なども視野に入れた検討を行う。

加えて、強力な影響力を持つグローバルのシステム又はサービスベンダーに対し、政府として交渉をする際に、我が国のみで要求するのではなく国際的協調の枠組みを利用することで、より強力かつ効果的な交渉が可能となることが期待できる。

## ⑤ 他国への支援

我が国におけるデジタル化の取組は、大規模かつ複雑な業務システム開発の経験やノウハウ、防災・減災におけるデジタルの利活用、高齢化社会に向けた取組など、国際的に注目を集め評価されているものもあり、特に、アジア、アフリカ、南米等を中心に、デジタル化の意欲が強い新興国に対して、関係府省庁では従来から研修等を通じた協力を行っている。

今後は、研修による情報提供から更なる協力関係に発展させることを目指し、関係府省庁がそれぞれの政策分野において継続的に関係を維持しつつフォローアップを行い、将来的には現地において同様のサービスが提供できるようシステム開発や業務見直しを共

<sup>20</sup> 例えば、デジタル・ガバメント先進国の中には、サービスデザイン思考が採用されている国があり、それを専門的に推進する組織や人材を整備・確保している。

同で推進するなど、具体的なプロジェクトに発展させる等して効果的な他国支援を行っていく。

## 4. 安全・安心の確保

### 【目指す姿】

- ・利便性の向上とサイバーセキュリティの確保を両立させる。そのため、クラウドサービスの利用拡大とともに、常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装を見据えた対応等を進めていく。政府の情報システム整備における、サイバーセキュリティについての基本的な方針を示し、この方針等に基づいて、サイバーセキュリティ対策の強化を図っていく。
- ・あわせて、個人情報の保護について、改正法の周知を始め制度の情報提供に積極的に取り組んでいく。さらに、情報通信技術を用いた犯罪の防止や、高度情報通信ネットワークの災害対策に引き続き取り組むことにより、安全・安心なデジタル社会の構築を図る。



### ① サイバーセキュリティの確保

IoT、AI 等により実現される Society 5.0 として目指すべき社会では、サイバー空間の利用は不可欠であり、国民の生活や経済活動の基盤となる政府等の情報システムを含む重要インフラ等のサイバー攻撃によるリスクの増大から、対策の重要性はますます大きくなってきているところである。いまや、あらゆる主体がサイバー空間に参加することとなる中、デジタル化の動きと呼応し、「誰一人取り残さない」サイバーセキュリティの確保が求められている。

デジタル改革を進めるに当たって、政府機関、独立行政法人等のサービスにおいて、国民目線に立った利便性の向上の徹底と国民への行政サービス等を安定して安全に提供するという観点を含めたサイバーセキュリティの確保の両立が不可欠であることから、サイバーセキュリティ戦略<sup>21</sup>に基づき、政府全体として、同戦略を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、サイバーセキュリティの強化に努める。

特に、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」<sup>22</sup>（以下「政府統一基準」という。）の継続的な見直しと監査等の取組によるセキュリティレベルの維持・向上の推進の一環として、政府情報システム（共通基盤を含む。）におけるクラウドサービスの利用拡大や常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装を見据え、令和5年度（2023年度）末までに政府統一基準を改定する。

<sup>21</sup> 令和3年9月28日閣議決定

<sup>22</sup> 現行版は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

また、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において、セキュリティリスクの小さい業務・情報を扱うシステムが利用するクラウドサービスに対する仕組みを、令和4年（2022年）中に策定し、クラウド・バイ・デフォルトの拡大を推進する。あわせて、政府が取り扱う情報の機密性等に応じてパブリッククラウドとプライベートクラウドを組み合わせる、いわゆるハイブリッドクラウド<sup>23</sup>の利用の促進など、政府情報システムにおけるクラウド利用を、セキュリティを確保しつつ進める。さらに、クラウド監視に対応した GSOC<sup>24</sup>の機能強化等の推進をしつつ、GSOC の着実な運用に継続的に取り組む。

デジタル庁は、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）とも連携して、情報システム整備方針においてサイバーセキュリティについての基本的な方針を示し、当該方針に基づいて政府情報システムの整備・運用を実施するとともに、各府省庁は、デジタル庁による統括・監理を通じて当該方針の実装を進めることとする。これらの方針に基づいた取組を通じて、デジタル庁及びNISCは、政府情報システムの整備・運用段階の全体にわたりセキュリティ・バイ・デザイン、DevSecOps<sup>25</sup>のアプローチを含めてセキュリティ対策の強化を図る。デジタル庁が整備・運用するシステムを中心とした安定的・継続的な稼働の確保等の観点から検証・監査を実施することとし、その実施体制をデジタル庁と独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が共同して構築し、令和4年度（2022年度）以降、「①デジタル庁システム」（各府省が共通で利用する基盤を含む。）を中心に、デジタル庁に設置するセキュリティの専門のチーム及びデジタル庁の依頼に応じて IPA が、整備・運用等の段階において情報システム整備方針に沿っているか等を継続的に確認する。さらに、令和5年度（2023年度）以降は、「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」についても情報システム整備方針への適合性を確認することを目指す。

さらに、NISCは、情報収集・分析から、調査・評価、注意喚起の実施及び対処と、その後の再発防止等の政策立案・措置に至るまでの一連の取組を一体的に推進するための総合的な調整を担う機能としてのナショナルサートの枠組み強化に向けた取組を進めつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに関し、必要な注意喚起の実施やセキュリティ監査、再発防止等の政策立案・措置等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。

これらに加えて、デジタル庁が整備・運用するシステムについて、リアルタイムで監視を行い、常に順守状況を確認するとともに、何らかのインシデントが発生した場合には、セキュリティ専門チームの知見を生かしながら、速やかに被害の拡大を防ぎ、回復のための措置を講ずるレジリエンスを向上させたセキュリティ対応態勢が重要となる。特に、停止した場合に国民生活に与える影響が大きいシステムについては迅速な対応が必要となるため、被害の拡大防止・回復のために必要なリソースを事前に確保するよう取り組む。これらに必要な体制及びルールについては、デジタル庁において令和3年度（2021年度）から構築する。

<sup>23</sup> ただし、パブリッククラウドの組合せが困難な場合にはプライベートクラウドのみ。

<sup>24</sup> Government Security Operation Coordination team

<sup>25</sup> 開発（Development）と運用（Operations）に加え、セキュリティ（Security）を融合させたライフサイクルとして、情報システムを捉える考え方。

## ② 個人情報の保護

令和3年（2021年）5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律<sup>26</sup>（以下「デジタル社会形成整備法」という。）による改正後の個人情報の保護に関する法律<sup>27</sup>（以下「個人情報保護法」という。）により、令和4年（2022年）4月以降、行政機関等における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されることになる。

各行政機関等においては、この計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。個人情報保護委員会は、令和2年（2020年）改正法<sup>28</sup>の令和4年（2022年）4月1日の全面施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら整備してきたガイドライン等を含む制度の周知・広報とともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。

また、個人情報保護委員会は、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の令和4年（2022年）4月1日の一部施行及び令和5年（2023年）春の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体との丁寧なコミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、改正により個人情報保護法の適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な周知・広報等を行う。さらに、これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る。

## ③ 情報通信技術を用いた犯罪の防止

国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、不正アクセスの防止やトレーサビリティの確保に向けた官民連携の取組、サイバー犯罪に関する警察への通報の促進、サイバー犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー犯罪に関する注意喚起の実施等に取り組む。また、令和4年度（2022年度）に警察庁の組織改正を行い、サイバー事案への対処能力の更なる強化を図る。

## ④ 高度情報通信ネットワークの災害対策

国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、そして、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、通信事業者によるネットワークの冗長性の確保（ルートの二重化等）のための環境の整備、災害発生時におけるMIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進する。

<sup>26</sup> 令和3年法律第37号

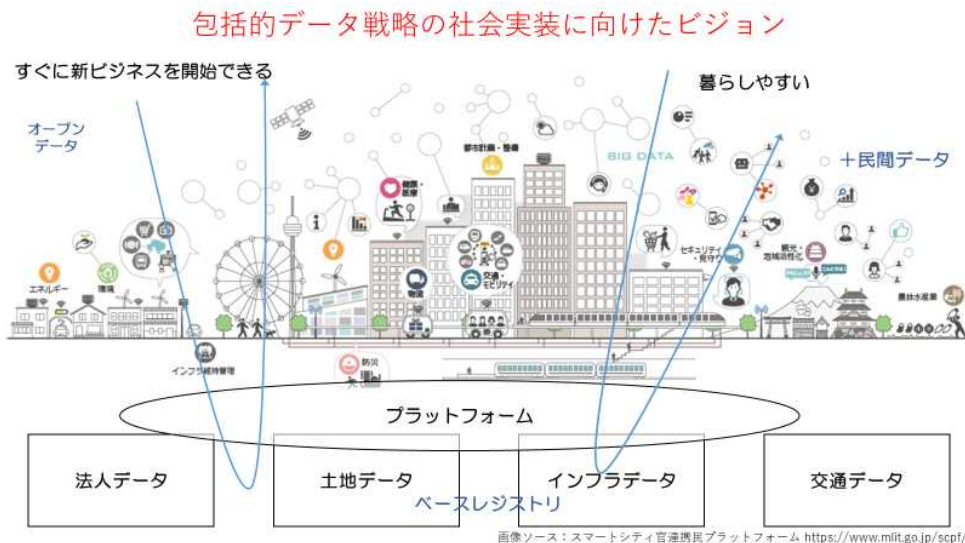
<sup>27</sup> 平成15年法律第57号

<sup>28</sup> 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

## 5. 包括的データ戦略の推進

### 【目指す姿】

- ・包括的データ戦略を推進することにより、データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図る。



フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会を実現するため、「包括的データ戦略」<sup>29</sup>において一定の方向性を示しつつ、「データ戦略推進ワーキンググループ」<sup>30</sup>においてその戦略推進方策の具体化を行っている。

包括的データ戦略は、行政機関が最大のデータ保有者であり、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、データの分散管理を基本として、行政機関がそのアーキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクしたID体系の整備、ベース・レジストリ<sup>31</sup>を始めとした基盤データの整備、カタログの整備等を行うとともに、民間ともオープン化・標準化されたAPIで連動できるオープンなシステムを構築していくことが求められるとし、デジタル庁にその実装の司令塔となることを求めている。

具体的には、デジタル庁の業務を通じて包括的データ戦略を実践していくべく、情報システム整備方針に「行政におけるデータ行動原則」<sup>32</sup>を反映させ、情報システム予算のレビューの中でその遵守状況を評価していくこと、準公共分野において包括的データ戦略に基づき付加価値の高いサービスを提供するプラットフォームが提供されるように情報システム整備方針を策定すること、相互連携分野において標準に係る整備方針の策定に当たり包括的データ戦略との整合性の確保を図ること等を求めている。重点項目として、トラスト、プラットフォー

<sup>29</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）別紙

<sup>30</sup> 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

<sup>31</sup> 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

<sup>32</sup> 包括的データ戦略において、「行政におけるデータ行動原則」として、「データに基づく行政（文化の醸成）」（政策課題に対応するデータの特定、意思決定のためのデータの使用、データ視点での業務の見直し、行政によるデータ作成・提供）、「データエコシステムの構築」（活用・共有を前提としたライフサイクルに配慮したデータ設計・整備、データ標準の活用、データの品質確保、データ資産の整理）、「データの最大限の利活用」（データアクセスのルールの明確化、公開、データアクセス方法の多様化、公開、オープンデータの推進）が整理されている。

ム、データ取引市場と PDS・情報銀行、基盤となるデータの整備、デジタルインフラの整備・拡充を掲げるとともに、組織の在り方や、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の推進に向けた国際連携等についての方針を示している（包括的データ戦略に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

また、これらの取組を推進するため、デジタル庁に置いたデータ戦略統括が、行政・医療・教育・防災等をデータで変えるという視点から、データの整備や AI を含めたデータの利活用などの具体的な政策を担当している。今後、各府省庁の持つデータを洗い出し、その中から必要なデータの特定、データの活用方策の企画を行い、新たな価値の創造を図るため、各府省庁とデジタル庁データ戦略統括との連携を図る。

## 包括的データ戦略の概要

ビジョン		現実空間とサイバースペースが高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会							
データ戦略のアーキテクチャ		第一次取りまとめ	包括的データ戦略 検討項目						
人材・セキュリティ	戦略・政策	データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する)</li> <li>行政における<b>データ行動原則の構築</b> ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用</li> <li><b>プラットフォームとしての行政</b>が持つべき機能</li> </ul>						
	組織 { 行政 民間 }	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点でビジネスプロセスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映</li> </ul>						
	ルール { データガバナンス 連携ルール }	トラスの枠組み整備 トラスの要素(意思表示の証明、発行元証明、存在証明)を整理	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>トラスト基盤の構築(認定スキームの創設)</b> [デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す]</li> <li><b>トラスト基盤構築に向けた論点整理</b> (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等)</li> </ul>						
	連携基盤(ツール)	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける検討すべき項目の洗い出し(官民検討の場、ルール、ツール等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携に必要な<b>共通ルールの具体化、ツール開発</b></li> <li>データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等) [デジタル庁と知財本部事務局は、2021年未だにガイドライン策定]</li> <li><b>重点的に取り組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築</b> [関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す]</li> <li>データ取引市場の<b>コンセプトの提示</b></li> </ul>						
	データ	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ベース・レジストリの指定</b>(法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等)</li> <li><b>ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討</b> [デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す]</li> <li>データマネジメントの強化/オープンデータの推進</li> </ul>						
	利活用環境	引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの活用の在り方 人材/国際連携/インフラ	<table border="1"> <tr> <td>デジタルインフラ</td> <td>・<b>通信インフラ(Beyond 5G)</b>(2025年大規模な商用サービスの実現を目標として、計画インフラ(衛星等コンピュティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備)</td> </tr> <tr> <td>人材・組織</td> <td>・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバースペースの利用環境の構築</td> </tr> </table>	デジタルインフラ	・ <b>通信インフラ(Beyond 5G)</b> (2025年大規模な商用サービスの実現を目標として、計画インフラ(衛星等コンピュティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備)	人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置	セキュリティ	・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバースペースの利用環境の構築
	デジタルインフラ	・ <b>通信インフラ(Beyond 5G)</b> (2025年大規模な商用サービスの実現を目標として、計画インフラ(衛星等コンピュティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備)							
人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置								
セキュリティ	・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバースペースの利用環境の構築								
インフラ		<ul style="list-style-type: none"> <li>理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおける<b>DFFTの推進</b> (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)</li> <li><b>G7 DFFTロードマップへのインプット</b>[2023年G7日本委員会見直し成果を目指す]</li> </ul>							



## 包括的データ戦略に関する具体的な施策

### ① トラストを確保する枠組みの実現

フィジカル空間をサイバー空間のデータに置き換えるためには、誰が（主体・意思）、何を（事実・情報）、いつ（時刻）というフィジカル空間の要素をサイバー空間においても「トラストの要素」として再現することが必要であり、これらのトラストを担保する基盤を確立していく必要がある。

そのため、取引や手続に係るデジタル化の阻害要因やトラストのニーズの実態を調査するとともに、これらの種別に応じて必要と考えられる信頼度（アシュアランスレベル）を整理することで、国際的な相互連携の観点にも留意しつつ、適切なトラストサービスの方向性を検討する<sup>33</sup>。

トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループでの検討結果を踏まえ、令和4年度（2022年度）中を目途にトラストを確保する枠組みの基本的な考え方（トラストポリシー）を取りまとめる。

### ② プラットフォーム

広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、「データ連携」とそれを「利活用したサービスを提供」する基盤（プラットフォーム<sup>34</sup>）の構築が鍵であり、分野を越えたデータ流通を容易にするためのツール<sup>35</sup>開発とデータの取扱いに係るルールの具体化が重要である。包括的データ戦略においては、プラットフォームの構築に当たって検討する事項として、関係者とその求める新たな価値の分析、そのために必要となるデータの特定、アーキテクチャの策定などが示されたところであり、主要分野のプラットフォーム構築は、これらの検討手順に沿って行っていく。

これまで分野間データ連携基盤については、SIP<sup>36</sup>においてコネクタ等の機能開発を行ってきた。その運用を担う、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA：Data Society Alliance）は令和2年（2020年）12月に設立され、分野間データ連携に必要なツールとそれを提供するプラットフォームである「DATA-EX」を構築することとされた。引き続き、認証認可を含むトラスト支援機能や分野横断型データカタログなど、必要な機能の開発を行い、安定的かつ持続的な運用に向けての課題の整理、及び実稼働に向けた道筋をつける。

主要分野ごとの具体的なプラットフォームの構築としては、準公共分野及び相互連携分野として示す「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「インフラ」、「スマートシティ」を重点的に取り組むべき分野として、包括的データ戦略に示す上記の検討手順に沿って、令和7年（2025年）までのプラットフォームの実装を目指す。

### ③ データ取扱いルールの実装の推進

これまでに各分野において官民が連携して進めてきたプラットフォーム構築の取組を踏まえ、「データ取扱い一般に関する共通ルール」<sup>37</sup>や「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」<sup>38</sup>の必要性が確認されたところであり、今後これらに基づいて各分野のプラットフォームにおけるルールの具体化が必要となる。

このため、データ提供者・利用者・取引市場・プラットフォーム運営者といった多様なプレイヤーが守るべき「データ流通の促進と阻害要因を払拭するためのルール」の実装ガイドンス<sup>39</sup>を策定しているところである<sup>40</sup>。ガイドンスが公表された後は、準公共等の各分野にお

いて、プラットフォームが備えるべきルールについて、このガイダンスを参照し検討を進める。

#### ④ データ取引市場と PDS・情報銀行

公正なデータ取引の担保によるデータ流通の促進にあたってはデータ取引市場の構築が重要であり、データにアクセスし利用する権利（データアクセス権）等を設定し、公正・中立で信頼できる運営事業者（Trusted third party）がそれらの取引を仲介することにより、データ流通の活性化とダイナミックな市場形成を実現するものとして、データ取引市場のコンセプトを包括的データ戦略において提示した。

この点、一般的な市場においては、情報収集コストの低減、財産権の保護、相手方の信頼性の確保などの要件が必要となるところ、データについては、無体物であり民法上の財産権が観念されない、無制限な複製が可能、標準的な価値・価格の相場がないといった特性があるため、これらを加味したデータ取引市場の成立要件を整理するとともに、その実装方策についても検討する。

また、国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの確保における PDS（Personal Data Store）や情報銀行の活用可能性について検討する。

#### ⑤ ベース・レジストリの整備の推進等

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、令和3年（2021年）5月に「ベース・レジストリの指定について」を策定し、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するもの及び今後ベース・レジストリとして整備の在り方を含め検討するものの区分を設け、具体のデータを指定した。今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う。その際、

<sup>33</sup> 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」において検討している。

<sup>34</sup> 包括的データ戦略において、プラットフォームはデータ連携基盤（ツール）、利活用環境とデータ連携に必要なルールを提供するものであるとされている。

<sup>35</sup> 包括的データ戦略において、プラットフォームにおいては、検索のためのデータカタログ、データ連携のためのコネクタ、ID及びアクセスコントロール、ログ管理、契約支援等の機能が必要になるとされている。

<sup>36</sup> 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」のこと。

<sup>37</sup> 包括的データ戦略において、「データ提供主体／データの真正性等の運用ルール」、「データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール」、「パーソナルデータの取扱い」、「データ交換のための標準化」、「データの品質の考え方」が整理されている。

<sup>38</sup> 包括的データ戦略において、「データについての関係者の利害・関心の表明」、「意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入」、「データに関するガバナンスの構築」、「公正なデータ取引の担保」、「ロックイン防止のための仕組みの導入」が整理されている。

<sup>39</sup> 「データ戦略推進ワーキンググループ」の下に設置された「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ」において策定している。

<sup>40</sup> ガイダンスにおいては、①多様なステークホルダーの懸念・不安感（データ流通の阻害要因）を払拭するには(a)データに対するコントローラビリティの確保、(b)公正な取引の実施の担保、(c)ガバナンス確保のためのインセンティブ設計、の3つの機能がルールに必要なことを示し、機能の実行手段の選択肢を示す。また、②各機能の実行要求レベルをステークホルダーが抱く懸念・不安（リスク）に応じ選択すべきこと、③ルールはアジャイルに更新すべきであることも示す。

それぞれのデータの整備状況や特性等を勘案し、最も適した運用形態<sup>41</sup>を検討し、整備を進める。

当面の整備対象を事業所・事業者、住所・土地、行政等の各分野のベース・レジストリとし、それぞれについて目指すべき姿の明確化、ユースケースの特定を行い、その実現に向けたID体系の整理、整備すべきデータの特定、その他課題の整理を令和4年度（2022年度）末までに行う。

また、デジタル庁を中心に、個人情報など秘匿性の高いデータに対し、誰がいつアクセスした等のアクセス情報を本人が確認できるようにするなど、データ運用における利用者の信頼性の確保を図る。さらに、APIによるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す。

デジタル庁は、データ標準や各種ツールの整備を進め、指定されたデータを保有する各府省庁に対し必要な支援を行う。各府省庁においては、デジタル庁の整備するデータ標準への準拠、品質評価の実施、参照ルールの徹底等ベース・レジストリに適用されるルール遵守の徹底を図る。

品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む。

また、ベース・レジストリのように汎用的な活用はされないものの、特定分野において社会の基盤として使われるデータや、民間部門において整備されるデータに関して、整備を推進する必要がある。準公共分野については、情報システム整備方針に従い、関係府省庁及び関係業界が連携して当該分野に必要な基盤となるデータの整備を図る。相互連携分野については、IPAのほか関連民間機関と連携し、標準に係る整備方針を策定する。

さらに、統計データを各分野のデータと容易に組み合わせる状態とする観点から、データを組み合わせるためのキーとなる分類やコード、データの定義等の相互運用性の確保等、データが連携しやすい環境を整備する。

## ⑥ オープンデータの推進

データ利活用の重要性が急速に増大する中で、ベース・レジストリやその他の基盤となるデータ等が経済社会活動に与える意義や、社会におけるデータに関する考え方が変化し、データのマネジメントやライフサイクルを大きく変えていく必要が増大している。また、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた産業の国際競争力の強化や社会全体の生産性向上に資するものとして推進してきたところであり、今後のデジタル社会の形成に当たっても、国民にデジタル化の恩恵をもたらすものとして不可欠な取組である。このため、国及び地方公共団体等において、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護に配慮しつつ、公共データの公開及び活用を進める。

<sup>41</sup> 包括的データ戦略において、各府省庁等の保有するデータベース又はネットワークからキャッシュ等でデータを取得し活用する方法、ベース・レジストリカタログとの連携で活用する方法、各府省庁の保有するデータベース等からデータをマッシュアップし、新たにベース・レジストリデータベースを構築・運用する方法の3類型が考えられるとされている。

また、情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する情報システムの連携のための標準の整備方針（以下「標準に係る整備方針」という。）に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といった「オープンデータ基本指針」<sup>42</sup>の考え方を反映させる。各府省庁は、行政保有データを利用者が活用しやすい形で公開するために、行政手続及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講ずる。

地方公共団体によるオープンデータの取組に関しては、地方公共団体の約7割<sup>43</sup>がオープンデータ化を推進している。このため、オープンデータへの取組を実施済みの地方公共団体においては、データ利活用の観点から、データの機械判読性などの質を向上させる方策が必要であり、令和3年度（2021年度）中に、オープンデータ取組の質を測る指標を設計する。また、専門家等の派遣、地方公共団体において特に公開が望まれる分野やデータ項目の提示、先進的な取組事例や手引き等の紹介、人材育成のための各種研修の在り方、中間支援組織との連携等について検討する。他方、オープンデータの取組が未実施で独自の取組が困難な地方公共団体においては、都道府県や国等のサイトでオープンデータを掲載する等、オープンデータの取組の支援について検討する。

## ⑦ 基盤となるデータの整備

### ア カタログサイト／コードの整備等

ベース・レジストリを始めとした各種データについては、データの整備だけでなく、データを見つけやすくする仕組みや、現場や利用者に負担をかけずに運用できる仕組みの整備が重要であることから、デジタル庁は、各府省庁の保有するベース・レジストリを始めとした基盤となるデータについて、令和3年度（2021年度）中に、一覧性、検索性のあるカタログサイトを整備し、令和4年度（2022年度）以降にデータ項目の定義を一覧にするデータ・ディクショナリ<sup>44</sup>を整備する。

また、データ間の連携を行うためには、データの分類や、データ間をつなぐためのコードが必要になることから、政府等で整備しているコード情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする。

### イ データマネジメントの強化

基盤となるデータの整備、オープンデータも含むデータの生成・利活用、トラストの確保等を幅広く捉えた包括的なデータマネジメント<sup>45</sup>を推進していく必要がある。

データの生成・設計・開発の工程に関しては、政府情報システムの開発の手順を示した標準である政府標準ガイドライン群<sup>46</sup>のほか、デジタル庁が整備するデータ標準やデータ品質管理フレームワークを積極的に活用する必要がある。このため、令和3年度（2021年度）中に、データ標準及びデータ品質管理ガイドブックを策定・公開する。

<sup>42</sup> 平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和3年6月15日改定

<sup>43</sup> 政府CIOポータルオープンデータ取組済自治体申請数から集計（令和3年（2021年）10月12日時点）

<sup>44</sup> 組織内のデータ項目名やその定義を一覧にし、データ定義の誤解釈や重複を防ぐ仕組み。

<sup>45</sup> データを活用できる状況で整備、維持管理するための活動であり、データ設計、データ整備、維持管理及びそのプロジェクト管理の全ての活動を含む。

<sup>46</sup> 政府情報システムを構築するための各種ガイドで構成される。マスターデータやコードを設計するためのガイドやデータ標準などがガイドされている。

<https://cio.go.jp/guides>

また、令和3年（2021年）3月に「環境省データマネジメントポリシー」が策定され、同ポリシーに基づく行政データ連携の推進や保有データのオープン化の取組が進められているところであり、こうした取組の実施状況も参考にしつつ、政府におけるデータマネジメントの在り方を検討する。情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁が関わる情報システム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する。これらにより、ライフサイクルを通じた再利用性の高いデータの整備を行っていく。

## 6. デジタル産業の育成

我が国が目指すべきデジタル社会を実現するためには、民間事業者の創意工夫の下に多種多様なサービスが国民に提供されることが必要であり、ベンチャー企業等の中小企業を含む我が国のデジタル産業の育成が欠かせない。

このため、株式会社産業革新投資機構（JIC）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、独立行政法人中小企業基盤整備機構等を通じ、IT スタートアップへのリスクマネーの供給や大企業との事業提携等を促進する。

これまで1,900人超の人材を輩出、300名が起業・事業化するなど、突出したトップIT人材を創出する「未踏事業」を通じて国内のデジタル産業の担い手を発掘する。

これらの取組を通じて、令和7年（2025年）までに50のユニコーン/上場ベンチャーの創出を目指す。

また、サイバーセキュリティ製品の信頼性確保の基盤作りに取り組むことで、他国に過度に依存しない日本発の製品・サービスの育成に取り組む。

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

#### (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

##### ① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとして検討する。

行政サービスの将来像の検討に当たっては、利用者目線を徹底する必要がある。例えば、行政の保有する情報や本人の意思に基づき民間から提供された情報の範囲で自分が利用可能なサービスがお知らせされ、意思表示するだけで簡単にサービスが利用できること、行政とのコミュニケーションをデジタルチャネルで対話的に行うことが可能とすること、サービスデザインにデジタル弱者へのサポートが組み込まれていること、また、手続を行う国民だけではなく、行政事務を担う職員の負担を軽減することも期待される。

あわせて、民間サービスも行政サービスのフロントエンドを担えるようにすることで、国民がより多様なUI・UXを選択できるようにするとともに、民間サービスと行政サービスとの一層の連携等を通じて民間サービスに新たな機会を提供しつつ、行政DXを官民共創で進めるエコシステムを創出することも重要となる。

トータルデザインの実現に向けて、こうした行政サービスとエコシステムの将来像を実現するようなアーキテクチャを設計する。

##### ② 実現に向けた技術及び制度の検討

このような行政サービスの将来像を見据えながら、デジタル社会の形成に関する司令塔であるデジタル庁が中心となり、関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から検討し、令和4年（2022年）夏までに具体的方向性について結論を得る。

具体的には、地方公共団体等の実務の現場で抱える課題を踏まえ、アプリケーション、情報連携基盤、ネットワークやクラウド等のインフラについて、それぞれ以下の観点から、トータルデザイン実現に向けた制度的・技術的検討を進める。

行政サービスのアプリケーションの検討に当たっては、利用者目線の徹底が重要である。システムのコンポーネント化（部品化）、API整備等の取組を進めることで、民間サービスを含め行政サービスのフロントエンドを多様化し、国民の行政サービス体験を変えていく必要がある。この観点からマイナポータルの抜本的改善等の検討を進める必要があるとともに、民間サービスの積極的かつ適切な参入を促すシステムやルールを含むアーキテクチャとすることが重要である。

情報連携基盤の検討に当たっては、国民が、自らのデータに基づいて必要な行政サービスを受けられるようにするため、行政機関間の情報連携を円滑かつ安全に行う基盤を構築する必要がある。具体的には、現行の情報連携を担っている情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等の現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含め、情報連携の基盤

となる公共サービスメッシュ（仮称）<sup>47</sup>の設計について検討する。その際は、情報連携の基盤において管理するデータの範囲やその手法の在り方について整理するとともに、行政機関間における情報照会及び情報提供について中間サーバ等を介在させず API 連携等を手段として効率化とリアルタイム化を追求する。あわせて、国民自身が自らのデータを管理している主体やその取扱いについて適切に把握しつつ、必要なときに必要な自らのデータの利用等が可能となる手法も含めて具体化を追求する。

これらの検討に当たっては、データの分散管理を基本とし、個人のデータを管理するインフラと、データを取り扱う主体ごとの権限や主体間の責任分界など、各種法令等に基づいてデータを適切に管理するための仕組みについてシステムと法制度の両面から検討する。

インフラの検討に当たっては、「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの採用も見据えながら、政府における実証研究を含めた技術的検討及び各地方公共団体の取組状況を踏まえて、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進める。

こうしたアプリケーション、情報連携基盤、ネットワークやクラウド等のインフラについて、アーキテクチャを根本から見直すに当たり、アプリケーションとインフラを分けて、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。

また、アーキテクチャの設計及び実装の全体ロードマップの検討に当たっては、ガバメントクラウドの整備や国の業務システムのガバメントクラウドへの移行、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化のスケジュールなど現行基盤の更改時期等とともに、地方公共団体等の実務を踏まえて進めることが重要である。具体的には、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化におけるデータ要件・連携要件の検討に当たり、公共サービスメッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとするなど、基幹業務システムがアーキテクチャ上に円滑に位置付けられるようにしていく。

これらの取組を進めるために、官民の適切な役割分担について整理するとともに、アーキテクチャの設計・運用・管理に係る国や地方公共団体等との役割分担を明確化し、国・地方公共団体・民間が一体となって、トータルデザインを実現していく。

---

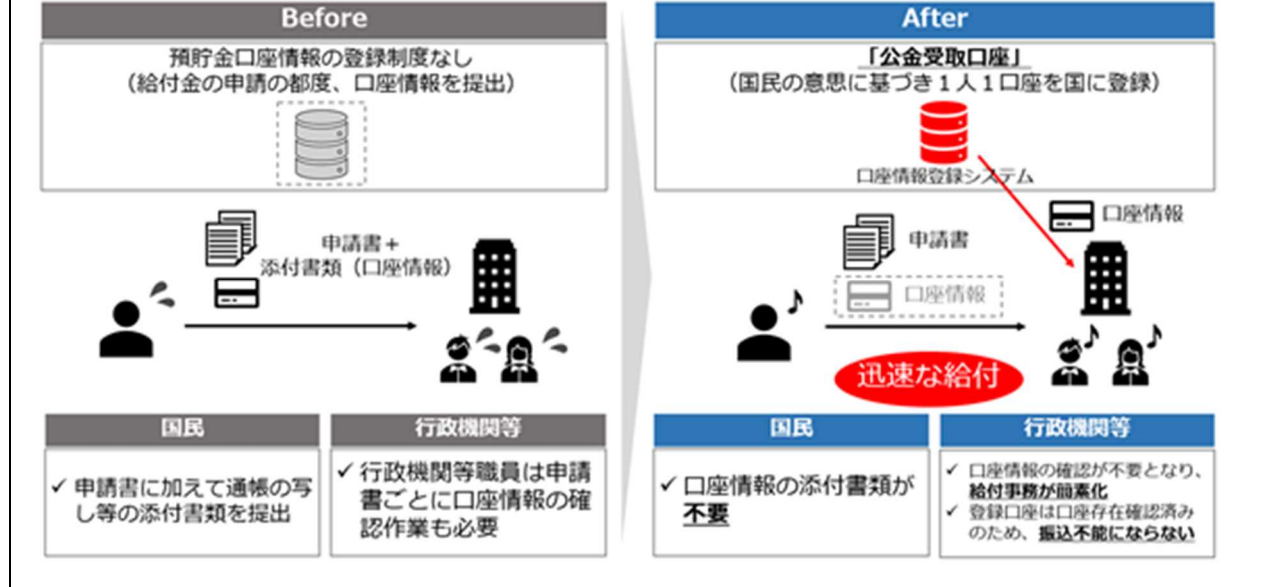
<sup>47</sup> ワンスオンリーを実現するため、データの照会・提供だけでなく、プッシュ型通知・更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる情報連携基盤を指す。



## (2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

### 【目指す姿】

- ・新型コロナウイルス感染症対策など緊急時においても必要な行政サービスが国民に届くよう、行政サービスのデジタル化を推進する。例えば、公金受取口座の登録・利用を推進することにより、迅速な給付の実現を図る。



### ① ワクチン接種証明書のスマートフォンへの搭載の推進

ウィズコロナ下での社会経済活動の再開のため、ワクチン接種記録システム（VRS）の記録を活用しマイナンバーカードを用いた本人確認を前提とする接種証明書のスマートフォンアプリの提供を令和3年（2021年）中に開始した。今後、提供開始後のアプリの利用状況等を踏まえて必要な改善の検討を行う。

### ② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律<sup>48</sup>に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、令和3年（2021年）5月に「子育て世帯生活支援特別給付金」を、6月に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

マイナンバーカードを利用した公金受取口座の登録については来春、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについては令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。

このため、預貯金口座へのマイナンバーの付番の円滑化の制度と併せて関係府省庁や関係機関等と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、公金受取口座の登録制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

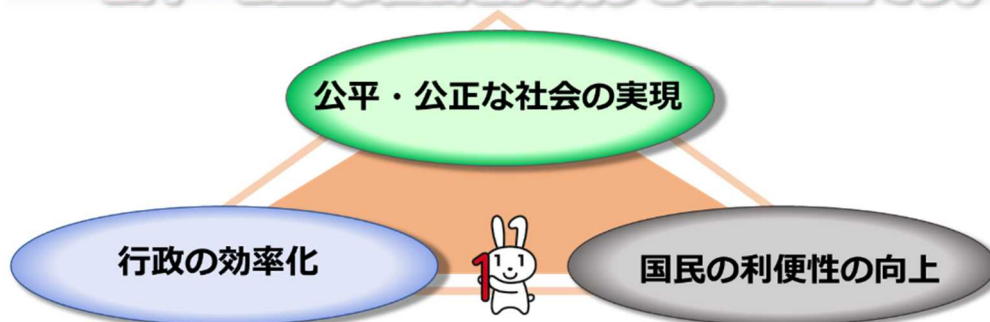
<sup>48</sup> 令和3年法律第38号

### (3) マイナンバー制度の利活用の推進

#### 【目指す姿】

- ・個人の ID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する。
- ・従来は、申請手続ごとに、国民が多くの書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続について、マイナンバー制度の利活用により、必要な添付書類が減り、また、行政の事務処理もスムーズになり手続の時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上に繋がる。

マイナンバー制度は、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



#### ① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを楽しむことができるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、デジタル庁を中心に、これらに関する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<sup>49</sup>（以下「マイナンバー法」という。）の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

その上で、国民の理解が得られたものについて、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度の施行を目指す。

<sup>49</sup> 平成25年法律第27号

## ② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

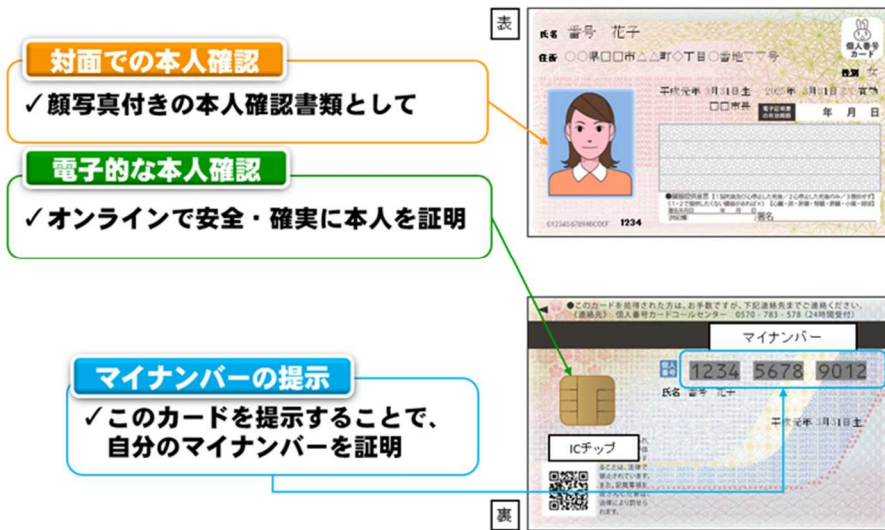
医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指す。

令和 3 年度（2021 年度）に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、令和 5 年度（2023 年度）までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和 6 年度（2024 年度）にデジタル化を開始する。

#### (4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

##### 【目指す姿】

- ・ マイナンバーカードの IC チップには電子証明書などの機能を搭載しており、民間事業者を含め様々なサービスに活用することができる。例えば、マイナンバーカードの電子証明書で本人確認を行うことで、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請などに利用できる、ネット証券などの民間サービスの申込みに利用できる等、様々なメリットがあるため、マイナンバーカードの徹底的な利用を推進する。



令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナワクチンの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進などにより、マイナンバーカードの普及促進を図る。また、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。加えて、マイナポータルの抜本的改善・民間サービスの利用シーン拡大等を通じて、国民にとって利便性の高いマイナンバーカードのユースケースを拡充する（5.（1）「マイナポータル抜本的改善に関する具体的な施策」参照。）。

なお、マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表に沿って引き続き推進する。

##### ① マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進

診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、令和4年度（2022年度）末までにおおむね全ての医療機関等で利用できることを目指し、医療機関等での環境整備を推進する。

##### ② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現

令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度（2024年度）末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。

##### ③ マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現

マイナンバーカードと在留カードの一体化について中長期在留外国人がより高い利便

性を得られるものとするための検討を更に深め、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度（2025年度）から一体化したカードの交付開始を目指す。

#### ④ マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

令和3年度（2021年度）末までに技術検証・システム設計を行い、令和4年度（2022年度）中の実現を目指す<sup>50</sup>。

電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを目指し、スマートフォンへの搭載方法を検討する。

#### ⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現

令和6年度（2024年度）中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

#### ⑥ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等

法律<sup>51</sup>の規定に基づき、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施するなど、電子証明書の発行・更新等の円滑な実施を図る。

#### ⑦ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管府省庁ごとに工程表を作成し、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。なお、アンケート調査等により定期的なフォローアップを実施するなど、積極的に取り組む。

---

<sup>50</sup> スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。

<sup>51</sup> 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）

### 【マイナンバーとマイナンバーカードについて】

- ・マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号。現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律又は条例で定められた事務手続に使用されている。
- ・マイナンバーカードは、住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。カードの表面は顔写真付きの本人確認書類として官民間問わず利用することができ、裏面のICチップ内に搭載された電子証明書や空き領域も、官民間問わず様々なサービスに利用できる。

## マイナンバーとマイナンバーカード

### ○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手続に限って利用されています。
  - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
  - マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。

### ○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
  - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
  - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード

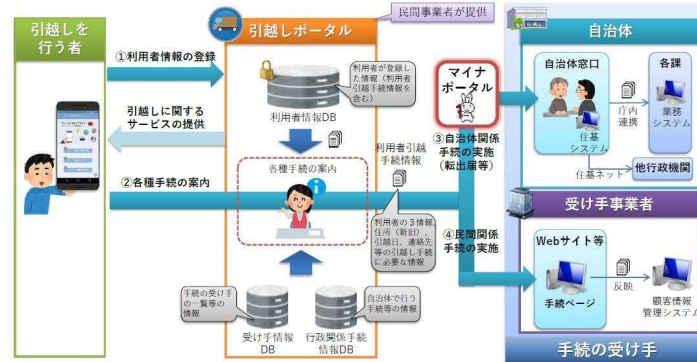


- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

## (5) 公共フロントサービスの提供等

### 【目指す姿】

- 行政手続のワンストップ化を推進することにより、国民が子育て・介護、引越しなど暮らしに直結する様々な行政手続をワンストップで行うことができるようにする。
- 例えば、「引越しワンストップサービス」では、引越しに伴う手続の窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供できるように支援することにより、利用者が、行政機関（地方公共団体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるようにする。



## ① マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

### ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む。）について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律<sup>52</sup>に基づいて、令和6年度（2024年度）中の運用開始を目指す。

このため、公金受取口座登録制度と併せて関係府省庁や関係機関等と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

### イ 養育費の支払確保

子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の一方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について、検討を行う。

## ② ワンストップサービスの推進等

国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護、引越し等の行政手続のワンストップ化を推進する（具体的な施策について、以下を参照。）。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を実現するため、APIの整備や公開を推進する。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

<sup>52</sup> 令和3年法律第39号

## ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

### ① 子育て・介護ワンストップサービス等の推進

子育て・介護に関連する手続きのオンライン申請の普及促進として、マイナポータルぴったりにサービスにオンライン申請における標準様式を令和2年度(2020年度)に介護関連の手続き、令和3年度(2021年度)に子育て関連手続きを登録し、利用を開始した。令和4年度(2022年度)にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関連する手続きのオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

### ② 引越しワンストップサービスの推進

地方公共団体の手続きに関しては、転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、令和3年度(2021年度)に関係府省庁や地方公共団体等の協力の下、地方公共団体での実地検証等を通じて事務フロー及び必要な準備作業等を取りまとめ、地方公共団体に対して周知を行う。令和4年度(2022年度)には、全地方公共団体においてオンラインによる転出届・転入予約など、転出・転入手続きのワンストップ化を実現できるよう、マイナポータルを改修するとともに、地方公共団体のシステム改修等に対する支援を行う。

民間手続きに関しては、住民本人の変更後の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)等の署名検証者への提供に関する制度改正を踏まえ、令和3年度(2021年度)から政省令等の整備を進め、令和4年度(2022年度)に本人の同意を前提に基本4情報等を本人の手続なしで署名検証者に提供するサービスを開始することを目指す。また、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しを行う者が、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行いつつ、民間事業者間の接続コスト低減を図ることを目的とした引越し手続きのオンライン完結に必要なデータ項目のガイドラインを検討するなど、対象手続きの更なる拡大を図る。

### ③ 死亡・相続ワンストップサービスの推進

平成31年(2019年)4月に取りまとめた実現方策<sup>53</sup>等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

- ・デジタル庁は、戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、令和3年度(2021年度)中に法務省及び関係府省庁とともに検討を行う。
- ・死亡に関する手続き(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の提出)をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、令和3年度(2021年度)内に課題を整理の上、速やかに対応する。

### ④ 社会保険・税手続きのワンストップ化・ワンズオンリー化の推進

従業員のライフイベントに伴い民間企業が行う社会保険・税手続きについては、令和2年(2020年)11月から開始したマイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化の対象手続きを順次拡大する。

民間事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照して社会保険・税手続きを行うこと(社会保険・税手続きの新たな提出方法)について、金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、令和4年(2022年)1月提出分から対応するとともに、クラウド提出済みのデータを確定申告等において利活用することを検討し、令和5



年（2023年）1月以降の実現を目指す。さらに、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和4年度（2022年度）以降の対象拡大に向けて検討を進める。

また、公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みである年金簡易試算 Web について、令和4年（2022年）4月の運用開始を目指し、令和3年度（2021年度）6月に開発着手、同年度後半にテスト（運用実験）を行う。

#### ⑤ 法人設立関係手続のワンストップサービスの実現

令和3年（2021年）2月から開始した定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、G ビズ ID の発行等の取組について、定期的に取組状況を検証し、令和3年度（2021年度）を目途に見直しを行い、必要な措置を講ずる。

#### ⑥ 旅券（パスポート）申請のデジタル化

旅券（パスポート）の申請について、令和4年度（2022年度）からオンラインによる申請を可能とし、その際にマイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。また、マイナポータルを利用し、令和6年度（2024年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図る。

#### ⑦ 在留申請のデジタル化

在留外国人本人による在留関係手続のデジタル化について、将来の在留カードとマイナンバーカードの一体化も踏まえ、在留カードによる申請ではなく、民間のオンラインサービスに提供するマイナポータル API を活用するなど、マイナンバーカードによる申請について令和3年度（2021年度）中の実現を目指す。また、対象手続の追加を検討し、利用率向上のために必要な措置を行う。

#### ⑧ 入国手続等のデジタル化

日本への入国等に係る一連の手続（検疫、入管、税関等）について、スマートフォン等の利用を通じたデジタル化を一層進め、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性の更なる向上を図るとともに、当該手続以外においても活用できるよう必要なシステム開発を行い、令和4年度（2022年度）内にその運用の開始を目指す。

#### ⑨ 国税関係手続のデジタル化の推進

税務に関する手続は、多くの国民に関係する一方、複雑であり、納税者にとって必ずしも分かりやすいとは言いがたい。申告納税制度を基本とする我が国においては、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現することが重要であり、更なるデジタルの活用により、これを実現していく。

そのため、国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上するとともに、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

<sup>53</sup> 「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ 2018」（平成31年4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

具体的には、チャットボットや確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など関連するシステムの機能を整理するとともに、その連携等を図ることにより、利用者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。また、その一環として、個々の利用者の特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）の状況や過去の申告・納税履歴を一覧で確認できるページを e-Tax 上に設け、このページを経由して各手続を行うことができるようにする。

あわせて、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）等の利用促進を図り、関連する諸システムも含めて、手続全体のデジタル化と UI・UX の改善を推進する。

## 2. 暮らしのデジタル化

### (1) 暮らしを変えるデータ連携の実現

#### ① 準公共分野の指定

生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きいものとして、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農業・水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を準公共分野に指定する。

#### ② 相互連携分野の指定

各準公共分野をターゲットとした取組に加え、こうした取組分野を越えた横断的な連携が重要な相互連携分野として、まずは「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野を指定する。

これらのほか、国際的な商流・物流に係るプラットフォーム・ビジネスに関連する取組について、他の分野との関係を整理しつつ指定を検討する。

#### ③ 準公共分野・相互連携分野の情報システム

準公共分野の情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。

相互連携分野については、各府省庁が、標準に係る整備方針を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。

#### ④ 準公共分野・相互連携分野を支援するための政策プログラム

準公共分野及び相互連携分野<sup>54</sup>については、①社会課題の抽出やそれを受けて実現すべきサービスの内容、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一貫通貫で支援していくための政策プログラムを創設する。当該政策プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備<sup>55</sup>した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討を進める。

<sup>54</sup> 準公共分野及び相互連携分野として指定する分野は、デジタル社会形成基本法第37条第2項第13号に基づく特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野）とする。

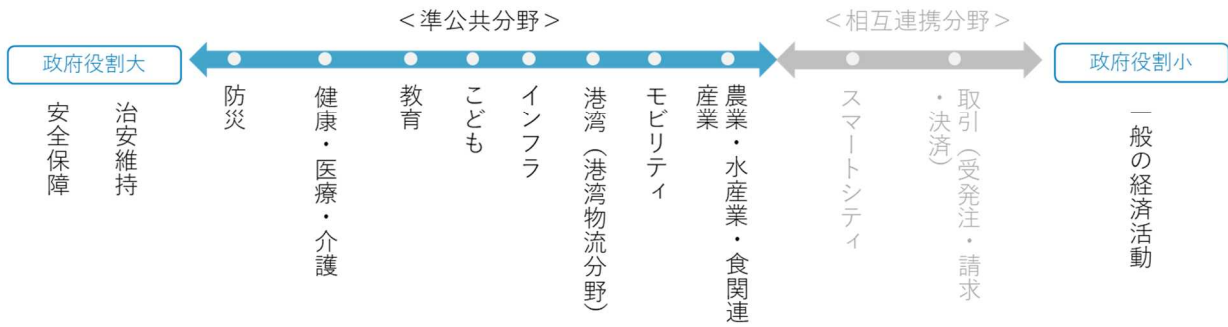
<sup>55</sup> 例えば、データ戦略推進ワーキンググループの下に、準公共・相互連携分野のデジタル化やデータ連携の推進方策を検討するため、準公共・相互連携作業グループを開催することとされている（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）。

## (2) 準公共分野のデジタル化の推進

### 【目指す姿】

- ・準公共分野のデジタル化を推進することにより、個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようにする。

**準公共分野：**国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている分野



各サービス提供者側の事情により、各分野において断片的・画一的なサービスが提供

デジタルの活用

個人が複数のサービスを自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインできるように

### 【例】

(健康・医療・介護)

- ・健康寿命の延伸。国民がかかりつけ医や身近な専門職の助言の下、健康増進・治療の選択・ケアへの参加に主体的に関わり、適切なタイミングで必要な治療を受けることができる。
- ・医療・福祉の現場で質の高い価値ある情報が作られ、集積・分析・活用され、医療・福祉資源の効率的な活用とサービス向上に取り組むことができる。
- ・国民の生命・安全を確保するため、公衆衛生や保健医療体制の確保に必要な情報が活用される。

(教育)

- ・誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べるようになる。
- ・そのために、ストレスのない ICT 環境下で、学習者が自らのデータを蓄積・活用して学びをデザインするなど、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びが実現される。
- ・また、調査・手続のオンライン化や校務のデジタル化で学校現場の負担が軽減されるとともに、データの標準化により EBPM の推進や新たな教授法・学習法の創出が実現される。

(こども)

- ・こどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータが、個人情報保護に配慮しながら、分野横断的に最大限に活用される。
- ・それにより、真に支援が必要なこどもや家庭が発見され、ニーズに応じたプッシュ型の支援が届けられることで、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決が可能となる。

準公共分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっているが、ユーザーから見れば、各サービス提供者側の事情に

より、各分野において断片的・画一的なサービスが提供されている状況にある。各サービスのデジタル化を契機に、デジタル庁が提示する準公共分野のアーキテクチャに基づいた連携した取組を講じるようになれば、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性が増し、個人が、分野や提供主体の違いを超え、複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようになる。まさに準公共分野のサービスは、デジタルを活用することにより、多様な利用者一人ひとりの声に柔軟に対応できる新たなサービスへと変貌していくことが求められている。

また、準公共分野に関わる多くの制度が、デジタル社会の到来以前の時代に形成された既存の制度・運用を前提としていることから、策定するアーキテクチャや新たなサービスのニーズを踏まえ、各種制度・運用について不断の見直しを行っていくこととする。

## ① 健康・医療・介護

医療福祉分野においては、利用者数の急増が見込まれる中、必要となる就業者数も平成30年（2018年）の826万人（就業者全体の約8人に1人）から令和22年（2040年）には最大1,070万人（約5人に1人）へと大幅に増加する見通しであり、担い手不足の観点からも、デジタル化とデータの利活用や担い手の負担軽減は重要な課題である。

また、平均寿命が年々延びる中で個人が望むライフスタイルを継続させるためには、診断・治療に加えて疾病の予防が重要となるため、個人が自身の健康や医療に関する情報を簡易に記録、管理し、自身の健康管理や診断・治療に関わる医療機関等に必要に応じて共有できるようにすることが重要である。

これらは、令和3年（2021年）10月に本格運用を開始したオンライン資格確認等システムやマイナポータルを活用した取組が、「データヘルス改革に関する工程表について」<sup>56</sup>に基づき進められており、着実に進めていく必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応のために導入されたシステムについて、新型コロナウイルス感染症対応以外の場面でも活用することを念頭に置いた取組を進める必要がある。

加えて、個人の健康に関するデータと様々な分野の取組やデータが連動して相乗効果を生み出すことで、まちづくりや新たな産業の創出にも繋がる可能性があることから、活用できるデータの拡大や他分野との連携にも取り組む。

## ア データヘルス改革の推進

「データヘルス改革に関する工程表について」に記載された「自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備」「医療・介護分野での情報利活用の推進」等の取組を着実に進める。

具体的には、以下の施策等に取り組む。

- ・マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報、レセプト・処方箋情報については自治体健診（令和4年度（2022年度）早期～）、学校健診（令和4年度（2022年度）以降早期～）、事業主健診（40歳未満）<sup>57</sup>（令和5年度（2023年度）～）、電子処方箋情報（令和5年（2023年）1月頃～）、手術等の医療情報（令和4年（2022年）夏～）、等に対象となる情報を拡

<sup>56</sup> 令和3年6月4日厚生労働省

<sup>57</sup> 特定健診結果として保険者に提供された40歳以上の事業主健診の結果は、令和3年（2021年）10月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている。

大するため、必要な法制上の対応やシステム改修を行う。電子カルテ・介護情報については、技術的・実務的課題等を踏まえてその実現に向けた検討を行う。

- ・民間 PHR サービスの利活用の促進について、業界団体等と連携したより高い水準のガイドラインの整備を令和4年度（2022年度）に行い、適正な民間 PHR サービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用を令和5年度（2023年度）以降に開始する。
- ・医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤の在り方<sup>58</sup>について、令和4年度（2022年度）までに調査検討し、結論を得る。
- ・令和2年度（2020年度）に連結解析が本格稼働したレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB:National Database）と介護保険総合データベース（介護DB）について、行政、保険者、研究者、民間事業者など幅広い主体の利活用を可能としたNDB・介護DBについて更なる利活用を推進するため、NDBと介護DBを連結できるデータのサンプルデータについても、研究等のニーズもくみ上げつつ、オープンデータとして公表することを今後検討していく。
- ・上記のNDBと介護DBの連結解析に加え、NDB、介護DBとDPCデータベースの連結解析を令和4年度（2022年度）から開始するほか、保健医療分野や国民生活に関する他の公的データベース<sup>59</sup>との連結解析については、各データベースの法的・技術的課題を解決した上で、連結解析に向けた検討を進める。
- ・また、NDBの収載情報について、令和4年度（2022年度）から患者居住地情報（郵便番号・市町村コード）及び高額療養費自己負担限度額区分を追加する。

## イ オンライン診療等の強力な推進

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大等の状況を踏まえ、医療機関の受診が困難になったことに鑑み、令和2年（2020年）4月から実施されている電話や情報通信機器を用いた診療・服薬指導等の時限的・特例的な対応<sup>60</sup>について、国民に対する丁寧な周知を図りつつ、医療機関や薬局等における着実な実施を推進する。

また、オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにすることで、利用者本位・患者本位の医療の実現を図る。診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組や、電子処方箋の発行の際に必要な医師の資格確認の利便性向上（医療機関による本人確認の活用等の検討）を進める。オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針については、令和3年度（2021年度）に検討を開始する。

## ウ ICT やアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）や医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検

<sup>58</sup> 主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方。

<sup>59</sup> 全国がん登録データベース、指定難病患者データベース・小児慢性特定疾病児童等データベース。

<sup>60</sup> 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省事務連絡）

討を進める。

HER-SYS については、感染症法に基づき感染症の発生动向を把握するため平成 18 年（2006 年）に構築された感染症サーベイランスシステム（NESID）と統合し、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。

G-MIS について、医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして改修を行う。収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化する。

また、新型コロナワクチン接種の追加接種が行われることから、引き続き、VRS やワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を活用し、効率的かつ着実にワクチン接種を実行するとともに、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開のため、VRS の記録を活用しマイナンバーカードを用いた本人確認を前提とする接種証明書のスマートフォンアプリの提供を開始した。今後、提供開始後のアプリの利用状況等を踏まえて必要な改善の検討を行う。

ウィズコロナ下で社会経済活動を円滑に行うために必要となる接種記録、接触記録、検査記録といった個人の感染拡大リスクに関する情報は現在バラバラに取り扱われている。ウィズコロナ下での社会経済活動を円滑に行うためには、個人の感染拡大リスクに関する情報の一体的な利用が可能となる事が望ましく、その実現に向けた検討を行う。

このほか、令和 3 年度（2021 年度）中に DMAT 活動情報等の API の構築等、広域災害救急医療情報システム（EMIS）のシステム改修を実施した上で、EMIS について、G-MIS との連携を踏まえたシングルサインオンへの対応や医療機関 ID への対応等、医療機関の負担軽減のため EMIS に必要な見直しを行い、緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携を順次実装する。

また、ICT やアプリを活用した医療サービス等の効率性の向上、医療従事者の労働時間の一元的な管理のデジタル化について検討する。

## エ プラットフォームの整備等

個人、保険者、医療機関等、国、地方公共団体、民間事業者（PHR サービスを提供する民間事業者を含む。）等がオンライン資格確認等システム等の既存のシステムを活用・拡充し、健康・医療・介護関連データの連携・活用を実現するためのプラットフォームを整備し、ガバメントクラウドの活用の検討を含め、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充に向けて機能を強化する。

また、現在データ化されていないが個人の健康に関する情報として有用であるもの（個人の主観的な健康状況や社会的環境等）も含めて利活用できるデータの拡充や環境整備について検討するとともに、スマートシティの取組とも連動し、様々な分野の取組やデータの連動により相乗効果を生み出す。

## ② 教育

教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指し、ストレスのない ICT 環境とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実とその評価を行う上で必要なデータの①スコープ（範囲）<sup>61</sup>、②品質<sup>62</sup>、③組合せ<sup>63</sup>、を拡大・充実させていくことにより、学習者主体の教育への転換や教職員が臨機応変に外部協力者の支援を得ながら子ども達と向き合える環境の整備を図ることが必要である。このため、教育再生実行会議の提言<sup>64</sup>も踏まえ、教育現場における ICT 利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症等の拡大や災害の発生等の非常時に備えるためにも、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会、民間教育と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと（ハイブリッド化）などによって、学習者一人ひとりにとっての「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための鍵が「デジタル」である。このため、デジタル社会を見据えた教育について検討する必要がある。

### ア 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備

GIGA スクール構想によって義務教育段階の 1 人 1 台端末環境は整った<sup>65</sup>一方で、令和 3 年（2021 年）7 月に実施した教育関係者へのアンケートでは、ネットワーク環境や教職員端末の整備・更新、教職員の ICT 活用サポート人材、情報モラルやリテラシーの不足、持ち帰りを含めた授業内外での活用の促進、校務及び家庭との連絡のデジタル化など、多方面における課題について約 26 万件の声が寄せられた。こうした声を踏まえ、学校のネットワーク環境について全国一斉にネットワーク環境の点検・応急対応を実施し、学校を取り巻く地域的な要因を含め、原因に応じた解決を図る。また、教職員端末については、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」（平成 30 年度～令和 4 年度（2018 年度～2022 年度））に基づき、地方財政措置が講じられているところであるが、授業用端末の整備については必ずしも十分ではなく、地域間でも差があることから整備を支援するとともに、次期教育 ICT 環境整備計画においても引き続き必要な地方財政措置を講じる。

さらに、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法等に関するガイドラインを速やかに策定・公表し、保護者への周知を始め更なる利活用を促進するとともに、令和 4 年度（2022 年度）以降、更に実態や現場の声を踏まえ改善を図る。高等学校段階の 1 人 1 台端末については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組

<sup>61</sup> 教育効果として測るべき多様な側面（例：認知能力からいわゆる非認知能力とされているものへの拡大）や、学校外の学びなど、アナログの世界では十分に行き届かなかった部分にも、デジタルを活用して貢献を可能にしていることを指す。

<sup>62</sup> 標準化等を通じて、組織を超えて共有・活用できるデータや、時間軸で見て活用できるデータを利活用することを可能にしていくことを指す。

<sup>63</sup> 目的に応じて、行政データと学習データや、学校内外の学びといった様々なリソースの組合せをより一層可能にしていくことを指す。

<sup>64</sup> 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和 3 年 6 月 3 日教育再生実行会議）

<sup>65</sup> 全国の公立小学校等の 96.2%、中学校等の 96.5%が、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末の利活用を開始。（令和 3 年（2021 年）7 月時点）



を促す。また、児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について令和4年度（2022年度）末までに関係府省庁で検討し、令和5年度（2023年度）以降、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。

現在、1人1台端末の授業での活用は進んでおり、希望する全国の学校で活用が進んでいる、学習診断等ができるCBTプラットフォーム（MEXCBT）について、更なる機能改善や活用促進を行うとともに、他のシステムとも連携し効果的な分析・研究をすることで、政策・実践の改善に取り組む。また、EdTech<sup>66</sup>の活用により学習スタイルの転換を進めたい学校等に対し、学校等に費用負担が生じない形でEdTechサービスを試験導入する事業者への支援を行う。一方で、校務や家庭とのコミュニケーションのデジタル化等の校務支援システム以外の校務のデジタル化については、その実態が十分把握できていない。このため、デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度（2022年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。

## イ 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備

教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習など、学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある。このため、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」を速やかに策定し、それも踏まえ、スピード感を持って取組を進める。

特に、教育ビッグデータのデータ収集のために行われる教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化やデータの相互運用性の確保を推進するとともに、全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、比較検証可能な測定方法など国際的な標準を参考にしつつ、更なる標準化を推進する。また、教育分野のプラットフォームに関連する施策である「学習eポータル」<sup>67</sup>、「学外デジタル教育プラットフォーム」<sup>68</sup>、「教育デジタルコンテンツ利活用環境の整備」<sup>69</sup>、「STEAMライブラリー」<sup>70</sup>、「公教育データ・プラットフォーム（仮称）」<sup>71</sup>について、学習者、保護者、教職員、学校設置者、研究機関、民間企業といった利用者に対する新たな価値を明確化しながら取組を推進するとともに、全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行う。

さらに、児童生徒一人ひとりのIDについては、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する。特に、学習者のIDとマイナンバーカ

<sup>66</sup> EdTechとは、Education（教育）とTechnology（テクノロジー）を掛け合わせた造語。教育現場にデジタルテクノロジーを導入することで、教育領域に変革をもたらすサービス・取組の総称。

<sup>67</sup> 日本の初等中等教育に適した学習の窓口機能と連携のハブ機能の標準規格に準拠した学習マネジメントシステムのこと。なお、文部科学省で開発しているCBTシステムであるMEXCBT（メクビット）にアクセスする学習の窓口として、学習eポータル標準規格に準拠した学習マネジメントシステムが活用されている。

<sup>68</sup> 学外での学習を一括化する基盤であり、事業者が保有するデータを利活用し、学習者に高度な学習サービスを提供することを目指して、総務省「ICT基盤高度化事業（教育分野）」において技術仕様の策定等を行うこととされている。

<sup>69</sup> 官民の様々なデジタル書籍・素材等について学習指導要領コードとの紐付けを行うとともに、検索サービスで検索可能にするものとして、デジタル庁「準公共分野デジタル化推進事業費」により実施するもの。

<sup>70</sup> 経産省「学びと社会の連携促進事業」により、SDGsの社会課題などを入口に探究的・教科横断的な学びを始めるきっかけになる、63テーマの「動画・資料コンテンツ群」を作成し、無料で公開しているもの。

<sup>71</sup> 文部科学省・国立教育政策研究所等の①教育データの公開・管理、②研究成果の集約・共有を一元的に行うプラットフォームとして、設計・開発及び運用を令和4年度（2022年度）行うこととされている。

ードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和4年度（2022年度）までに検討し、令和5年度（2023年度）以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。加えて、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、校務支援システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について具体的な対応方策や課題等を整理する。まずは、就学事務システム（学齢簿編製等）について、ガバメントクラウドを活用する方向で関係府省庁において検討する。

## ウ デジタル社会を見据えた教育

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を真に一体的に実現することが、今後の教育改革の至上命題である。例えばコンテンツ面では、デジタル教科書に加え、EdTech等を活用した質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）が容易に活用できる環境が整い始めている。一方で、現在、学校現場では、不登校の子、特別な支援を要する子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子など、多様な背景や認知特性等を有することも達が存在している。また、教師・児童生徒比率で見ても、大都市の学校と離島やへき地等の過小規模の学校では抱える課題が全く異なる。

このように、多様な児童生徒を抱え、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える、という学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じている。

こうした問題意識の下、「1人1台端末配備・高速通信網接続・クラウド活用」を基本とする、GIGAスクール構想の下で、「令和の日本型学校教育」<sup>72</sup>の構想を現実のものとし、それを長期的に持続可能なものとするためには、「時間」・「場所」・「人材」・「教材」・「財源」の再編や、組合せのパターンの多様化が必要になる。

さらに、GIGAスクール構想の背景となった地域間での教育環境の格差や教育データの標準化の方向性も踏まえ、教育のデジタル化の推進に当たっての国と地方との関係等についても検討が必要である。

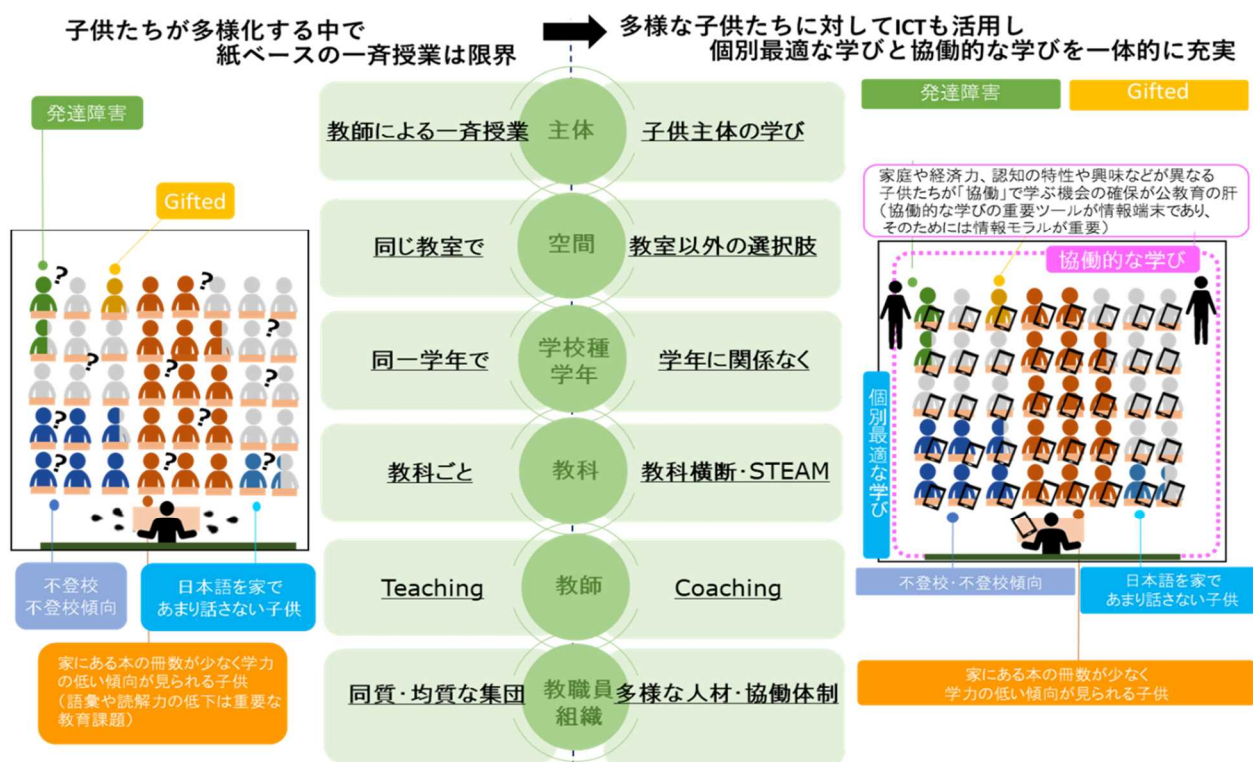
他方、高等教育においても、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求するとともに、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育むことが求められている。

こうしたことを含め、例えば約5年後などに見込まれる次期学習指導要領の改訂など今後の大きな教育改革の流れを見据えた中長期的な方策として、デジタル社会を見据えた教育について関係府省庁で検討し、その結果に基づき随時、必要な制度的その他の措置を講ずる。その際、人格の完成や平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成といった教育の目的を踏まえるとともに、教育の機会均等と水準の維持向上という教育制度の根幹的な役割が社会の構造的な変化の中で益々確固たるものとなるよう、現場の声も聴きながら検討を進める。

<sup>72</sup> 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されている（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中央教育審議会答申））。

(参考) 将来的な学びの変革のイメージ<sup>73 74 75 76 77</sup>

「子供の学びの時間軸」の多様化を実現(たつき台)～中学校40人学級の教室にあてはめた場合～



※限られたリソースの中、個別最適な学び・協働的な学びを追求している学校や教師も沢山いるが、現リソースでは一般的に限界があることを想定して図式化したもの

### ③ 防災

災害発生時に、被災者を命の危機から救うために、被災者及び官民の様々な組織が必要とする災害発生等に関する情報の収集手段及び人々の避難等の行動に繋がる伝達手段を検討する。また、被災者がそれぞれの状況に応じた対応や必要な支援を受けることができるよう、避難所情報等に関する情報提供を始め、避難所運営に必要な物資調達・輸送に関する情報共有、保健・医療関係・ボランティアとの情報共有を推進するとともに、マイナンバーカードの更なる活用を含めた情報システムの高度化を図る。さらに、防災DXを推進する上で必要な、避難から救援、復興支援に至るまで、関連情報について組織を超えたデータ連携を実現するためのプラットフォームを構築する。

<sup>73</sup> 本資料は、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料を基に、一部簡素化したもの。

<sup>74</sup> 発達障害については、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月文部科学省）を参考としており、発達障害児の在籍率や発症率を示すものではない。上記の調査は、医学的診断に基づくものではなく、あくまで教員の見立てで発達障害の「可能性」のある児童生徒について調査したもの。

<sup>75</sup> Giftedについては、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料において、「日本には定義がないため、IQ130以上を仮定」としている。

<sup>76</sup> 不登校については、「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」、不登校傾向については、「不登校傾向にある子どもの実態調査（日本財団）」より引用。不登校傾向については、「基本的には教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」場合等も含む。

<sup>77</sup> 「日本語を家であまり話さない子供」及び「家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子供」については、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を基に、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料において、全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図であることを留意。

これらの取組に加え、将来に向けて、より一層の災害対応の高度化を実現するため、AI・ロボット・ドローン・IoTの活用や、データの活用によるシミュレーションの高度化のための研究開発を行う。

## ア 防災情報のアーキテクチャ等の検討

関係府省庁等が連携し、災害時の運用実態を把握の上、防災関係者間で共有すべき基本情報の設定（日本版 EEI<sup>78</sup>）、データ収集や分析等に係る情報処理手順の検討を踏まえ、防災情報の構造を整理したアーキテクチャの検討を行う。

さらに、デジタル社会を見据え、防災情報のアーキテクチャや新たなサービスのニーズ等を踏まえ、関係府省庁において各種制度・運用の不断の見直しを行っていく。

## イ 地方公共団体等の防災業務のデジタル化の推進

災害発生時における被災現場のデータ収集の主体は、市区町村等であり、防災関係機関等への迅速な情報共有が求められるところであるが、市区町村等の被災現場における限られた人員体制においても、対応を確実かつ迅速にするためには、都道府県や市区町村の地方公共団体等の災害対応について一層のデジタル化を図る必要がある。このため、令和4年度（2022年度）中に地方公共団体等の現状を把握し、地方公共団体等が、デジタル技術を活用して、確実かつ迅速に災害対応を実施できる仕組みや被災者支援のための活動を効率化できる仕組みを検討する。その検討の結果を踏まえて、地方公共団体等の防災業務のデジタル化促進の取組に係る必要な技術的支援等の措置を講ずる。

## ウ 物資調達・輸送調整等支援システムの高度化

物資調達・輸送調整等支援システムについて、各都道府県がそれぞれ使用している防災情報システムの入力情報を自動で取得する機能を追加する等の機能強化や、地方公共団体の要望を踏まえた在庫管理機能の改善等を令和3年度（2021年度）までに行うとともに、令和4年度（2022年度）以降も、平時からの運用や各都道府県、市区町村との訓練及び災害対応を通じて得られた課題等に対して必要な改修を行い、災害発生時の物資支援の更なる高度化を図る。

## エ クラウドを利用した被災者支援のための仕組みの構築

令和3年度（2021年度）中に、市町村が共同で利用できるクラウド上で、住民情報を始めとする被災者関係情報を活用し、当該情報同士を連携させることにより、被災者支援のための活動を効率化する仕組みを構築し、令和4年度（2022年度）以降に市町村に展開する。

また、この仕組みを利用して、マイナンバーカードを活用した罹災<sup>り</sup>証明書の電子申請やコンビニエンスストア等における交付を可能とするとともに、個別避難計画の作成などのデジタル化を推進する。

## オ 被災者生活再建支援手続のデジタル化

<sup>78</sup> 米国では、災害対応に必要な基本的な情報項目について、EEI（Essential Elements of Information）として整理しており、我が国においても、中央省庁、指定公共機関及び政府現地対策本部が設置される都道府県等において、災害発生時に共通して収集が必要となる重要な情報項目（日本版 EEI）を整備予定。

各行政機関の提供する個人向け・行政機関向け生活再建支援制度の情報を集約し、行政機関・被災者それぞれが一元的に入力・検索・参照可能なデータベースを令和3年度（2021年度）中に構築し、令和4年度（2022年度）以降に行政機関・被災者の利用促進に向けた取組を実施する。また、被災者生活再建支援金支給事務の添付書類の省略化・電子化について、被災者生活再建支援法人等と調整を進め、令和5年度（2023年度）以降、調整が整ったものから順次、添付書類の省略化・電子化を行う。

## カ 防災関係プラットフォームの構築

災害発生時に、様々なデータを集約し、それを必要とする組織に提供するシステムについては、内閣府において総合防災情報システムが運用されているほか、SIP第1期（平成26年～平成30年度（2014～2018年度））で研究開発が進められた「SIP4D」<sup>79</sup>がある。内閣府において、防災情報のアーキテクチャ等の検討を踏まえ、SIP4D等のシステムの役割や在り方を再度整理し、情報集約、地図情報への加工、災害対応機関への提供等を可能とする新たなシステムの構築を含む防災情報のデータ連携のためのプラットフォームを令和7年（2025年）までに整備する。

## キ SIP等における研究開発の推進

SIP第2期（平成30～令和4年度（2018～2022年度））等において、AIを活用し、一人ひとりの状況に応じて適切な避難行動を促す情報を提供するとともに、住民等から現地の災害情報を収集する防災チャットボットや、衛星データを活用して広域的な被災状況を迅速に把握・共有するための仕組み等の研究開発を進める。

## ④ こども

現在、こどもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなど、様々な課題が指摘されている。例えば、平成30年（2018年）の「子どもの貧困率」は13.5%となっており<sup>80</sup>、平成24年（2012年）の16.3%からは減少傾向にあるものの、依然として改善が必要と考えられる。また、令和2年度（2020年度）の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は205,044件で、過去最多となっている<sup>81</sup>。さらに、令和2年度（2020年度）の小学校・中学校における不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）で過去最多となっており、過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している<sup>82</sup>。こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする必要がある。

こどもの抱える困難は、貧困、虐待、障害、学校への不適応などの様々な要因が複合的に重なり合っており、また、その家庭も支援を必要としている。課題が複合化しており、

<sup>79</sup> SIPの一環として、国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）と株式会社日立製作所が、平成26年（2014年）から共同で研究開発を進めてきた、基盤的防災情報流通ネットワークのこと。SIP4Dは災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。

<sup>80</sup> 「2019年 国民生活基礎調査」（厚生労働省）による。

<sup>81</sup> 「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」（厚生労働省）による。

<sup>82</sup> 「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文部科学省）による。不登校児童生徒数の割合は、小学校が平成27年度（2015年度）：0.4% → 令和2年度（2020年度）：1.0%、中学校が平成27年度（2015年度）：2.8% → 令和2年度（2020年度）：4.1%、となっている。

ひとつの分野だけでは解決ができないという意識を強く持ち、子どもを社会のまんなか  
に据えて、教育・福祉・保健・医療等の各関連分野が一体となって、子どもや家庭に対し  
て適切な支援を包括的かつ早期に講じる必要がある。

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、子どもやその家族が誰一人取り  
残されないものでなければならない。子どもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータ  
については、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談  
所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞ  
れの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうした子ども  
や家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報  
の保護に配慮<sup>83</sup>しながら、真に支援が必要な子どもや家庭を見つけニーズに応じたプッシ  
ュ型の支援を届ける取組は、子ども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的  
な課題の解決を可能とし、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現  
に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型  
にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が  
必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を  
検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実  
現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討<sup>84</sup>も踏まえ、関係府省  
庁が一体となって検討する。

## ⑤ モビリティ

我が国は、世界的な競争下にある自動運転に関し、官民一体となり技術開発と制度整備  
を進めてきたことで、令和3年（2021年）には世界初の自動運転レベル3の型式指定が  
行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。

一方で、我が国では、国民一人ひとりの移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子  
高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減や、生活者の  
利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。

これらの解決に資する新たな手段として、自動運転に加え、MaaS（Mobility as a  
Service）やオンデマンド交通などの発達、ドローンや自動配送ロボットを始めとした新  
たな輸送手段の出現など、デジタルを活用した新たなモビリティサービスが普及しつつ  
ある。

これを踏まえ、人から物まで、歩くから飛ぶまでの全ての移動モードを対象として、空  
間利用の高付加価値化や効率化に向け、官民で連携して、生活やエネルギー等をも考慮し  
た将来像を描くとともに、データの共有や連携、利活用に向けたルールの整備等を行いな  
がら、将来像を実現するデジタル交通社会全体のアーキテクチャを設計・実装すること  
により、課題解決を行う必要がある。

## ア モビリティの高度化の推進

<sup>83</sup> 子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会では、個人情報を含む情報を共有するため、その構成機  
関・団体に秘密保持義務が課せられている。

<sup>84</sup> 例えば、内閣府では、貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会が開催され  
ている。

官民 ITS 構想・ロードマップ<sup>85</sup>に基づき、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進めるとともに、デジタル社会においてモビリティを総合的に高度化する視点から、関連分野も含めて、官民が取り組んでいる、あるいは今後取り組むべき事項について令和4年（2022年）6月までに整理を行い、今後の方向性について検討を進める。

## イ モビリティ分野におけるデータ連携

官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図るため、令和3年度（2021年度）末までにサービス像、プラットフォームの在り方や仕様、データ流通を促進する組織の在り方を検討し、令和4年度（2022年度）末までにプロトタイプの開発、実証を行う。

## ウ 3次元空間 ID を含めたデジタルインフラの整備

自動運転車やドローン、自動配送ロボット等が、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を可能とするとともに、こうしたモビリティの運行の基礎となる地図やインフラ設備等を効率的に整備するためには、3D都市モデルも含めた様々な3次元地理空間情報や気象状況、交通状況などのリアルタイム情報等をデジタル化した上で機械可読な形で効率的に流通させる基盤としてデジタルインフラが必要となる。こうしたデジタルインフラは、経済安全保障の観点からも重要となる。そのため、国内外の地理空間に関する基準の動向も踏まえながら、実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間 ID」を含めた必要なデータの情報規格の整理や、データの入出力・更新を通じて実世界の取引・行為を制御するためのデジタルインフラの整備について検討し、実空間の多様なデータの共有・活用を推進する。IPA デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）と連携して、令和4年（2022年）7月までに自動運転車やドローン、自動配送ロボット等の活用の将来像や3次元空間 ID を含めたデジタルインフラ等の検討を行うとともに、令和4年度（2022年度）中に同デジタルインフラ等の仕様策定、プロトタイプの開発、ユースケースを用いての実証を実施する。

なお、3次元空間 ID については、別途検討している住所・地番、全体の緯度経度などの土地系のベース・レジストリとの紐付けを検討していくほか、モビリティ以外の分野でのユースケースも含めて、連携した取組として進めていく。

## ⑥ 農業・水産業・食関連産業

高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続可能な発展に向けた競争力の強化や生産者の所得向上を実現するためには、農業・水産業分野における DX を推進し、多様な情報の利活用に基づいた食料生産、加工・流通等を展開することが不可欠である。

特に農業分野においては、これまで生産に関連するデータを連携するための基盤の構築が進められてきたが、今後は生産者がデジタルを意識しない形で DX 化を進めることや川中・川下のデータを生かした流通の合理化や需給のマッチングができるよう、データの利活用を更に促進する環境整備が重要となっている。このため、生産段階においてはより

<sup>85</sup> 令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

多くの者が農業機械等から得られるデータを利用することができるよう、データの利用条件等を整理した「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン ver1.0」<sup>86</sup>に基づき、協調データ項目の特定・拡大、データ形式の標準化・API の標準的な仕様の整備、データの利用権限等の取扱いルールの方策等に継続的に取り組む。また、令和4年度（2022年度）中に SIP の下で開発中のスマートフードチェーンシステムを構築するなど、川中・川下を含めたデータ利活用を促進する。これらにより、「みどりの食料システム戦略」<sup>87</sup>における取組推進や企業間取引の合理化など、生産から消費までのエコサイクル全体の DX を推進する。このほか、水産分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する。

また、これらと関連する行政分野においてもデジタル化を推進することで、現場と行政が切れ目なく繋がり、行政手続に係る生産者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）<sup>つな</sup>について、令和4年度（2022年度）までに設計・開発を行うとともに、オンライン化率 100%を目指す。また、令和5年度（2023年度）以降は利用者からのニーズに応じた機能改修を行うとともに、令和7年度（2025年度）末までにオンライン利用率 60%を目指すなど、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）については、令和4年度（2022年度）に一部運用を開始し、令和5年度（2023年度）以降、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む。

## ⑦ 港湾（港湾物流分野）

AI 技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、国際的なサプライチェーンの効率化等を図る観点から、「サイバーポート」及び「ヒトを支援する AI ターミナル」を実現する。

### ア 「サイバーポート」の整備

令和3年（2021年）4月に第一次運用を開始した、現状、紙、電話、メール等で行われる民間事業者間の物流手続を電子化し、港湾管理者等が保有する各種港湾情報と連携することによる港湾物流の生産性向上等を実現する「サイバーポート」（港湾物流分野）について、NACCS<sup>88</sup>との直接連携強化、Colins<sup>89</sup>との接続等の機能改善や利用促進を図るとともに、港湾管理分野及び港湾インフラ分野との三分野間でのデータ連携を進める。また、これらの取組と並行してサイバーポートの運営方針、料金等の検討等を進め、港湾三分野一体での運用体制の確立を目指す。

### イ 「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現

セキュリティを確保した非接触型の効率的なデジタル物流システムを構築するため、サイバーポートと連携し、搬入票の電子化によるゲート処理の効率化等を図る CONPAS<sup>90</sup>

<sup>86</sup> 令和3年2月10日農林水産省

<sup>87</sup> 令和3年5月農林水産省

<sup>88</sup> Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System の略称。入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムのこと。

<sup>89</sup> Container Logistics Information Service の略称。ターミナルオペレーター、荷主、海貨事業者、運送事業者等の関係事業者間で一元的にコンテナ物流情報を共有化するためのウェブサイト型の情報システムのこと。

<sup>90</sup> Container Fast Pass の略称。コンテナターミナルにおけるゲート処理及びヤード内の荷役作業の効率化やセキュリティの向上を目的とした港湾情報システムのこと。



について、令和3年(2021年)4月から本格運用を開始した横浜港南本牧ふ頭につき、阪神港等への横展開等を図る。

このほか、AI等を活用し、コンテナ蔵置場所の最適化、熟練技能者の暗黙知の継承、荷役機械の遠隔操作化、コンテナダメージチェックの効率化等の「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進める。

令和5年度(2023年度)中に、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消することを目指す。

## ⑧ インフラ

フィジカル空間(現実空間)の事象をサイバー空間(仮想空間)に重ね合わせていく取組は、国土強<sup>じん</sup>靱化に資する各種インフラの維持・管理を効率化するだけでなく、利用者の視点で分野をまたがったデータ連携を進め、新たな価値を生み出していく観点からも重要である。

国土交通省において、国土に関するデータ、経済活動、自然現象に関するデータを連携させ、分野をまたいだデータの検索や取得を可能とするデータ連携基盤として「国土交通データプラットフォーム」を、令和4年度(2022年度)までに構築することを目指し、要素技術の一般化や実装を進め、国土交通省以外のデータとの連携拡大に取り組む。また、令和5年度(2023年度)以降は更なる改良、高度化を行う。この取組を中心に、関係府省庁、地方公共団体、鉄道・電力・ガスなどの民間事業者が保有するインフラデータを連携させる枠組みとして、内閣府において「連携型インフラデータプラットフォーム」の構築を進める。令和3年度(2021年度)のデータ連携検討会において、府省庁及び主要な地方公共団体・民間企業のデータプラットフォーム間の連携のためのモデル事業を実施し、以降、防災分野、都市分野、産業分野等とのデータ連携を実施する。

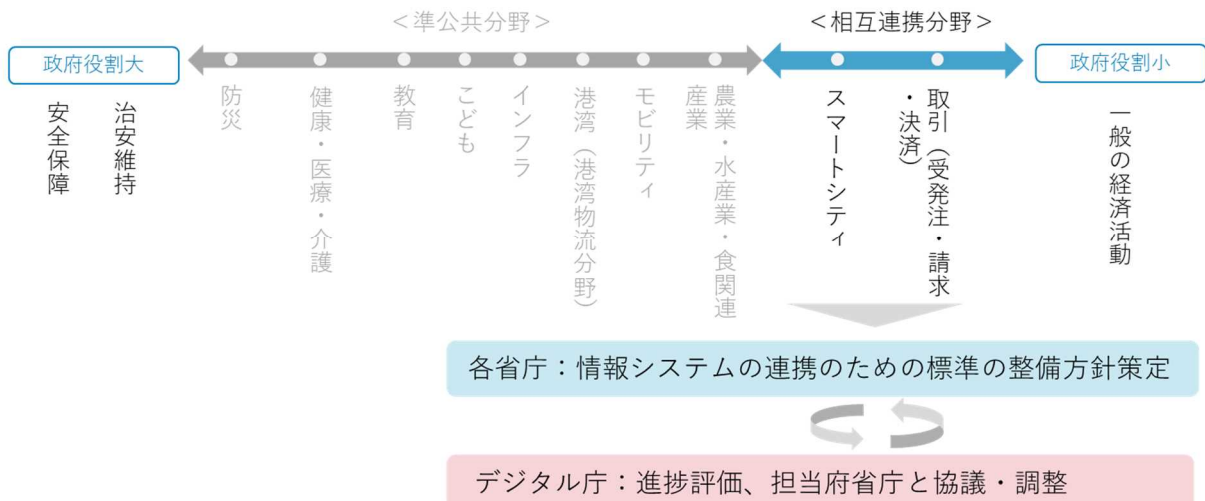
また、土地や不動産に関する各種台帳等のデータ連携の高度化が、より質の高い行政サービスの提供や業務の効率化、ビジネス環境の整備のために求められていることから、デジタル庁において、各種台帳のデータを効率的に連携するための方策について、仕組み作りやシステム連携等の観点から全体像を整理する。その際、現行制度を踏まえ、不動産登記情報を始めとする各種台帳の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができる仕組みの在り方を、デジタル庁において検討する。また、デジタル庁において、3次元空間における情報活用にあたり、土地や不動産に関する緯度経度情報の紐付けについても検討する。これらの取組については、ベース・レジストリの整備に向けた取組の中で推進していく。

### (3) 相互連携分野のデジタル化の推進

#### 【目指す姿】

- ・契約から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするほか、スマートシティの全国での実装を推進することにより、分野を越えた横断的な連携を実現し、国民の利便性の向上に繋げる。

#### 相互連携分野：業種を超えた情報システム間の相互の連携が必要な分野



#### ① 取引（受発注・請求・決済）

受発注については、令和5年（2023年）を目途に中小企業における電子受発注システム導入率約5割を目指すとの政府方針を踏まえ、中小企業共通EDIの蓄積を生かしつつ、新たにデータ連携基盤を整備して、同基盤を構成する電子受発注システムの導入を各産業分野で促進するなど、受発注のデジタル化に向けた取組を強力に推進する。また、これを適切にサポートするため、必要な調査を行い、その成果を基に、各業界に向けた受発注のデジタル化の推進方策を令和3年度（2021年度）中に整備する。令和4年度（2022年度）からは、これらを踏まえた実証事業を実施するとともに、各省連携の下、各業界への展開に向けた推進方策の検討を行う。

請求については、令和5年（2023年）10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、標準化された電子インボイスの利用を通じ、請求プロセスのデジタル化を促進するため、関係府省庁が連携し、引き続き、必要な取組を行う。具体的には、暫定版が公表されている電子インボイスの新たな国際標準仕様の早期策定に我が国として積極的に関与しつつ、これに協力する事業者団体とともに、対応するソフトウェアの開発を促し、令和4年度（2022年度）からは、その普及支援を、中小企業のデジタル化支援の一環として講じることで、標準化された電子インボイスの普及を図る。

こうした受発注、請求のデジタル化に加え、契約から決済にわたる取引のデジタル化全体におけるデータ連携を可能とするため、取引のデジタル化全体のアーキテクチャについて、DADCにおいて検討を行い、令和3年度（2021年度）末までに中間取りまとめを行う。令和4年度（2022年度）には、代表的な業界において取引全体のデジタル化に関する実証実験を行うなど、官民で連携して、契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標

準・連携基盤の整備・実装を目指した取組を継続的に進めるとともに、全銀 EDI システムの利活用を促進する。

## ② スマートシティ

様々な準公共サービス分野の取組を、地域で包括的・一体的に組み込んだスマートシティの取組を加速させる。そのため、生活全般にまたがる複数のサービス分野のデータについて、各サービス主体にその収集・保有するデータを分散管理させながら連携させ、これらの連携による相乗効果を生かした先端的サービスの提供を促すために、データ連携基盤の整備を進める。その際、データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目、その他の連携を要する最低限の技術的仕様等について関係府省庁が連携して検討する。

また、データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、共通のアーキテクチャであるスマートシティリファレンスアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装、3D都市モデルの整備等を通じ、セキュリティや個人情報の保護等適正な取扱いを確保しつつ、スマートシティの全国での実装を推進する。その推進に当たっては、デジタル田園都市国家構想における検討・施策と十分に連携を取りながら、進めることとする。

### 3. 規制改革

「第5 デジタル化の基本戦略 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革」で示されているデジタル原則への適合性を確認するとともに、令和3年（2021年）12月に規制改革推進会議が取りまとめた「当面の規制改革の実施事項」を踏まえ、各府省庁は、以下の取組を行う。

#### （1）全ての分野の共通基盤となるデジタル改革

（行政手続等における書面・対面規制の見直し）

これまでの取組により、行政手続において99%超の押印義務の廃止、オンライン化されていない行政手続の約98%について令和7年（2025年）までのオンライン化方針の決定などが実現した。

引き続き、書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすることで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築する。

##### ① 行政手続のオンライン化の推進

各府省庁は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年（2025年）までにオンライン化する方針が決定している約18,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。

各府省庁における対応の進捗は、デジタル庁が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。

あわせて、地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続については、以下「② 地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化」に従い、オンライン化に取り組むとともに、年間手続件数が10万件以上の行政手続等については、以下「③ 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」に従い、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用促進の取組に向けた道筋を明らかにするものとする。

##### ② 地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化

関係府省庁は、令和3年（2021年）6月の規制改革実施計画<sup>91</sup>において、個別の取組を行うことが決定している手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う。

また、地方公共団体等と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続のうち、令和3年（2021年）12月の「当面の規制改革の実施事項」において、期限までに個別の取組を求める手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、プラットフォームを整備<sup>92</sup>の上、デジタル化に取り組む。現時点で方針を示すことができないとしている手続については、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、オンライン化に向けた具体的方針（具体的方針を決めることが困難な場合は、具体的方針を決めるための道筋）を明らかにした上で、可能なものから順次、デジタル化に取り組む。

<sup>91</sup> 令和3年6月18日閣議決定

<sup>92</sup> e-Gov やマイナポータル等の既存のオンラインプラットフォームの活用を含む。

### ③ 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

- 各府省庁は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用率が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を実施する。具体的には、令和2年度（2020年度）に旗艦的なものとして開始した28事業及び令和3年度（2021年度）からオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始した63事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAサイクルを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。
- 各府省庁は、現時点でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うことが困難としている124手続について、令和3年（2021年）12月の「当面の規制改革の実施事項」において求められる個別の取組を実施するほか、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、速やかに検討を開始し、可能なものから順次、必要な取組を行う。

### ④ 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

- 各府省庁は、支払件数が1万件以上の手続等について、可能なものから速やかにオンライン納付に取り組む。
- 各府省庁は、上記のほかア又はイに該当する手続等のうち、窓口支払件数が1万件以上のもの（それと同一の窓口で行われる手続等を含む。）について、可能なものから速やかに現金又はキャッシュレス納付に取り組む。
  - ア オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られる手続等
  - イ オンライン納付に対応しているも、窓口支払が多く残ると見込まれる手続等
- デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス納付が可能となるよう、次期通常国会に法案を提出する等必要な法整備を行うとともに、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう令和3年度（2021年度）から検討を開始し、早期に結論を得て、システムの在り方を示す等の必要な措置を講ずる。

### ⑤ 民事訴訟手続のデジタル化

- 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、次期通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。
- 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度（2025年度）に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度（2023年度）中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和4年度（2022年度）以降、試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- 法務省は、令和4年度（2022年度）以降、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする

申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。

- ・ 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるよう API を開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCA サイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとするところについての環境整備に速やかに取り組む。

## ⑥ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

- ・ 法務省は、倒産手続における債権届出等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、令和4年度（2022年度）に結論を得る。
- ・ 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年（2023年）の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和5年度（2023年度）以降、試行や先行運用を開始し、令和7年度（2025年度）以降、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- ・ 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるよう API を開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCA サイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとするところについての環境整備に速やかに取り組む。

## ⑦ 船荷証券の電子化

法務省は、「商事法の電子化に関する研究会」（令和3年（2021年）4月立上げ）に引き続き参加し、貿易実務に係るユーザーの声を丁寧に聴取する。国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度（2021年度）中に一定の結論を得、法制審議会への諮問などの具体的措置を速やかに講ずる。

## ⑧ 株主総会資料のオンライン提供の拡大

- ・ 法務省は、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置について、速やかに再度措置を講ずる。同措置は、株主総会資料の電子提供制度の運用が開始されるまで継続するものとする。
- ・ 法務省は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置の運用状況を検証しつつ、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項の拡大について、有識者を構成員とする研究会において速やかに検討に着手し、その結果を踏まえ、令和4年（2022年）に必要な措置を講ずる。

### ⑨ 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化

金融庁は、書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保など「デジタル完結」の意義・効果のみならず、金融事業者の環境配慮やコスト削減も踏まえ、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化について金融審議会での検討を開始する。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて令和4年（2022年）内を目途に結論を得て、可能なものから法案提出等必要な措置を行う。

### ⑩ 建設業における技術者等の配置・専任要件及び資格要件の見直し

国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ検討を行い、令和4年（2022年）春を目途に結論を得て、可能なものから速やかに必要な措置を行う。

## （2）初等・中等教育におけるオンライン授業の実施

- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、1人1台端末の更なる円滑な利活用の促進に向けて学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを速やかに策定・公表する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要となる情報や好事例の周知・徹底を図る。
- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況を改善し、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り活用をできる環境を作り、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうかによって決まる状態を解消するため、持ち帰りができない学校に必要とされる契約面等の支援について検討・周知して平常時の持ち帰りを促進し、全ての学校で、学校の指導に従い、希望する児童生徒が端末を持ち帰ることができる環境を整える。
- ・ 文部科学省は、令和3年度（2021年度）に、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてのオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱いに地域差が生じていることに関し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心して

できるかどうか住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討し、実施する。

- ・ 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の要件の下で評価・出席扱いとできる制度について、令和2年度（2020年度）は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習ニーズを踏まえた制度の更なる活用に向けた改善を図ることについて、令和3年度（2021年度）に検討を開始し、結論を得次第、速やかに措置を講ずる。

### **（3）医療DXの基盤構築（オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋）**

オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにすることで、利用者本位・患者本位の医療の実現を図る。診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組や、電子処方箋の発行の際に必要な医師の資格確認の利便性向上（医療機関による本人確認の活用等の検討）を進める。

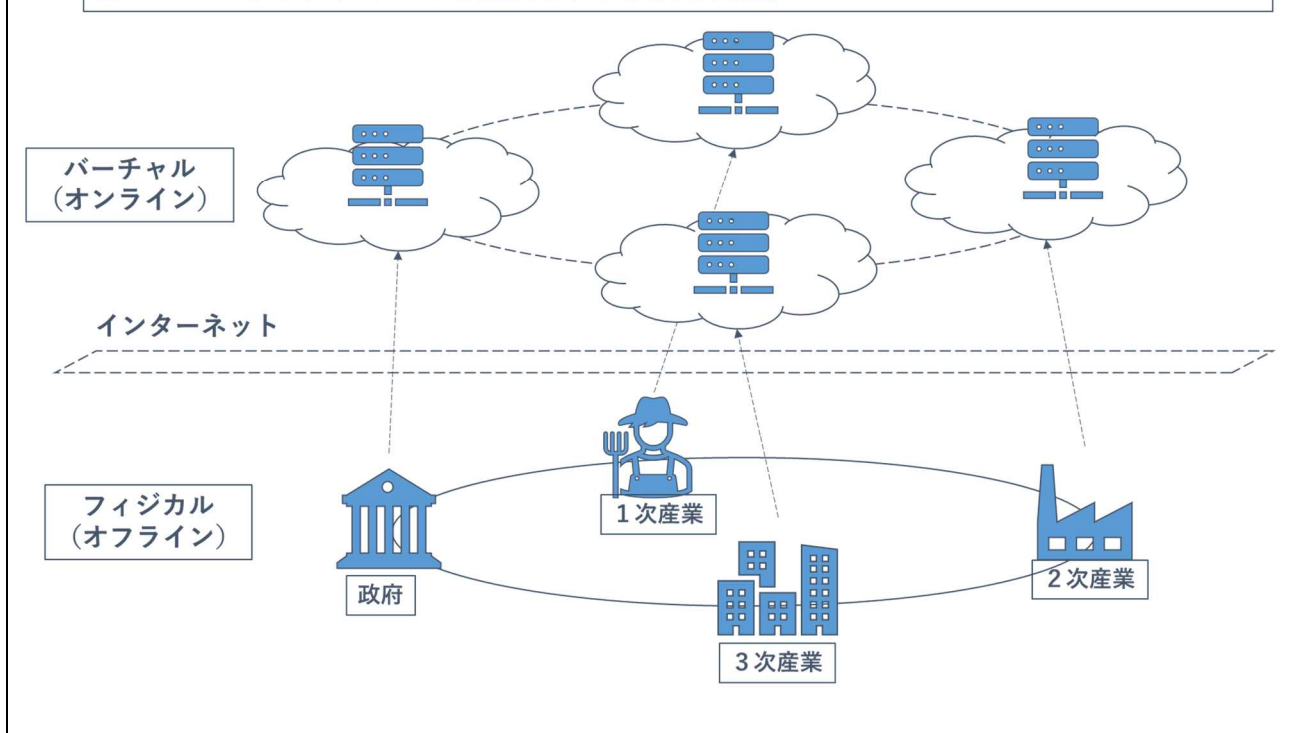


## 4. 産業のデジタル化

### 【目指す姿】

- 行政サービスのデジタル化を通じて事業者にとって利用しやすい環境を整備し、支援を必要とする事業者に迅速に支援が届く環境を実現する。
- 行政データのオープン化の徹底等を図ることにより、事業者がオープン化された行政データを活用し、様々なサービスを生み出すことができる環境を実現する。
- ユーザーのニーズに合致した製品・サービスのデジタル化を後押しし、組織の在り方を変革することで、我が国の産業全体のデジタルトランスフォーメーションを加速し、国際競争力強化を図る。

行政も各産業もデジタル化を進め、オンラインを通じてデータ連携することで効率的に各サービスがオフラインでも提供される状況を実現。



### (1) 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組

デジタル社会の形成には、高度情報通信ネットワークを利用して、電磁的記録に記録された多様かつ大量の情報を効率的かつ安全・安心に活用することが不可欠である。

デジタル社会では、高度情報通信ネットワークを通じて流通する情報の発信者の真正性や、情報そのものの真正性、完全性等を保証するための機能が提供されることが必要であるため、前述のマイナンバーカードの普及に加え、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤（G Biz ID）の普及に関する取組を更に強力に推進するとともに、確実な本人認証を実現するための技術動向を注視していく。

また、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」<sup>93</sup>に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。

<sup>93</sup> 平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

### ① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及

電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書については、今後、活用の機会が増加し、多様化すると考えられることから、普及を更に強力に推進する。

商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。令和3年度（2021年度）中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、令和7年度（2025年度）までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。

### ② 法人共通認証基盤（G ビズ ID）の普及

法人及び事業を行う個人（個人事業主）が、様々な行政サービスにログインできる認証サービスを実現するため、法人の認証としてはG ビズ ID<sup>94</sup>の普及と利用の拡大を図る。特に中小企業の手続負担軽減のための取組として、法人商業登記 API との連携を行うことで法人に係る ID 発行事務を効率化し、令和4年度（2022年度）中を目途に100万法人の取得を目指すとともに、令和7年度（2025年度）にはほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。また、法人の本人確認における社会コスト低減の観点から、G ビズ ID の民間サービス連携についても令和4年度（2022年度）に実証し、連携におけるルール整備を検討する。

事業を行う個人（個人事業主）の認証としては令和4年度（2022年度）からマイナンバーカードによる認証を可能とし、令和5年度（2023年度）以降これに一本化することを目指すこととし、これら認証の仕組みに関して、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおける積極的な利用を推進する。

### ③ 事業者に対するオンライン行政サービスの充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて特に中小企業や農業者を含む個人事業主の支援ニーズの高まりや、遠隔での申請手続の簡素化の観点から、利用者目線での事業者支援サービスの充実を図る。

#### ア e-Gov の利用促進

事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けている e-Gov では、各府省庁における e-Gov を活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存までに至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みを令和4年度（2022年度）までに整備する。

また、e-Gov で各種サービス通知等を各府省庁からプッシュ型で送付するための機能を追加し、令和4年度（2022年度）から順次、利用開始することにより、申請者等の利便性向上を図る。

#### イ J グランツの利便性向上と利用補助金の拡大

<sup>94</sup> ID は法人の場合、法人番号と紐付いているほか、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に準拠して構築されており、二要素認証（パスワードと SMS）を採用している。

汎用的な補助金申請システム J グランツについて、申請簡素化や事務局の審査プロセス迅速化の観点から、令和4年度（2022年度）中にUIの改善や他府省庁とのシステム間連携を進め、申請における負担軽減を図るとともに、中央官庁・地方公共団体における当該システムの利用補助金種類数を拡大する。

#### ウ G ビズインフォ等を通じた事業データのオープン化推進

法人番号を活用して、各法人の財務情報、特許情報、許認可情報、調達情報等をオープンデータ化するG ビズインフォについて、令和3年（2021年）中に独立行政法人国立印刷局の官報情報と連携を開始することで決算公告等のデータを参照可能とするとともに、令和3年度（2021年度）中にJ グランツとの連携を通じて、補助金交付情報も参照可能とする。これを実現するに当たり、法人データ連携基盤（G ビズコネクト）を活用することでシステム間連携を円滑化する。

#### エ ミラサポ plus の機能拡充を通じた中小企業支援の充実

総合的な中小企業支援サイトミラサポ plus を通じて、事業者が事業に合った支援を検索できるだけでなく、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現するほか、様々な支援手続の申請にワンストップ<sup>つな</sup>でたどり着けるような環境を実現する。加えて、行政支援以外にも自社の成長に繋がるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等について情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。

#### ④ レベルに応じた認証の推進

マイナンバーカードは、IC チップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、認証手段として活用することが可能であり、民間企業も認証レベルに応じて方法を選択し、活用すること等が可能であるため、次の取組を行う。

#### ア 民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及等に伴い、利用のインセンティブが大きく高まる民間事業者への周知・相談支援を強化する。

#### イ 利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。

#### ⑤ eKYC 等を用いた民間取引等における本人確認手法の普及促進

デジタル空間での安全・安心な民間の取引等において必要となる本人確認について、公的個人認証サービス（JPKI）の利用に加え、安全性や信頼性等に配慮しつつ、具体的な課題と方向性を整理し、簡便な手法の一つである eKYC<sup>95</sup>等を用いた本人確認手法の普及を促進する。

### (2) 中小企業のデジタル化の支援

#### ① 中小企業の事業環境デジタル化サポート

<sup>95</sup> electric Know Your Customer の略称。オンラインで完結可能な本人確認方法のこと。

デジタル化に取り組む中小企業等に対して、まずはホームページの活用、現場向けのグループウェアの導入などにより、経営者自身にデジタル化の効果を実感してもらうとともに、その気づきを基礎に、生産管理の導入、受発注のデジタル化と、順を追って、基本的なデジタル化を進め、また様々な企業の個別ニーズにも対応していけるよう、「デジタル化診断」など経営者と経営支援の専門家が一体となって中小企業のデジタル化を進めるためのサービスを提供したり、必要に応じて IT 専門家を派遣したりする事業を通じ、個々の中小企業の状況に応じたデジタル化の支援を進める。

また、IT 導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、労働生産性の向上を目的とする業務効率化や DX に向けて行う IT ツールの導入を支援する。

## ② 中小企業のサイバーセキュリティ対策の支援

中小企業向けに、安価・効果的なセキュリティ監視や事故対応、保険をパッケージでサービス提供する「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及を促進する。

## (3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション

### ① 市場評価を通じたデジタルトランスフォーメーションの推進

DX の推進原則（デジタル・ガバナンスコード）に適合した企業を認定する DX 認定制度や、優れた DX の取組を行う上場企業を選定する DX 銘柄の選定を通じて市場の評価を通じたデジタル化の推進を進めるとともに、DX 認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置である DX 投資促進税制を通じて、企業の DX 推進を後押しし、更なるデジタルトランスフォーメーションを促す。

### ② 産業におけるサイバーセキュリティの強化

今後、バーチャル空間とフィジカル空間の融合が進んでいくことで生じるリスク源や対応の方針等を整理した枠組みである「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）」に基づき、産業分野別のガイドラインの策定や、複雑化するソフトウェアの管理対策等の分野横断的なテーマの検討を進めることで、産業界におけるセキュリティ対策の具体化・実装を促進する。

90 以上の団体が参加するサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）と連携し、中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を促進する。

## 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

### (1) 国の情報システムの刷新

#### 【目指す姿】

- 「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っているマイナポータルについて、利用者である国民や地方公共団体の意見を聴きながら、UI・UXを徹底して見直すことにより、国民の利便性の向上を図る。

#### マイナポータルの役割／新デザインの主なポイント

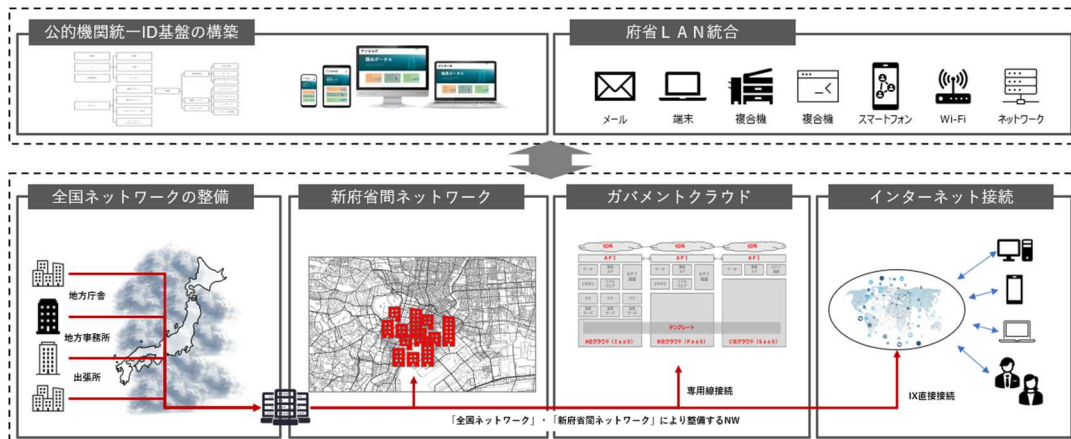
行政機関等への手続き  
いつでもオンラインで簡単に  
できるプラットフォーム

暮らしを便利に、より良くする  
情報・サービスを得られる

行政機関等にある自分の情報を  
いつでもどこでも、簡単に

- 最新技術を採用したガバメントクラウド・ガバメントソリューションサービスにより各府省庁の業務環境の統合を順次進めることにより、行政機関における生産性やセキュリティの向上を図る。

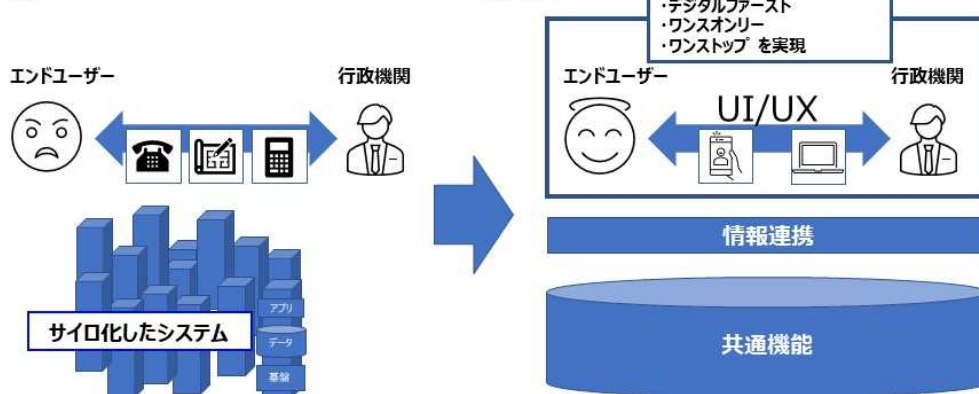
#### 政府共通インフラの整備・統合（プロジェクト関係図）



- 各府省庁バラバラでサイロ化しているシステムの統合・共通化、情報連携を進め、国民にとって使い勝手の良い行政サービスを実現する。

AS IS

TO BE



## ① 政策的に重要な情報システムの開発体制の整備

国の情報システムのうち、各府省庁が共通で利用するシステム、各府省庁がシステムを整備する上で基盤となるシステム、緊急性が高く、かつ、政策的に重要なシステム等については、「①デジタル庁システム」と位置付けて、デジタル庁が整備・運用することとしている。

「①デジタル庁システム」を始めとする政策的に重要な情報システムについては、サービス・業務企画や要件定義を含むシステム開発計画や、サービス・業務の運営と改善を含む品質保証を一層改善するため、国民目線のUI・UXの実現を図る観点及び発注の精度を高める観点から、デジタル庁に、機動的にプロトタイプ<sup>96</sup>を構築できる開発体制を整備する。

## ② 政府ウェブサイトの標準化・統一化

政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、各府省庁のウェブサイトへのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化を図る。

標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」を策定し、その後、デジタル庁ウェブサイトへの適用を通して、フィードバックを得ながら継続的な改善を行う。

令和4年度（2022年度）に、デザインシステムの有効性・効果を検証するために一部の府省庁ウェブサイトへの試行適用を行い、その結果も踏まえつつ、デザインシステムに基づき各府省庁ウェブサイトの標準化・統一化を段階的に実施する。

## ③ 国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みの活用

デジタル改革に関する国民の声を広く聴くための仕組みである「デジタル庁アイデアボックス」を積極的に活用して、徹底した国民目線でデジタル改革を進める。

現場の業務や技術面から検討に参加する全国の地方公共団体職員と対等に議論する場として立ち上げた「デジタル改革共創プラットフォーム」を積極的に活用する。

## ④ マイナポータル<sup>96</sup>の抜本的改善

マイナポータルは、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものであるため、利用者の満足度の抜本的改善を目指して、UI・UXの抜本的改善について検討し、令和3年度（2021年度）中に実施する（マイナポータル<sup>96</sup>の抜本的改善に関する具体的な施策について、以下を参照。）。令和4年度（2022年度）以降も継続的に改善に取り組む。

## ⑤ ガバメントクラウドの整備

政府情報システムについて、クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者にとって利便性の高いサービスを提供するため、デジタル庁が共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるガバメントクラウド<sup>97</sup>を整備する。また、ガバメントクラウドが扱うデータについては、国内のデータセンターに置くことを前提とする。令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、地方公共団体による先

<sup>96</sup> 情報システムを本格的に構築する前に、機能等を検証し要件を具体化するために作成する最小限の試作品。

<sup>97</sup> 複数のクラウドサービスを相互に接続する「マルチクラウド方式」で構築。

行事業やデジタル庁ウェブサイトにおける利用を通じて、地方公共団体によるガバメントクラウドへの移行に係る課題やガバメントクラウドの運用方法等を確認しつつ、段階的に運用を開始する。

各府省庁の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてデジタル庁が整備したガバメントクラウドの活用を検討することとし、クラウド化等を進める場合には、情報システム構築の迅速性・柔軟性の向上、可用性を始めとする高いセキュリティの実現、コスト効率の向上など、これにより得られる効果の追求を図る。既にクラウドサービスを利用している情報システムについては、更改時期等を勘案しつつ、段階的にガバメントクラウドに移行する。

また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）等の情報システムについても順次、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する。

## ⑥ ネットワークの整備

行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（パーソナルコンピュータやネットワーク環境）を提供するサービスである「ガバメントソリューションサービス」を提供する。

### ア 新府省間ネットワークの構築

現在利用している「政府共通ネットワーク」は廃止し、広帯域、高品質、低コストかつ高セキュリティな新たな府省間ネットワークを構築する。

令和3年度（2021年度）は引き続き調査・基礎構築を実施する。令和4年度（2022年度）においては、政府共通ネットワークの切替えに向けて、現行の全ての接続拠点について接続を開始し、各府省が順次切替えを実施、その後、本格的運用に移行する。

### イ 全国ネットワークの整備

国は、地方支分部局等との接続に際して、従来のインターネットサービスプロバイダ等が提供するサービスだけでなく、国自ら既設の全国広域通信網を活用して直接管理する独自の回線網<sup>98</sup>を令和4年度（2022年度）から運用できるよう整備を進め、その後、本格的運用に移行する。

地方については、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化やガバメントクラウドの活用に向けた検討に伴い、国・地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備し、国・地方間の情報連携を密にすることも含め、より効率的に業務を遂行できる環境を整備することを目的に、必要な検討・対応を行う。

## ⑦ 府省 LAN と認証基盤の統合

### ア 府省 LAN 統合

高度化する脅威に対応したゼロトラストアーキテクチャに基づき利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、人事院及び農林水産省を始めとして、各府省庁は、令和4年度（2022年度）以降のネットワーク更改等を契機に、この

<sup>98</sup> 仮想多重化技術（オーバーレイネットワーク）等を活用して、高セキュリティ、高品質、低遅延を実現。地方事業者による積極的な回線事業等への参入を促すため、標準化された接続仕様を採用する。

環境へ移行することを原則とする。

また、令和3年度（2021年度）末までに、デジタル庁が中心となって、府省 LAN 統合に係る今後の中長期的な方向性をロードマップとして整理し、各府省庁は、5か年を基本として策定する中長期的な計画に反映して、取組を進める。

## イ 公的機関統一 ID 基盤の構築

あらゆる情報システムの間で、セキュリティを確保した上で、迅速かつ円滑な情報連携を実現するため、公的機関の職員、施設、機器等の統一的な ID 管理を可能とする基盤を構築する。

具体的には、令和4年度（2022年度）から、ガバメントソリューションサービスに LAN 統合を完了した府省のデバイス、アプリケーション、職員 ID 等の情報資源を当該基盤で管理し、統一された基準による評価検証を実施した上、全ての公的機関が利用可能とすることを前提に令和5年度（2023年度）からの本格的な運用を目指す。

並行して、ガバメントソリューションサービスに統合を完了した府省共通システムについて、次期更改等を契機に当該基盤の認証機能等の利用を前提とした検討を行う。

さらに、令和4年度（2022年度）中を目途に当該基盤の国際連携について、米国、欧州各国との認証連携実現に向けた協議を開始する。

## ⑧ 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト監理の実施等

### ア 情報システム整備方針の策定

デジタル庁は、デジタル庁設置法<sup>99</sup>第4条第2項第15号に基づき、国・地方公共団体・独立行政法人・公共分野の民間事業者等の情報システムの整備及び管理について、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」<sup>100</sup>（以下「情報システム整備方針」という。）を策定し、情報システム整備等の基本的な考え方等<sup>101</sup>や、デジタル社会の共通機能の要件等<sup>102</sup>を提示したところである。

政府情報システムの整備及び管理に関して、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府の共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等についても、情報システム整備方針を踏まえ、デジタル庁内に設置された技術検討会議等において必要な改定等を行う。

各府省庁は、情報システム整備方針等を踏まえ、デジタル庁主導の下、業務改革(BPR)の推進、共通機能の活用の徹底、システムの統合・集約等により、固定的となっている情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費の削減を図る。令和3年度（2021年度）末を目途に、各府省庁は、デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革(BPR)・経費削減等の方針や投資等の取組を具体化した5か年を基本とする中長期的な計画を策定し、これに基づき取組を進める。デジタル庁は、当該計画について情報システム整備方針等を具体化するものとなっているかという観点から調整を行い、取りまとめる。

当該計画に沿って、システム化の対象となっている業務の分析や情報システムのコ

<sup>99</sup> 令和3年法律第36号

<sup>100</sup> 令和3年12月24日デジタル大臣決定

<sup>101</sup> 費用対効果の精査、クラウドサービスの利用、アクセシビリティの確保等

<sup>102</sup> ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス、ID・認証機能等の活用、データ連携のための標準仕様等



スト構造の分析を行い、分析結果に基づく経費の削減方策の検討を進め、当該計画の具体化を図る。

また、各府省庁は、随時、当該計画の進捗状況を把握し、見直しを行う。見直しに当たって、デジタル庁は、当該計画の進捗状況を取りまとめ、必要な助言・指導等を行う。

## イ 一元的なプロジェクト監理と情報システム関係予算の一括計上

デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、各府省 PMO と連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。

具体的には、年間を通じて、予算要求前、要求時、執行時のプロジェクトの各段階においてレビューを行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し<sup>103</sup>、これを監理していく。

これらの取組を着実に推進することで、令和2年度（2020年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約 5,400 億円を、令和7年度（2025年度）までに3割削減することを目指す。そのため、必要最小限のコストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進し、コスト構造の最適化を図る。具体的には、早期に各システムの整備状況及びコスト構造の確認・分析を踏まえたコスト削減方策を策定し、その実施を徹底する。

## ⑨ 国の情報システムの整備・管理

デジタル庁は、国民・事業者の利便性の向上を図るため、国の情報システムの統括・監理等により、国の情報システムの統合・共通化を促進し、民間システムとの連携を容易にしつつ、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進する。また、各府省庁の情報システムに関する情報（契約額、プロジェクトの進捗等）を集約するための仕組みを構築し、国の情報システムの統括・監理の実効性の確保を図る。

また、各府省庁は、情報システムを整備する際は、特に業務改革（BPR）・システム改革の推進等について留意する（国の情報システムを整備する際に留意すべき事項について、以下を参照。）。

## ⑩ デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進

デジタル庁は、登記情報システム、国税情報システム、社会保険オンラインシステム、ハローワークシステム、特許事務システム等、運用等経費の大きい情報システムや、デジタル庁の技術的知見や共通基盤を生かした整備を要する等の情報システムについて、各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新やシステムコストの削減、共通機能の活用、クラウド化、UI・UXの改善などを促進する（デジタル庁・各府省共同プロジェクトについて、以下を参照。）。

<sup>103</sup> 令和3年度（2021年度）の情報システム関係予算は約 8,600 億円。「①デジタル庁システム」及び「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」に係る予算については、令和3年度（2021年度）予算からデジタル庁に一括計上し、「③各府省システム」に係る予算についても、令和3年度（2021年度）第1次補正予算からデジタル庁への一括計上の対象とした。特別会計、特定財源により整備される情報システムの予算については、その財源が設けられた趣旨等を踏まえ、デジタル庁が会計法（昭和22年法律第35号）上の認証官制度を活用すること等により令和5年度（2023年度）予算から関与する。そのために必要な方策を令和4年度（2022年度）から講じていく。

#### ⑪ 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化

裁判関連手続のデジタル化、警察業務のデジタル化、港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化等について、取り組む（国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

#### ⑫ 独立行政法人の情報システム

デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの効率化、国、独立行政法人等の相互の連携を確保するための基盤の構築等について、情報システム整備方針に盛り込むほか、取組を進める（独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策について、以下を参照。）。

## マイナポータル抜本的改善に関する具体的な施策

### ① マイナポータルのUIの全面的な点検・改善

機能ごとにプロトタイプを開発・確認しつつ、アジャイル開発により改善を推進する。なお、パソコン、スマートフォン双方とも特性に応じたUIを実現する。

### ② 全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実現

地方公共団体との接続機能等を実装し、全ての地方公共団体による接続を実現する。

### ③ 自動入力機能の実現等

自己情報取得、お知らせ取得、民間送達情報取得API等との連動を図ることにより、申請項目を自動入力することができる機能を実現する。地方公共団体が各種入力制御の設定を行える機能を実装する。

### ④ 標準様式のプリセット

地方公共団体の主要な行政手続等（子育て、被災者支援等）については、標準様式を順次プリセットする。

### ⑤ マイナンバーカードによる利用者認証の追加

希望する利用者が、マイナンバーカードの公的個人認証により、過去の申請内容を活用できる機能等を実装する。

### ⑥ 各業務システムとの連携処理の実現

地方公共団体の業務システムと連携しやすい申請受付データファイル等を実現し、また、業務システムの統一・標準化等に対応し、フロント（申請受付）からバック（業務システム）までのオンライン化・デジタル処理を実現するよう取り組む。

### ⑦ あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等をスマートフォンから可能に

国・地方とも、あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等が、スマートフォンから簡単・迅速に完結できるよう、対応を各府省庁・地方公共団体に要請する。

### ⑧ マイナポータルで閲覧できる情報の順次拡大

マイナポータルで閲覧できる情報を順次拡充する（健診・検診情報、就労関係情報等<sup>104</sup>）。

### ⑨ マイナポータルから連携できる控除証明書等の順次拡大

マイナポータルから連携できる、年末調整手続・確定申告手続に必要な控除証明書等を順次拡充する。

### ⑩ 利便性の向上に資する手続の早期デジタル化

令和4年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。

このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオ

ンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。

**⑪ 市区町村等における国民のアクセスポイントの確保**

政府が市区町村窓口に配備したマイナポータル利用のためのタブレット端末について、マイナポータルの利用に限らず、デジタル行政端末として、スマートフォンやパソコンを持たない国民の貴重なアクセスポイントとして活用できるよう、令和4年度（2022年度）以降の抜本的な用途拡大や運用ルールの改善等について検討・実施する。また、郵便局等について、市区町村窓口以外のアクセスポイントとしての可能性を検討する。

**⑫ マイナポータル API の利用拡大**

マイナポータルの機能をウェブサービス提供者が利用できるようにするための電子申請等 API や自己情報取得 API といった各種 API について、官民の様々なサービスにおける利用を推進する。

---

<sup>104</sup> 薬剤情報及び特定健診等情報については令和3年（2021年）10月から、医療費通知情報については令和3年（2021年）11月から、それぞれマイナポータルで閲覧できるよう措置した。

## 国の情報システムを整備する際に留意すべき事項

### ① プロジェクトの適切な推進・管理

情報システムの整備・運用に当たっては、委託事業者任せにするのではなく、専門人材の採用等によって行政機関内部の体制を整備し、自らプロジェクトを適切に推進・管理する。

デジタル庁は、優秀なエンジニア人材等も採用し、情報システムの整備を自ら行うとともに、開発・運用段階においては適切なベンダーマネジメントを実施する。さらに、プロジェクトを推進するチームとは別に、専門知識を有する人材が中心となって、プロジェクトの進捗管理やシステムの品質管理を行うとともに、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に、安定的・継続的な稼働の確保等の観点から検証・監査を実施する。

また、デジタル庁は、特に重要なプロジェクトについて、当該プロジェクトの目的の達成に向けて効率的・効果的なプロジェクト推進が図られるよう、専門知識を有する人材によりプロジェクトのモニタリングを実施する。モニタリングではプロジェクトの進捗を把握し、助言、方向性の是正、支援等を実施する。当該プロジェクトを担当する各府省庁（デジタル庁を含む。）は、モニタリングにおける助言等を十分に踏まえて当該プロジェクトを推進する。

### ② 行政手続のデジタル化の推進

各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。

- ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。
- ・UI・UX の向上を図る観点から申請情報の自動入力を実現するため、マイナンバーカードの IC チップに搭載された券面事項の入力補助 AP（アプリケーション）等を活用する。
- ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルや e-Gov 等を活用する。
- ・代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。
- ・申請の承認行為を行う際の電子決裁機能については、独自の構築を避け、電子決裁システムを活用する。
- ・申請受付機能・電子決裁機能・業務システム・関連システム間の連携については、業務の効率性の向上を追求し、デジタルで完結させる。
- ・実際に手続を利用する者（手続に習熟していない者を含む。）が容易にオンライン申請できるかという観点から具体的な課題を定性的・定量的に収集・分析し、それらの課題を踏まえたシステムの改善を機動的に行うことができる仕組みを整備する。
- ・デジタル・ガバメントは、手続を支援・利用する民間とともに実現すべきものであり、API 連携によって利用される前提でシステムを構築する。
- ・ローカルルールや担当者ごとに異なる取扱いを排除するため、利用者が入力する情報は真に必要なものに限定するとともに、手続、申請項目、入力フォームなどを含め、オンライ

ン申請のために必要となる情報やインターフェイスの標準化を図る。

また、各府省庁は電子決裁への移行加速化に関して、「電子決裁移行加速化方針」<sup>105</sup>に基づき、電子決裁とすることでかえって業務が複雑・非効率となる等の理由により紙決裁を続けるものを除き、決裁が電子で行われていない手続について、電子決裁への移行に向けた取組を中長期的な計画に記載し推進する。

### ③ 共通的な認証・署名の利用

各府省庁による認証・署名機能の利用については、次を原則とする。

- ・個人の電子署名については、マイナンバーカードによる電子署名
- ・個人の電子認証については、マイナンバーカードによる電子利用者証明
- ・法人の電子署名については、商業登記電子証明書等
- ・法人の電子認証については、G ビズ ID

公的個人認証サービスの民間利用の拡大を推進する。また、個人の認証・署名に利用するアプリケーションについては、独自構築による乱立を避けるため、マイナポータル AP（アプリケーション）の活用を原則とする。

### ④ データ連携の推進

各府省庁の業務、情報システムにおいては、国民・事業者の利便性、行政の効率性・正確性の向上の観点からワンスオンリーを追求し、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度による情報連携など、バックオフィスでの情報連携の仕組みの活用を原則とする。

各府省庁共通の枠組みとしてベース・レジストリの整備を前提とし、ベース・レジストリの指定状況を踏まえて、ベース・レジストリの活用を想定したシステムの拡張性確保を追求することとする。特に、デジタル庁における先行プロジェクトとして進められるものについては、この活用を原則とする。

また、情報システムの整備に当たって、データの相互運用性を確保するため、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。具体的には、行政基本情報連携モデルや「文字環境導入実践ガイドブック」<sup>106</sup>の適用を原則とする。

公費で作られたデータは原則として民間に提供していくオープン・バイ・デフォルト原則に基づき、個人情報の保護に十分配慮しつつ、ニーズの高いものからシステムの新規整備・更改の際に API を公開又は提供することを原則とする。

令和 6 年（2024 年）からのマイナンバーカードの海外利用の開始に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要がある。具体的には、デジタル社会形成整備法附則第 73 条の規定を踏まえ、戸籍法制の見直しに関する法務大臣の諮問<sup>107</sup>に対する法制審議会からの答申が得られ次第速やかに、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、令和 5 年（2023 年）の通常国会に関連する法案を提出した上で、令和 6 年度（2024 年度）を目途に実現を図る。

### ⑤ 共通基盤の活用

<sup>105</sup> 平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定

<sup>106</sup> 平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

<sup>107</sup> 「氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正について」（令和 3 年 9 月 16 日法務大臣諮問第 116 号）

クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、ガバメントクラウドの整備状況を踏まえつつ、これを含む各種クラウドサービスの利用を原則とする。この際、単にシステムを整備することを目的化せず、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底する。

ネットワークについては、独自のネットワークの採用又は維持を避けて費用節減を追求し、今後整備されるガバメントソリューションサービス等の共通基盤の活用を原則とする。

また、上記以外のデジタルインフラ（政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等）等についても、その実装状況を踏まえつつ、共通基盤の徹底した利用を原則とする。

## デジタル庁・各府省共同プロジェクト

### ① 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

登記情報システムについては、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。

i) 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。

ii) 政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。

i) 行政機関等への各手続において、登記事項に係る行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。

ii) 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

i) 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。

ii) 令和6年度（2024年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、システム構成の見直し等を行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

また、法務省とデジタル庁において、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革（BPR）等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

### ② 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

国税情報システムについては、これまでも「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）のスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。

平成13年（2001年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である令和8年度（2026年度）を目途に、令和2年度（2020年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。

次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、

i) 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現

ii) 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合

iii) メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新

といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指して開発を進める。



### ③ 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進

日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステム（記録管理・基礎年金番号管理システム及び年金給付システム）は、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。

- i) データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。
- ii) 紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応しにくい。
- iii) 発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分。

このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。

- i) 「記録管理システム・基礎年金番号管理システム」の刷新については2段階で取り組んでおり、平成29年（2017年）からフェーズ1として、マイナンバーによる情報連携などを含む各種届書の事務処理機能のデジタル化を段階的に実施し稼働中。

さらに、フェーズ2として、新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。

- ii) 「年金給付システム」については、令和元年度（2019年度）まで端末機器及び周辺サーバの更改や集約化を進めてきたところである。今後は、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。

「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」<sup>108</sup>という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。

- i) 公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応）
- ii) 業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等）
- iii) ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等）

### ④ ハローワークシステムを活用したサービスの充実

ハローワークにおける求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要があることなどの課題がある。

そのため、令和2年（2020年）1月に刷新後のハローワークシステムの全国稼働を開始し、オンラインによる求人申込み等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図ったところである。その後も令和3年（2021年）9月にオンラインによる求職申込等を可能とし、令和4年（2022年）3月に求職公開している求職者に求人者から直接リクエストが可能とするなど順次機能の追加を予定している。

これらの取組により、以下の目標を実現する。

- i) 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。
- ii) 不採用が続く求職者に対しては、窓口への来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、指導等が必要な求人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。

今後も引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

<sup>108</sup> 日本年金機構中期計画（平成31年3月29日）

## ⑤ 特許事務システムに係るプロジェクトの推進

国際化の進展に伴い研究開発のスピードが速まる中で、我が国の企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用できるよう、特許庁はこれまで以上に特許情報の利活用者に対して特許情報の発信を強化することが必要である。特に、公報システムについては、現状、①特許情報の原本データから特許公報発行に必要なデータを抽出する作業を週次で行っている、②抽出したデータを特許公報のフォーマットに自動で当てはめる際に生じるエラーの修正を全て手動で行っている、③オンライン上に特許公報をアップロードする際、データを手動で外部記憶媒体に移した上で行っている等の要因から、特許公報の発行に、権利の付与が確定してから3週間程度を要しており、制度利用者への情報提供が必ずしも迅速に行えていない、という課題がある。

この状況を改善するために、令和4年（2022年）1月を目途に、公報システムを刷新し、特許公報発行を迅速化する。

これにより、特許情報の利活用者が、特許として認められた最新の技術に迅速にアクセス可能となり、重複した研究開発や重複した出願及び権利侵害の防止などの効果が見込まれる。加えて、特許公報発行の迅速化に際して、情報システムの構造を簡素化することで、今後のシステム改修時の費用低減に取り組む。

## 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策

### ① 裁判関連手続のデジタル化

民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、国民にとってより利用しやすいものとするため、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）及びe事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指す。そのため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。

- ・現行の民事訴訟法<sup>109</sup>のもと、ウェブ会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用を拡大し、さらに準備書面等の電子提出の運用開始を目指す。
- ・令和4年（2022年）中の民事訴訟法等の改正を前提として、早ければ令和5年度（2023年度）から非対面での口頭弁論期日の運用を開始するとともに、令和7年度（2025年度）中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にすることを旨とする。

刑事手続については、関与する国民の負担軽減や円滑・迅速な実施を図るため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、電子データによる書類の作成・管理、令状の請求・発付を始めとする書類のオンラインによる発受、オンラインを活用した公判など、捜査・公判において情報通信技術を活用する方策について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」での検討を進め、令和3年度（2021年度）内を目途に取りまとめを行うほか、IT先進国を含む諸外国における法制・運用の状況について調査を行うとともに、刑事手続における情報通信技術の活用に必要な不可欠となるシステム構築を含めたIT基盤の整備に向けた取組を推進する。

### ② 警察業務のデジタル化

警察情報管理システムを、警察共通基盤上に順次共通化・集約化しつつ、更なる警察業務のデジタル化を通じて、国民の利便性の向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化と警察情報管理システムの整備・維持に係るコスト削減を図るため、以下の取組を行う。

- ・運転者管理システムは、令和5年（2023年）1月に警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始し、令和6年度（2024年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・遺失物管理システムは、令和4年度（2022年度）末から警察共通基盤上で運用を開始し、令和8年度（2026年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向けた制度改正や警察共通基盤を活用したシステムの仕様等についての検討を令和4年度（2022年度）末までに行い、交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施する。
- ・利用者の利便性向上、行政事務の効率化に資する本格的な行政手続オンライン化のシステムの検討・構築を行う。

### ③ 港湾業務（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化

我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現するため、複数の分野の一体運用を可能とする港湾関連データ連携基盤「サイバーポート」の整備を進める。

このうち、港湾管理者<sup>110</sup>が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、令和4年度（2022年度）の稼働を目指し、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。

また、港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させることにより港湾の計画から維持管理・利用までの適切なアセットマネジメントを図る港湾インフラ分野について、令和4年度（2022年度）の稼働を目指し、国、民間事業者といった港湾インフラの整備・保全に関与する他の主体の保有する情報と連携して、港湾台帳等の既存のデータの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。

加えて、2.（2）⑦の港湾物流分野のデジタル化と併せ、令和5年度（2023年度）以降、三分野間でのデータ連携実現し、三分野一体運用を目指す。

#### ④ 公文書管理のデジタル化

デジタルを前提とした公文書管理制度の見直しとシステム整備の方向を示した「デジタル時代の公文書管理について」<sup>111</sup>を踏まえ、公文書管理のデジタル化に対応するため、制度面では、行政文書の管理について電子的に行うことを各行政機関のルールとして明記するとともに、年度を越えてデータを蓄積して文書管理を行う方法を認めるなど、デジタル化に対応した文書管理のルールを整備し、あわせて、公文書管理に係るシステム整備の在り方について、内閣府・デジタル庁を始めとする関係府省庁において、役割分担や業務フローの検討を進めていく。

#### ⑤ 政府調達システムの共同利用化及びシステム連携の推進

政府調達システムについて、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。

<sup>109</sup> 平成8年法律第109号

<sup>110</sup> 地方公共団体又は地方公共団体が単独若しくは共同で設立する港務局

<sup>111</sup> 令和3年7月公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ報告

## 独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策

令和3年度(2021年度)からは、主務大臣が独立行政法人に対して独立行政法人通則法<sup>112</sup>に基づく目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

具体的には、総務省は、令和3年度(2021年度)中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」<sup>113</sup>を改定する。各主務大臣は、情報システム整備方針を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度(2022年度)中に速やかに変更する。ただし、令和3年度(2021年度)が目標期間の最後の事業年度に当たる独立行政法人(行政執行法人を含む。)については、情報システム整備方針を踏まえて次期目標を策定する。

上述の目標の策定又は変更の場合を含め、今後、各主務大臣は、目標の策定又は変更(情報システムに係る変更の場合に限る。)に当たっては、あらかじめデジタル庁に目標案について協議するものとする。中期目標管理法及び国立研究開発法人については、各主務大臣は、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴く前にデジタル庁に目標案について協議するものとする。情報システム整備方針を踏まえて策定又は変更した目標の取組について評価を実施する令和5年度(2023年度)以降は、各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに係る意見を述べるものとする。

また、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度(2022年度)に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討する。

なお、独立行政法人の情報システムのうち、緊急的な整備が必要なもの、重要なシステムの整備に当たっては、必要に応じてデジタル庁が技術的助言等の支援を実施する。

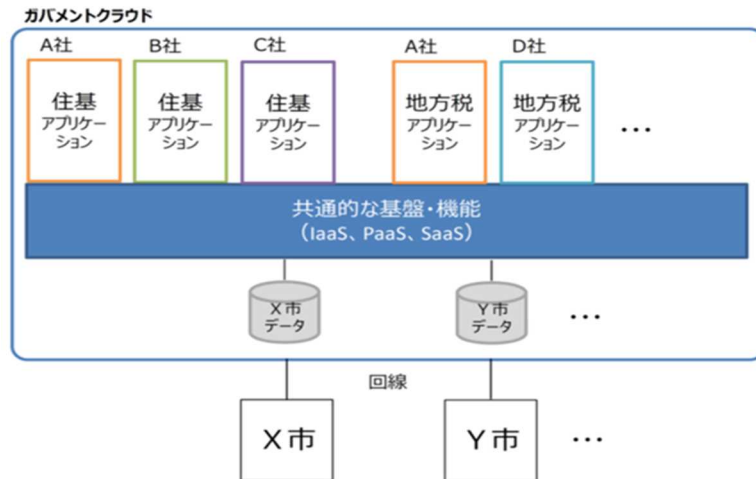
<sup>112</sup> 平成11年法律第103号

<sup>113</sup> いずれも平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定。

## (2) 地方の情報システムの刷新

### 【目指す姿】

- ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなど、住民サービスが向上する。
- ・業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる。



地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律<sup>114</sup>（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化<sup>115</sup>を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

具体的には、基幹業務等のアプリケーション<sup>116</sup>をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおい

<sup>114</sup> 令和3年法律第40号

<sup>115</sup> 「統一」とは、地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアやOSなどを利用すること等を指す。「標準化」とは、地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。

<sup>116</sup> 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションをいう。

では、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システム<sup>117</sup>は、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す<sup>118</sup>。

## ① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

標準化法に基づく標準化対象事務を政令で規定した上で、デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針<sup>119</sup>の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、全国知事会・全国市長会・全国町村会から意見聴取を行った上で、令和3年度（2021年度）中を目途に定める。

標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務<sup>120</sup>に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加える。

地方公共団体情報システム標準化基本方針においては、法令改正の検討を行う場合に同時に標準化基準の改定を検討する旨、統一・標準化の目的に沿った業務改革（BPR）に関する提案を地方公共団体から所管府省庁が受け付け、標準化基準に反映していくために必要な具体的措置、標準化基準への適合性の確認の方法等についても記載する。

また、統一・標準化の取組については、議論の過程を透明化し、ウェブサイト等にその過程を公表すること、目標・取組・スケジュール等の段取りを地方公共団体にも分かりやすい形で提示すること、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めること、地方公共団体が計画的に取組を進められるよう国として十分に支援を行うこと等についても記載する。

<sup>117</sup> 標準化基準に適合して開発した基幹業務のシステムをいう。

<sup>118</sup> 地方公共団体の情報システムの運用経費等の増減はKPIの1つであって、統一・標準化の取組も踏まえ、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づく業務改革（BPR）を進め、業務全体に係るコストを抑えるとともに、新サービスの実現など新たなイノベーションの競争環境を創出していくことが、より重要である点は言うまでもない。

<sup>119</sup> 標準化法第5条第1項に規定する基本方針をいう。

<sup>120</sup> 児童手当（内閣府）、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省）を指す。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定められる事項に関する調整及び標準化対象事務ごとの進捗管理については、デジタル庁及び関係府省庁が地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（以下「関係府省会議」という。）を通じて行う。

## ② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（非機能要件、データ要件・連携要件など）の策定等に取り組む（標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

## ③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、令和3年度（2021年度）中に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する（制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針について、以下を参照。）。

## ④ 統一・標準化を進めるための支援

### ア 財政支援

目標時期である令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度（2020年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

### イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話を行う。また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書（1.0版）について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果なども踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係府省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行う。

加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。



## 標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

### ① 地方公共団体によるガバメントクラウドの活用に係る先行事業の実施

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」<sup>121</sup>が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

### ② 非機能要件の拡充

標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年（2022年）夏までに、必要に応じて拡充する。

このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年（2022年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分担等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。

### ③ データ要件・連携要件の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関等（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定める。

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルびったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年（2022年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和4年度（2022年度）中の作成を目指す。

#### ④ ガバメントクラウドが提供する共通機能等の検討

標準準拠システムが利用可能な共通機能としてガバメントクラウドにおいて地方公共団体向けに提供する機能については、宛名管理機能や庁内データ連携機能等が考えられるが、先行事業を通じて具体的な在り方を検討し、令和4年（2022年）夏までに、標準化基準の作成と併せて、その方針を示す。

また、ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ、標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法としては、既存の共同ネットワークを含めたネットワークを活用した接続を選択肢とし、引き続き具体化を進める。

<sup>121</sup> 令和2年9月内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室・総務省

## 制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。具体的には、制度所管府省庁は、マイナポータルびったりサービスとガバメントクラウド上の標準準拠システムとの接続、転出証明書情報等の活用、公金受取口座の登録情報の活用等、機能要件等を定めることとする。

また、積極的な業務改革（BPR）の実現のためには、現場の視点のみならず、行革の視点や行政サービスの利用者視点に基づくサービスデザイン思考が必要となる。デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案を具体的に行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

アプリケーションの機能要件等への適合は、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認する必要があるが、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年（2022年）夏までに提示する。

### ① 住民記録、戸籍の附票、印鑑登録

住民記録システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第2.0版）<sup>122</sup>を改定する。

戸籍の附票システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

印鑑登録システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>123</sup>を改定する。

### ② 地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>124</sup>を改定する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

### ③ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>125</sup>を改定する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

### ④ 教育

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書（第1.0版）<sup>126</sup>を改定する。

## ⑤ 児童手当、子ども・子育て支援

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

## ⑥ 戸籍

市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。

---

<sup>122</sup> 「住民記録システム標準仕様書【第2.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

<sup>123</sup> 「印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年9月29日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

<sup>124</sup> 「税務システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（税務システム等標準化検討会））

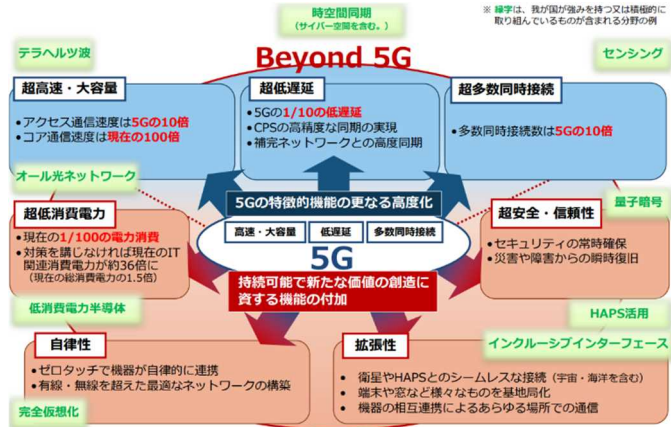
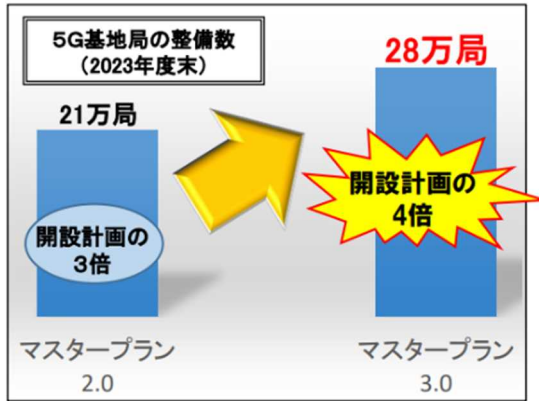
<sup>125</sup> 「介護保険システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月30日厚生労働省老健局）及び「障害者福祉システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

<sup>126</sup> 「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）及び「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）

### (3) デジタル化を支えるインフラの整備

#### 【目指す姿】

- デジタル社会を支えるインフラの整備・維持・充実、半導体戦略の具体化等により、国民利便の向上や安全・安心なデジタル社会の実現を図るとともに、インフラを活用した地域課題の解決や地域活性化の促進を図る。



#### ① 5G インフラの整備等

デジタル社会を実現していく上で、高度情報通信ネットワークはデータの利活用や地域課題の解決に不可欠な基盤となるものであることから、広く国民の利便性の向上等を図るため、「ICT インフラ地域展開マスタープラン」等に基づき、第5世代移動通信システム(5G)や光ファイバなどの整備・維持・充実を図る(5Gインフラの整備等に関する具体的な施策について、以下を参照。)

#### ② Beyond 5G の実現に向けた研究開発・標準化の推進

Beyond 5G の早期かつ円滑な導入と我が国の国際競争力強化に向けて令和2年(2020年)6月に策定した「Beyond 5G 推進戦略」に基づき、「Beyond 5G 推進コンソーシアム」及び「Beyond 5G 新経営戦略センター」を活用して、産学官が連携して、研究開発戦略、知財・標準化戦略及び展開戦略を強力かつ積極的に推進する。

令和12年(2030年)頃からのBeyond 5G展開に向け、最初の5年を「先行的取組フェーズ」と位置付け、我が国の強みを最大限生かした集中的取組を実施する。

令和7年(2025年)に開催される大阪・関西万博の機会に「Beyond 5G ready ショーケース」として成果を世界に示し、その後のグローバル展開を加速する。

#### ③ 半導体戦略の具体化

デジタル産業やデジタルインフラ、そしてその基盤となる半導体を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和3年(2021年)6月に取りまとめた「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、以下の取組を推進する。

##### ア 先端半導体製造拠点の国内立地の促進

「産業の脳」として重要な先端ロジック半導体については、経済安全保障上の戦略的自律性の強化を図るため、海外ファウンドリーとの合弁工場の設立等を通じ、国内製造基盤を確保する。さらに次世代製造技術の国産化を進める。

## イ 半導体設計・製造能力の強化に向けた技術開発の推進

5G、AI、自動運転、電動車、再エネ等のデジタル・グリーン投資の世界的な市場拡大をチャンスと捉え、ポスト 5G システムや省エネを含むグリーンイノベーション等を支える半導体設計・技術開発を強化する。

また、経済安全保障上の戦略的不可欠性の獲得・強化を図るため、世界の半導体エコシステム／サプライチェーンを支える製造装置・材料分野について、海外ファウンドリーとの共同技術開発等を通じて、チョークポイント技術を磨き上げる。

## ④ データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現

データセンター等の整備については、経済安全保障の観点からその担い手となる企業の健全な育成を図るとともに、再生可能エネルギーの利用等を通じた温室効果ガスの排出削減によりグリーン社会を実現する観点、災害等の緊急事態の発生時においても重要な国民向けサービス等の提供が滞ることがないようにあらかじめ万全の備えを行うレジリエンスの強化の観点、サイバー攻撃等から国民生活や経済活動の基盤となる重要な情報資産等を守るセキュリティの確保の観点から、令和3年度（2021年度）中に中核データセンター拠点及び地方データセンター拠点の整備に向けた検討を行い、その後段階的にデータセンター等の立地環境の最適化や地方立地の促進を図る。

また、分散型クラウド関連技術に関する研究開発を推進し、その成果を活用することで、更なるセキュリティの向上、消費電力の効率化によるグリーン化、大容量データの効率的処理等の更なる高度化を図る。

さらに、国内海底ケーブルについては、現状、太平洋側に集中しており、日本海側がミッシングリンクとなっているところ、通信ネットワークの強靱化による耐災害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備することで、全国の通信環境が向上し、データセンター立地等とあいまって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。

## 5G インフラの整備等に関する具体的な施策

### ① 5G インフラの整備

令和6年(2024年)4月時点での基盤展開率<sup>127</sup>は98%<sup>128</sup>となり、全国の事業可能性のあるエリア(10km四方メッシュ単位)のほぼ全てに5G基盤が展開される予定であるが、電波が遮へいされる鉄道や道路トンネル等でも携帯電話が利用できるよう対策を行うほか、地理的に条件が不利な地域への5Gエリア展開をインフラシェアリングの活用も含めて推進するため必要な支援等に取り組みつつ、令和5年度(2023年度)末を目途に約28万局(当初開設計画の4倍)以上の5G基地局整備を目指す。

5G、ローカル5Gの整備については、安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等が提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度(2022年度)中にその試行を開始する。

その際には、インフラシェアリングなどの考え方も積極的に取り込み、更に経済合理的な形で5Gインフラの普及が進むよう、必要な検討を深めていくこととする。

### ② 高速・大容量通信インフラの基盤としての光通信網の整備・維持等

高度無線環境に不可欠な設備等の整備については、「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」に基づき、令和3年度(2021年度)末までに光ファイバ未整備世帯を約17万世帯に減少させるとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化の支援やブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む。

また、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を行い、令和3年度(2021年度)中に取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる。さらに、光ネットワークの大容量化技術を令和7年度(2025年度)までに確立する。

### ③ 安全・安心で信頼できる通信インフラの確保の推進

電気通信事故の検証等を通じて、電気通信事業者等と連携し、大規模災害の発生時等においても、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。

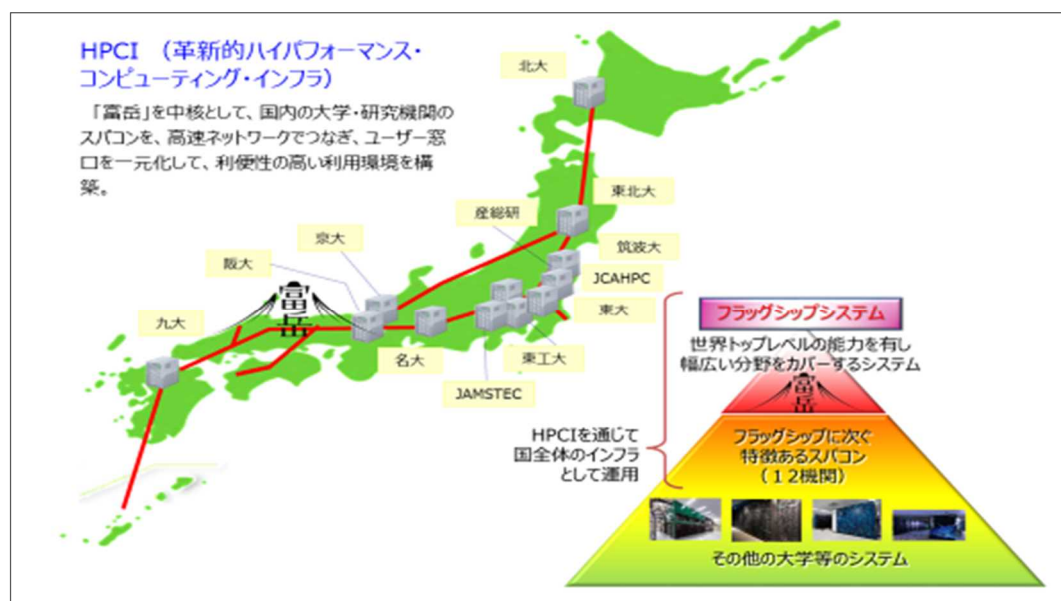
<sup>127</sup> 全国を10km四方のメッシュに区切り、メッシュ総数約4,500に占める5G高度特定基地局が開設されたメッシュ数の割合。

<sup>128</sup> 5G周波数の割り当てを受けた民間事業者の計画の合計。

#### (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進

##### 【目指す姿】

- ・技術水準の向上により、デジタル技術の応用先を飛躍的に拡大させることで、ユーザーの利便性を格段に向上させ、また我が国産業の国際競争力を大幅に強化させることを目指す。
- ・そのために、デジタル関連技術の研究開発の促進や、デジタル関連技術を活用した研究開発の促進を図る。
- ・デジタル関連技術の研究開発として、情報通信技術やコンピューティング技術の高性能化、セキュリティ技術の高度化等に取り組む。
- ・デジタル関連技術を活用した研究開発の促進に向け、スーパーコンピュータ、学術情報ネットワーク、研究データ基盤等の次世代情報インフラの整備等に取り組む。



情報通信技術の有効活用によるデジタル社会の進展には、利用者の利便性や安全性を確保しつつ、センシング技術等も活用しながら大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境が必要である。デジタル社会の進展を支える基盤技術としては、高度な情報通信環境を実現する技術、AI/ビッグデータ等の高度な情報処理を実現するコンピューティング技術等が想定される。

政府としては、スーパーコンピュータ「富岳」や学術情報ネットワーク「SINET」、研究データ基盤などの次世代情報インフラを整備・活用し、こうした技術研究や研究活動のDX（研究DX）を推進・支援するとともに、政府情報システムにおいても必要に応じて最新技術を反映し、国民の利便性の向上に資するよう、各府省庁、地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間事業者等と連携して研究開発・実証を推進する（研究開発・実証の推進に関する具体的な施策について、以下を参照。）。



## 研究開発・実証の推進に関する具体的な施策

### ① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

新たな電波システムの円滑かつ迅速な導入に必要となる実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境に関する研究開発を推進し、令和5年度（2023年度）までに試験環境を構築する。また、ローカル5Gに関する実証を令和4年度（2022年度）まで引き続き推進し、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備や、低廉かつ容易に利用できる仕組みの構築を行う。

Beyond 5Gに関しては、Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方について検討し、令和4年度（2022年度）中に取りまとめを行う。そして、その実現に必要な最先端の要素技術等をいち早く確立するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）に創設した研究開発基金や整備するテストベッドなどの共用施設・設備によりBeyond 5Gの研究開発を推進するとともに、前述の技術戦略を踏まえ、それらを活用した取組と密接な連携を図りつつ、民間企業や大学等を対象として公募型研究開発を実施する。また、諸外国の団体・組織との連携に向けた具体的検討や国際カンファレンスの開催に向けた検討等に取り組む。

### ② データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証

#### ア AIの社会実装に向けた取組の加速

今後の更なるAIの実用化に向けて、「AI戦略2021」<sup>129</sup>に基づき、重点分野においてアーキテクチャ設計に基づくデータ基盤を踏まえたAIの社会実装を世界に先駆けて実現する。

具体的には、深層学習の理論体系や知識融合型AI技術、大阪・関西万博での利用を目指す多言語同時通訳等の研究開発を行うとともに、AIのブラックボックス問題解決に向けた説明可能なAI等の研究開発を、AI関連中核センター群の連携を検討の上、令和3年度（2021年度）中に開始する。

また、包括的データ戦略に基づく、ベース・レジストリ、分野ごとのデータ交換基盤、包括的なトラスト基盤の整備等の促進や、分野間データ連携基盤の連携拡大など、データ利活用環境の構築や整備されたデータを活用したAIサービスの社会実装を推進する。

さらに、これまで前提としてきた社会・経済システムが大きく変革していること、諸外国におけるAI関連の動きが加速していること等を踏まえ、AI戦略の見直し等により、社会・経済活動に真に役立つAIの社会実装を促進する。

#### イ 情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術

AIやビッグデータ処理の活用が広まる中、情報処理の高速化や処理電力の抑制を実現するために、従来の延長線上にない新たな技術の実現が求められている。このため、高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（エッジ・コンピューティング、量子コンピュータ等）の技術開発に取り組む<sup>130</sup>。

処理の分散化により情報処理の高度化を図るシステムアーキテクチャ技術として、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジ・コンピューティングがある。これに関し、我が国の強みである製造業等と結びついたAI処理など、革新的なAIエッジ・コンピューティング技術の開発や、エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスの技術開発<sup>131</sup>等に取り組む、令和7年度（2025年度）以降における実用化・事業化を目指す。また、エッジ・コンピューティング及びAIの応用事例として、防災・減災に資する高精細かつ多

種多様な気象・地形等のリモートセンシングデータを間断なくリアルタイムに提供するため、AI等を活用したデータ圧縮・復元技術の研究開発を推進し、令和7年度（2025年度）以降の早期導入・展開を目指す。

さらに、量子コンピュータを含む量子技術に関しては、「量子技術イノベーション戦略」<sup>132</sup>を踏まえ、①重点領域の設定、②量子拠点の形成、③国際協力の推進を取組の中心として、量子コンピュータのソフトウェア開発や量子暗号等で世界トップを目指す。例えば、NISQ量子コンピュータ<sup>133</sup>における100量子ビット実装とそのクラウドサービス開始を令和9年度（2027年度）までに実現し、さらには誤り耐性型汎用量子コンピュータ<sup>134</sup>の令和32年（2050年）までの実現を目指す。一方で、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されていることから、ネットワーク上でやりとりされる機微な情報について、量子コンピュータ時代においても通信内容を秘匿化することが可能な量子暗号通信に関する研究開発や社会実装に向けた取組を推進する。

### ③ 安全・安心なデジタル社会を支える高度セキュリティ技術等

#### ア サイバーセキュリティの研究開発等の推進

我が国のサイバーセキュリティの更なる強化に向けては、研究開発の国際競争力の強化や産学官エコシステムの構築はもちろん、実践的な研究開発の推進が重要である。

サイバーセキュリティ戦略に基づき、関係府省庁が連携し、ア) サプライチェーン・リスクへ対応するためのオールジャパンの技術検証体制の整備、イ) 国内産業の育成・発展に向けた支援策の推進、ウ) 攻撃把握・分析・共有基盤の強化、エ) 暗号等の研究の推進など、実践的な研究開発を推進する。

また、デジタル庁及びNISCにおいて、情報資産管理手法や、システムの挙動やソフトウェアの状況をリアルタイムに監視する常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ等の実証研究を推進する。

#### イ ブロックチェーン等のデータの耐改ざん性が高く証跡の確保に優れた技術

ブロックチェーン及び分散台帳技術は、データに関する耐改ざん性が高く透明性が確保されたシステムを分散システムとして実現する技術である。これを利用することで、取引上の仲介が不要となり、サービスにおける取引コストの削減が図られる等の利点がある。このため、暗号資産（仮想通貨）の取引管理等では既にその技術が広く活用されているほか、身分証明等の真正性確認や、サプライチェーン管理や電力取引、環境価値取引といった商取引など、様々な分野での商用化、実証及び検討が国内外で進められている。さらに、デジタルデータのみならず、IoT技術等と連携して実体的な対象物の管理（トラッキング等）をするなど、応用可能性も期待されている。

<sup>129</sup> 令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定

<sup>130</sup> 経済産業省「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」（平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）まで）において、技術開発を実施。

<sup>131</sup> 異種プロセッサの組み合わせによるヘテロジニアスコンピューティングにおいて、性能を最大限に発揮できるチップ設計を短期間を実現する設計技術の開発を実施。

<sup>132</sup> 令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定

<sup>133</sup> NISQ(Noisy Intermediate-Scale Quantum)量子コンピュータは、小中規模で誤りを訂正する機能を持たない量子コンピュータ。

<sup>134</sup> 誤り耐性型汎用量子コンピュータは、大規模な集積化を実現しつつ、様々な用途に応用する上で十分な精度を保證できる量子コンピュータ。

我が国においては、引き続き国内外のグループにおける先進的な取組や民間主導の活動を積極的に情報収集し、高い信頼性が求められる公共性の高い分野に導入されるシステムの技術面や運用面の課題及びその解決の方向性等に関して、更なる検討を行う。

#### ④ 研究開発・実証を支えるデータ利活用の環境整備とデータ駆動型研究の推進

データ駆動型研究の重要性が高まるなど、研究手法が大きく変化しつつある中で、新たな科学的手法を発展させ、生産性を飛躍的に向上させるためには、膨大な量の高品質なデータを戦略的に収集・共有・利活用するための仕組みを作ることが鍵である。

まず、我が国が世界に誇る計算資源や高速通信ネットワークを有効活用することが重要である。これまで文部科学省においては、世界最高水準の性能を持つスーパーコンピュータ「富岳」を含め、多様な利用者のニーズに応える全国的な計算環境（HPCI：革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）を整備するとともに、全国の大学等研究機関をつなぐ学術情報ネットワーク「SINET」の増強に努めてきた。今後は、次世代計算基盤の検討を進めるとともに、SINET においては、ネットワーク自体の高度化を行った上で、次世代学術研究プラットフォームとして、令和4年度（2022年度）から研究データ基盤と一体運用する。これにより、研究データの管理・利活用に関する我が国の中核的なプラットフォームを確立し、公的資金により得られた研究データについて、産学官における幅広い利活用を図る。

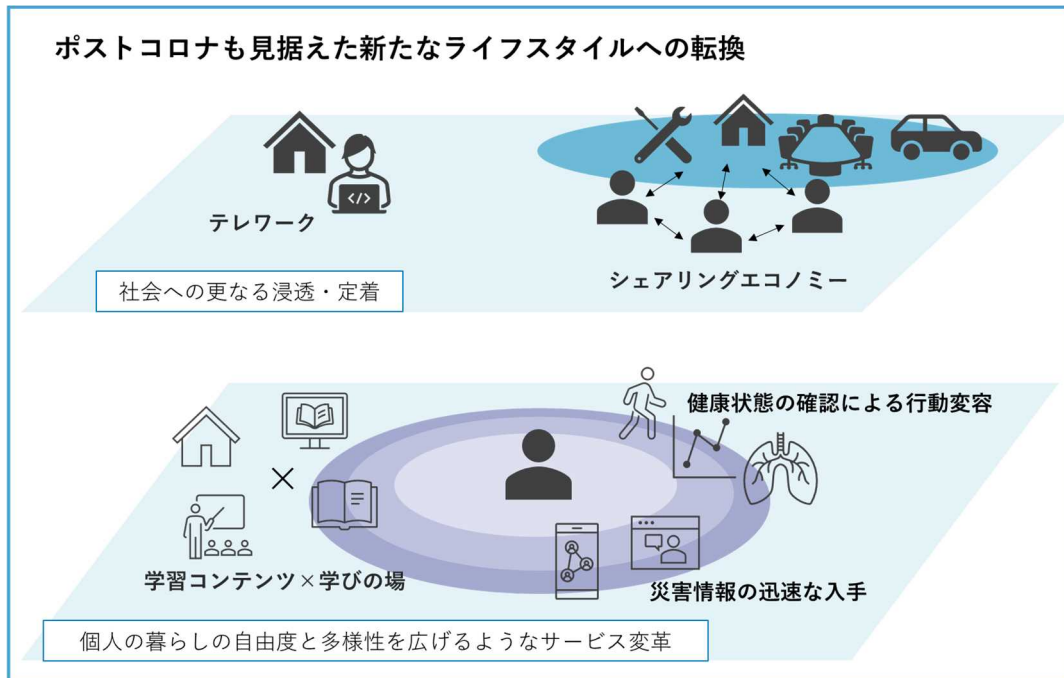
また、これらの次世代情報インフラや既存の研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設等のポテンシャルと強みを相乗的に生かし、①データ創出から、②データ統合・管理、③データ利活用まで、一気通貫した研究のDXを実現する。そのため、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。特に、カーボンニュートラルなど将来における幅広い社会課題の解決に貢献するマテリアル分野をユースケースとした取組を進め、令和7年度（2025年度）の運用開始を目指すとともに、令和4年度（2022年度）以降、社会的ニーズの高い課題解決に向けたデータ駆動型の研究開発プロジェクトを推進する。さらに、あらゆる機関・分野における研究DXを促進し、先進的なデータ駆動型研究を振興するとともに、その連携に係る方策に関して更なる検討を行う。

## 6. デジタル社会のライフスタイル・人材

### (1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換

#### 【目指す姿】

- ・コロナ禍によるライフスタイル転換を押し進め、個人が自分に合った働き方や生活上のサービスを選択することで、暮らしをデザインしていくことができるようにする。



我が国でも、コロナ禍を契機として、デジタル技術を活用したライフスタイルへの転換が急速に進んだ。この変化について、「時計の針を戻す」のではなく、デジタル技術を積極的に活用し、単にリモート化するだけでなく、個人の暮らしの自由度と多様性を広げるよう、働き方、学び方、医療や防災対応を始めとする様々な公共サービスの変革を更に進めていく（新たなライフスタイルへの転換に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

準公共分野や、相互連携分野の取組を推進していくに当たっては、サービスごとのアウトプットを計測するのでは不十分である。こうしたサービスの変革によって、個人の暮らしのニーズに応じた多様かつきめ細かなサービスが展開されたか、暮らしに対するイニシアチブをどこまで個人の側が取り戻せたか、それに対して個人が満足しているか、といった暮らしの変化の観点から、デジタル化のKPIを設定し、進捗状況を定期的にフォローアップすることにより、取組を評価する仕組みを構築することを検討する。

## 新たなライフスタイルへの転換に関する具体的な施策

### ① テレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるばかりでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である。そのためには、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進していくことが必要である。

このため、特に導入が遅れている中小企業を中心として、テレワーク導入に向けた全国的な導入支援体制の整備や専門家による無料相談など各種支援策を推進するとともに、全ての労働時間制度でテレワークが実施可能であること等を明確化し、また、労働時間の把握・管理及び健康確保について記載した、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」<sup>135</sup>の周知、新たな働き方・住まい方への対応として、職住近接・一体の生活圏の形成に向け、テレワーク拠点整備等の推進を行う。

また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、企業等に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業の裾野拡大を推進する。

テレワークへの関心が高まる中、民間のテレワークについては、現在、テレワークの導入・改善を検討する企業や団体に対する個別無料相談や、「ワーケーション」に係る施策など、様々な事業が展開されている。一方で、テレワークに係る情報が関係府省庁、事業ごとに分散しており分かりにくいことも指摘されていることから、適切な情報発信体制の強化を行う必要がある。したがって、利用者の利便性を第一として、施策を再設計していくことが必要であり、まずは総務省と厚生労働省がそれぞれ実施している無料の個別相談事業において、窓口等の一本化について検討し、併せて各事業のウェブサイトを整理・統合し、一元的な情報発信を行う。

国家公務員については、非常時においても適切に行政サービスを提供できるよう、国会業務や法令業務を含め、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」<sup>136</sup>に基づき、令和3年（2021年）8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。法令業務については、総務省やデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、デジタル技術・ICTを積極的に活用する形での法制執務全体の業務フローの在り方について検証を進め、法制執務業務支援システム（e-LAWS）等の位置付けや期待される役割について再整理を行う。その上で、法案作成における正確性の確保に加え、法制執務の合理化・効率化や法案作成作業の負担軽減を図る観点から、e-LAWSの抜本的な機能向上等に向けて検討を行う。

### ② シェアリングエコノミーの推進

シェアリングエコノミーは、デジタル社会の基本をなす重要な考え方である。データ連携基盤、統合ID、認証など、様々なサービスが共通に必要な公共的なサービス基盤は、官だけでも、民間事業者だけでも、持続可能な形で管理・運営することは難しい。このため、産学官が全員で協力し、デジタル社会の共通基盤となるハードウェア、システム、それらを支える人間関係を共通の社会的資産として支え合っていく共助のビジネスモデルの確立が急がれる。

また、シェアリングエコノミーの考え方に立った新たなビジネスモデルの開拓は、消費者等の安全を守りつつ、あらゆる遊休資産の活用を促進し、国民一人ひとりが多様なニーズに合った選択をすることができる社会、自然災害や感染症等の非常事態に対してもレジリエントな社会、持続可能な循環型社会の実現に貢献することが期待されている。このため、こうしたサービスの安全性及び信頼性の向上を図りつつ、社会への更なる浸透・定着を目指す。

具体的には、官民連携して構築したシェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコあんしん検定について、広報の強化や関係府省庁との連携等を事業者団体と検討し、一層の普及を図る。また、シェアリングシティ推進協議会と連携して、地方公共団体としての活用イメージが具体的に膨らみやすいような各シェアサービスの紹介ハンドブック等を作成するとともに、公共サービスとしての新たな活用について検討を深める。

---

<sup>135</sup> 令和3年3月25日厚生労働省

<sup>136</sup> 平成27年1月21日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、令和3年3月30日改定

## (2) デジタル人材の育成・確保

### 【目指す姿】

- ・全ての国民が、それぞれのライフステージに応じて必要となる ICT スキルを習得する環境を整備するとともに、社会のそれぞれの立場で求められる人材の確保・育成を図ることにより、目指すべきデジタル社会の着実な実現を図る。



それぞれの立場で必要となるデジタルに関する能力を確保・育成できる社会の実現

### ① デジタルリテラシーの向上

全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるよう、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」として位置付け、令和3年度（2021年度）に研修用教材、実践事例集等の周知を行った上で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。その際、必要に応じ地域密着型の人材育成に貢献する高等専門学校等、専門的な知識・技術を有する人材の活用を図る。また、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施し、結果を公表するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。さらに、教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。

これらの取組や、前述の「デジタル活用支援」や「地域 ICT クラブ」の取組を通じて、国民それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

### ② デジタル専門人材の育成・確保

#### ア デジタル人材育成プラットフォームの構築

デジタル社会の発展を担うデジタル人材が不足している現状について、アジャイル開発やオープンソース利用が主流となる等のシステム開発の大きな変化を踏まえ必要とされるデジタル人材像及び人数等を検討し、取りまとめ、広く共有する。

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。令和3年度（2021年度）以降、IT人材スキル標準の整備を進めるとともに、デジタル人材育成プラットフォームでは、オンライン教育ポータルサイト・コンテンツの整備や、実践的な課題解決型学習プログラム（DX ケーススタディ）及び課題解決型現場研修プログラムの実施を通して地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保する。

数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて令和3年度（2021年度）中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。

## イ 民間人材育成の推進

IPAでは、DADCにおいて、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施する。また、NICTでは、ナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、国・地方公共団体等を対象に、サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成するとともに、サイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、サイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を令和4年度（2022年度）までに構築・改修し、産学における自立的な人材育成の支援を推進する。

## ウ 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進

政府機関におけるデジタル化の推進や、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革（BPR）等の担い手となる人材の充実を、中長期的な計画の下で進めるため、各府省庁は、組織規模や所管する情報システムの実情を踏まえつつ、「デジタル人材確保・育成計画」を策定・改定し、その着実な実施を図るとともに、政府デジタル人材<sup>137</sup>の確保・育成等について次の取組を推進する。

<sup>137</sup> IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、政策の企画立案部局や事業実施部局等におけるDXや、ITガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、業務改革（BPR）、データの利活用等に中核となって取り組む人材のこと。



i) 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成

各府省庁において、政府デジタル人材を確保・育成するため、次の取組を推進する。

- 各府省庁の統括部局、一定のシステム<sup>138</sup>所管部局の体制を整備し、人材を拡充するとともに、あらゆる部局で、DX や業務改革 (BPR)、データ利活用等を進めるために必要な人材を広く活用できるよう、体制を整備し、人材の拡充を行う。
- 令和4年度（2022年度）以降の国家公務員採用試験に新設等される総合職試験の「デジタル」区分及び一般職試験の「デジタル・電気・電子」区分について、デジタル庁を中心に各府省庁において合格者の積極的な採用に努めるとともに、啓発活動・人材確保活動を通じて積極的な広報を実施する。
- 各府省庁において、「デジタル人材確保・育成計画」の一環として、研修受講、出向、スキル認定等に係る具体的な目標を設定した「政府デジタル人材育成支援プログラム」を策定・改定し、人材の適切な育成について明記する。
- デジタル庁、NISC等は、各府省庁が策定・改定する上記計画やプログラムに基づく人材の確保・育成を支援する。特に、デジタル化の進展等を踏まえて必要となる能力を整理し、その育成のために必要となる研修の体系・内容・手法・対象等の継続的な見直しを行う。
- 政府デジタル人材に対する適切な処遇の確保のため、手当等を活用し、一定の給与上の評価を行うとともに、「デジタル人材確保・育成計画」の中で、出向等の機会を捉えた昇任等も含め、高位のポストまでを見据えた人事ルート例（イメージ）を設定する。

上記の取組に加え、デジタル庁を中心として、国、地方公共団体、民間企業、独立行政法人など、組織の垣根を超えた人材の行き来や、デジタル庁と各府省庁等の職員が一体的にシステムの開発・運用等を行うことを通じて人材の育成が行われるような環境の整備を行う。

ii) 高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働

政府機関が最新の技術を駆使してプロジェクトの推進や高度な事案への対処を行うためには、任期付職員制度等の活用を通じて、高度な専門人材を外部から登用して政府デジタル人材等の知見を補完し、協働することが必要である。

これを踏まえ、デジタル庁やNISCにおいては、高度専門人材を採用し、各府省庁に対する支援・助言を実施する。

また、利害関係や職務執行への支障に配慮しつつ兼業・副業も可能な非常勤職員での採用や、ITスキルに関する民間の評価基準を活用する等の工夫を含めた外部の高度専門人材を活用する場合の採用の在り方について検討を進める。

iii) 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

広く幹部職員を含む一般職員のリテラシーを向上させ、必要な際に適切な手法でデジタル技術を使いこなせるようにするため、職員が継続的にIT・セキュリティ等の知識を更新・補充するための環境整備・支援を行うとともに、管理職を対象とした研修の実施等、管理職がデジタル改革の推進に向けたリーダーシップを適切に発揮できるような取組を推進する。

<sup>138</sup> デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙5におけるプロファイルレベル Type II以上のシステム等。

#### iv) デジタル人材の確保・育成のための体制の整備等

各府省庁がそれぞれの機能を果たし、政府一丸となってデジタル改革に必要な人材の確保・育成に向けた取組を進めるため、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の下、各府省庁内を指揮監督する強力な体制を敷く。

デジタル人材の確保・育成に向けた各府省庁の取組状況については、デジタル社会推進会議副幹事会、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議（副 CISO 等連絡会議）において共有を図る。

各府省庁において、上記のような政府デジタル人材を中心とした人材の確保・育成等の取組を進める際には、当該人材のキャリアパスを見渡した上で、適時適切な時期に知識・経験を付与する必要がある。

また、「人に優しいデジタル化」をサイバーセキュリティ対策と一体的に進めるに当たっては、システム開発時からのセキュリティ・バイ・デザインを担保することが重要であり、それが可能となるような人材の確保・育成に配慮することが求められる。

さらに、独立行政法人等についても、上記の各府省庁における取組の方針を参考に、その業務の特性等に鑑み、デジタル人材の確保・育成に向け必要に応じた取組を行うものとし、独立行政法人に対して、各府省庁はその取組状況等について確認等を行う。

## エ 女性デジタル人材育成の推進

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、デジタル人材のジェンダーギャップ<sup>139</sup>を解消し、女性人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要である。学校教育段階からの取組のほか、女性に対するデジタル分野のリカレント教育の機会提供・就労支援を行うとともに、育児・介護等でフルタイムの仕事が出来ない女性も時短・テレワークでデジタル就労ができる環境を整備する必要がある。

このため、地方公共団体が、男女共同参画センター・経済団体・大学等と連携して行う、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や当該スキルを生かした再就職・転職の支援等を支援する。また、ハロートレーニング等において、企業のニーズにマッチした、就労に直結するデジタル分野の講座を充実させるとともに、eラーニングの活用等により遠隔からの受講が可能となるよう、産学官の優良なデジタル研修講座をデジタル人材育成プラットフォームで共有するなどして、地域包括 DX 推進拠点も活用しながら、全国に展開する。さらに、育児・介護等で時間的制約がある女性が働きやすい時短・テレワークなど柔軟な環境や、ワークシェアリングやコーチングなど安心して働けるサポートが充実した環境の拡大に向け、優良事例を紹介するなど、企業、地方公共団体、国などが協力して全国に展開し、地域の女性のデジタル雇用創出と地域企業の生産性向上の実現を図る。

<sup>139</sup> 「IT 人材白書 2020 今こそ DX を加速せよ ～選ばれる“企業”、選べる“人”になる～」(独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 社会基盤センター) によると、令和元年度 (2019 年度) の情報サービスの男女比は男性 75.2% に対して女性 24.8% となっており、全産業の労働人口に占める女性比率 44.5% に比較すると女性が低い傾向にある。これは、我が国における女性の労働参加の実態として出産・育児や介護を理由とする身体的、時間的制約により、フルタイム勤務を求められる職場では継続的に働くことが難しく、職場研修や経験を通じたデジタルスキルを習得する機会が得にくい状況が続いていること等が理由として考えられる。

## 第7 今後の推進体制

### 1. デジタル庁の役割と政府における各種会議

#### (1) 司令塔としてのデジタル庁の役割

デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、利用者目線で適切にニーズをくみ取ったサービスを提供することによる国民の利便性の向上や、デジタル基盤やデータ流通環境の整備、行政や公共分野におけるサービスの質の向上、デジタル人材の育成・確保、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の実現を図るため、主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していく。

また、デジタル改革、規制改革、行政改革といったデジタル時代にふさわしい構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現においても内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と連携としてデジタル技術を地域の暮らしや産業に実装するなど、重要な役割を担っていく。(第3 司令塔としてのデジタル庁の役割を参照)

#### (2) デジタル社会推進会議の開催

内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとするデジタル社会推進会議<sup>140</sup>は、デジタル社会の形成のための施策の実施を推進する。デジタル監及び内閣総理大臣により任命された幹事からなるデジタル社会推進会議幹事会<sup>141</sup>は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関の相互の調整に資することを目的として開催する。

#### (3) デジタル社会構想会議の開催

デジタル大臣が指名する有識者によって構成されるデジタル社会構想会議において、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、今後のあるべきデジタル社会の在り方等について調査審議を行う。

#### (4) デジタル臨時行政調査会及びデジタル田園都市国家構想実現会議の開催

規制・制度、行政や人材の在り方まで含めて本格的な構造改革を行うため、内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進する。

また、デジタル技術の実装を通じて、地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大等による地方の活性化を図るため、主にデジタル臨時行政調査会での検討成果の活用やデジタル基盤の整備等の観点から、内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、国が中心となって整備するデジタル基盤の上でデジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進する。

<sup>140</sup> デジタル庁設置法第14条及び第15条

<sup>141</sup> 令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定

## **2. 地方公共団体等との連携・協力**

デジタル庁は、デジタル社会の形成に向けた施策の検討・推進に当たっては、国民との接点の最前線にいる職員の声を聴きつつ、地方公共団体との連携・協力を図る。あわせて、国及び地方公共団体に関連する重要な情報システムの開発・運用等を担う地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とも連携等を図る。

## **3. 民間事業者等との連携・協力**

政府は、デジタル技術を活用した事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上等が図られるよう、民間事業者等に対する意識の啓発、標準化やAPI連携も含めたプラットフォーム整備など、民間事業者等との連携や協力を積極的に推進する。そのための情報共有・人材交流や、環境整備も図る。